



第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画

ところっこ

すくすく サポートプラン

令和2年3月

所沢市

はじめに



子どもたちは大人と触れ合うことで、さまざまなことを学びながら成長していきます。そして、大人も子どもたちと一緒に泣いたり笑ったり気持ちを分かち合うことで、幸せを感じることができます。子育てを通して感じる幸せや楽しさは、保護者ならではのものではないでしょうか。

そうした幸せな時間は、あっという間に過ぎてしまうものです。どうか、人生の中の貴重な子育て期を大切に過ごしていただきたいと思います。

このたび、第1期計画の終了に伴い、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画は、第1期計画における基本理念や基本目標等を継承しつつ、現在の社会情勢の変化等を考慮し、各種取組を体系的にまとめ、より効果的な施策の実施を目指すものです。

本計画に基づき、豊かな自然の中で子どもたちがのびのびと健やかに成長できるように支援していくとともに、保護者が子育ての楽しさや大切さを感じ、安心して子育てできるまちづくりを進めてまいります。

また、市民の皆様や事業者の方々とともに、市の宝である子どもたちの幸せのため、子どもや子育て家庭を地域全体で温かく見守り、子どもを大切にすまちの実現に取り組んでまいります。

人と人との「絆」を感じられる『善きふるさと所沢』を未来の子どもたちに継承できるよう、今後とも一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、所沢市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント手続など、さまざまな機会を通じて御協力いただきました多くの市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

所沢市長 藤本正人

目次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 これまでの国等の施策・今後の動き	1
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	6
5 計画の対象	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境	
1 子ども・子育ての現況	7
2 所沢市の取組	17
3 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果	32
4 第1期所沢市子ども・子育て支援事業計画の達成状況	43
第3章 計画の基本的な考え方と目標実現のための施策	
1 基本理念	49
2 基本的な視点	50
3 基本目標	52
4 施策の体系	54
5 目標実現のための施策	56
基本目標1 子どもへの支援	56
基本目標2 子育て家庭への支援	70
基本目標3 地域社会全体での支援	81
第4章 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の展開	
1 目標の設定	89
2 量の見込みと確保の内容	91
第5章 計画の推進に向けて	
1 計画の進行管理	109
2 計画の推進体制	110
資料編	
1 策定体制	111
2 策定経過	112
3 所沢市子ども・子育て会議 委員名簿	113
4 第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会委員名簿	115
5 所沢市子ども・子育て会議条例	116
6 子ども・子育て支援法(抄)	118
7 次世代育成支援対策推進法(抄)	128
8 母子及び父子並びに寡婦福祉法(抄)	132

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

所沢市では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「子ども・子育て支援事業計画」と市の子育て支援施策を総合的に推進するための「次世代育成支援行動計画」を包含した平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「所沢市子ども・子育て支援事業計画」(以下、第1期計画)を策定しました。

また、平成27年度からの5年間において、第1期計画に基づき、教育・保育施設の整備や地域子ども・子育て支援事業の実施などを計画的にすすめてきました。平成29年には子育て支援・発達支援のための拠点施設「こども支援センター」などで構成される複合施設「こどもと福祉の未来館」が開館し、子育て支援・発達支援に総合的に取り組んでいます。

この「第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画」(以下、第2期計画)は、第1期計画が終了することに伴い、未来を担う所沢市の子どもたちが幸せに成長し、暮らしていくための子ども・子育て支援の環境を整備し、より効果的な施策を展開するために、施策を体系的にとりまとめ、第1期計画を引き継ぐものとして策定するものです。

2 これまでの国等の施策・今後の動き

1 子ども・子育て支援新制度以前の国の動き

エンゼルプラン(平成6年)・新エンゼルプラン(平成11年)の策定

合計特殊出生率(1人の女性が生涯で出産する子どもの平均人数)が史上最低の1.57人になった平成2年の「1.57ショック」を契機に、出生率の低下と子どもの数の減少への対策として子どもを生き育てやすい環境づくりに向けた取組がすすめられてきました。平成6年に「エンゼルプラン」、平成11年に「新エンゼルプラン」が策定されました。

子ども・子育て応援プランの策定(平成16年)

平成15年に「次世代育成支援対策推進法」「少子化社会対策基本法」が制定・施行され、「児童福祉法」の改正が行われました。平成16年に閣議決定された「少子化社会対策大綱」を実行するための施策を定めた「子ども・子育て応援プラン」が策定されました。

子ども・子育てビジョン（少子化対策大綱）の策定（平成 22 年）

平成 22 年 1 月、少子化社会対策基本法に基づく新たな大綱（「子ども・子育てビジョン」）が閣議決定されました。

子ども・子育て支援新制度の施行（平成 27 年）

平成 24 年に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月 1 日から本格施行されました。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、国は、日本社会を持続可能で確かなものにする上で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が不可欠であると位置づけ、積極的に取組をすすめることになりました。

その後も、平成 28 年に策定された「ニッポン一億総活躍プラン」でも働き方改革の推進が掲げられ、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、男性の育児休業取得促進など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が図られています。

2 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て関連 3 法とは、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律¹、関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）²をいいます。

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連 3 法に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための仕組みとして作られました。

- 1 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

「施設型給付」と「地域型保育給付」の創設

幼稚園、保育所（以下、保育園）認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付）と小規模保育事業などへの給付（地域型保育給付）が創設されました。

認定こども園制度の改善

幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ、認定こども園の財政措置は「施設型給付」に一本化されました。

地域の子育て支援の充実

地域の実情に応じた「地域子ども・子育て支援事業」の充実が図られることになり、所沢市では、本計画の第 4 章で掲載のとおり実施しています。

市町村が計画の策定や事業の実施主体となる

市町村が地域のニーズに基づき幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業などの提供について「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、事業を実施することになりました。

社会全体による費用負担

消費税率の引き上げにより確保される財源が幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業などの質・量の充実にあてられることになりました。

子ども・子育て会議の設置

国は有識者や子育て当事者、子育て支援事業従事者等が政策プロセス等に参画・関与する子ども・子育て会議を設置することになりました。所沢市では、市町村の地方版子ども・子育て会議として「所沢市子ども・子育て会議（以下、子ども・子育て会議）」を設置し、施策の総合的な推進に関する評価・審議などを行っています。

3 子ども・子育て支援新制度施行後の動き

持続可能な開発目標（SDGs）の採択（平成 27 年）

「国連持続可能な開発サミット」で「ミレニアム開発目標（MDGs）」（2000 年に国連で採択）を受け継ぐ 2030 年までの新たな目標となる「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

SDGs は、17 の目標と 169 のターゲットからなり、不平等、格差をなくするための目標（目標 1 貧困をなくそう、目標 2 飢餓をゼロに、目標 3 すべての人に健康と福祉を、目標 4 質の高い教育をみんなになど）、すべての子どもを暴力・虐待から守るための目標（目標 16 平和と公平をすべての人になど）、子どもたちに持続可能な環境を残すための目標（目標 14 海の豊かさを守ろう、目標 15 陸の豊かさを守ろうなど）といった子どもに関連する課題の解決に資するものです。

所沢市では、第 6 次所沢市総合計画における優先的にすすめる取組（リーディングプロジェクト）「子どもが大切にされるまちづくり」において、これらの目標への貢献を意識した施策運営をすすめるものとしています。



SDGs 17 の目標

子育て安心プランの公表（平成 29 年）

国が「子育て安心プラン」を公表し、25 歳から 44 歳までの女性の就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、平成 30 年度から令和 4 年度末までに女性就業率 80%にも対応できる保育の受け皿を整備することとし、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月閣議決定）では、これを前倒しして令和 2 年度末までに整備することとしています。

幼児教育・保育の無償化（令和元年）

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する 3 歳から 5 歳児クラスまでの子どもたち、住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無償化の対象となりました。

子育てのための施設等利用給付の創設

総合的な少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために、子育てのための施設等利用給付が創設されました。3 歳から 5 歳児クラス（小学校就学前）までの子どもと 0 歳から 2 歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子どもが、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などのうち、市町村の確認を受けた施設等を利用する場合にかかる費用について、一定額を上限に支給しています。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づいて策定するものです。

第 1 期計画と同様に「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」を包含し、一体的に策定します。

新たに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「ひとり親家庭等自立支援計画」を包含し、一体的に策定します。

所沢市の上位計画である「第 6 次所沢市総合計画」の部門別計画に位置づけ、その他の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定します。今後策定される予定の計画とも可能な限り整合を図ることとします。

【所沢市の計画との関係】

総合計画（第6次）

地域福祉計画

次世代育成支援行動計画
ひとり親家庭等自立支援計画

（第2期）

子ども・子育て支援事業計画

教育振興基本計画（第2次）

保健医療計画（第2次）

障害者支援計画（第4次）
（障害児福祉計画含む）

男女共同参画計画（第4次）

その他の関連計画



総合計画



地域福祉計画



教育振興基本計画



保健医療計画



障害者支援計画



男女共同参画計画

4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

	平成 27 (2015) 年度	28 (2016) 年度	29 (2017) 年度	30 (2018) 年度	令和 元 (2019) 年度	2 (2020) 年度	3 (2021) 年度	4 (2022) 年度	5 (2023) 年度	6 (2024) 年度
所沢市総合計画	第5次計画				第6次計画（～令和10(2028)年度）					
所沢市 子ども・子育て 支援事業計画	第1期計画				第2期計画					

5 計画の対象

本計画の対象は、所沢市に住む出生前から乳幼児期を経て、概ね18歳までの子どもとその家庭とします。



第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

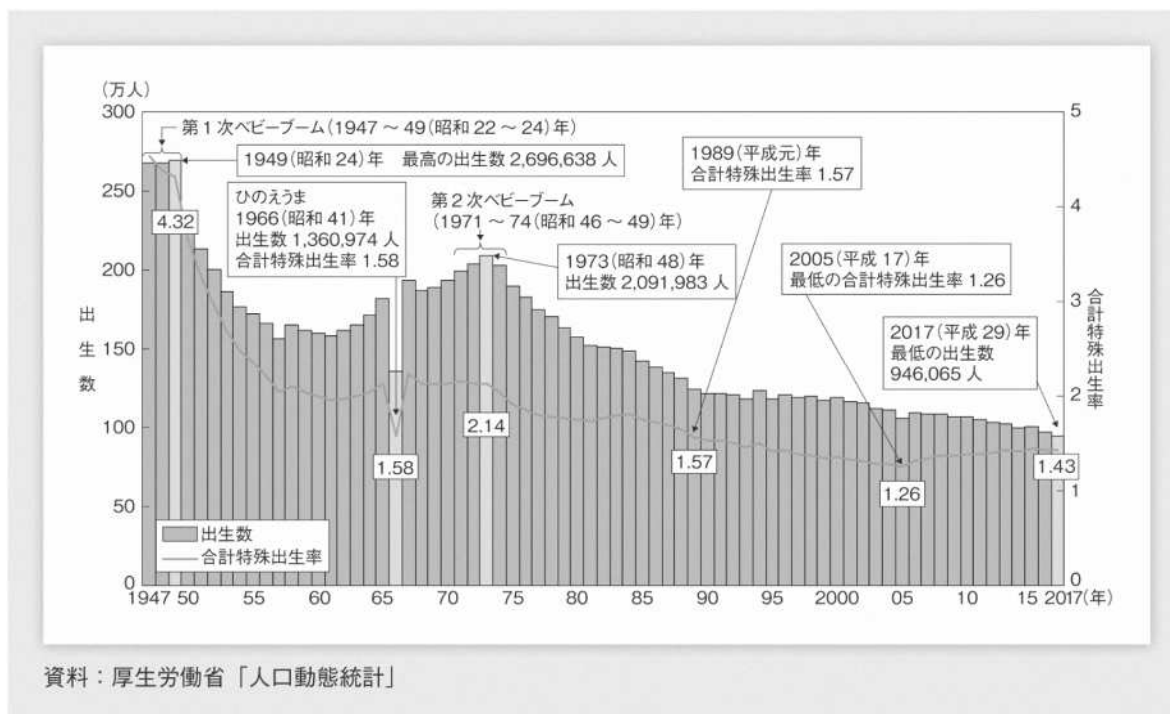
1 子ども・子育ての現況

計画を策定するにあたり、子ども・子育てを取り巻く環境を把握するために、国や所沢市における社会、家族、世帯の生活の状況などについて、統計情報などをもとに整理しました。

1 我が国における少子化の進行

我が国における平成29年の全国の合計特殊出生率は1.43となっており、近年は微増傾向が続いていましたが、依然として人口を維持するための水準とされる2.08を下回り、少子化が進行しています。

【出生数及び合計特殊出生率の推移（国）】



合計特殊出生率...15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産む子どもの数とされている。

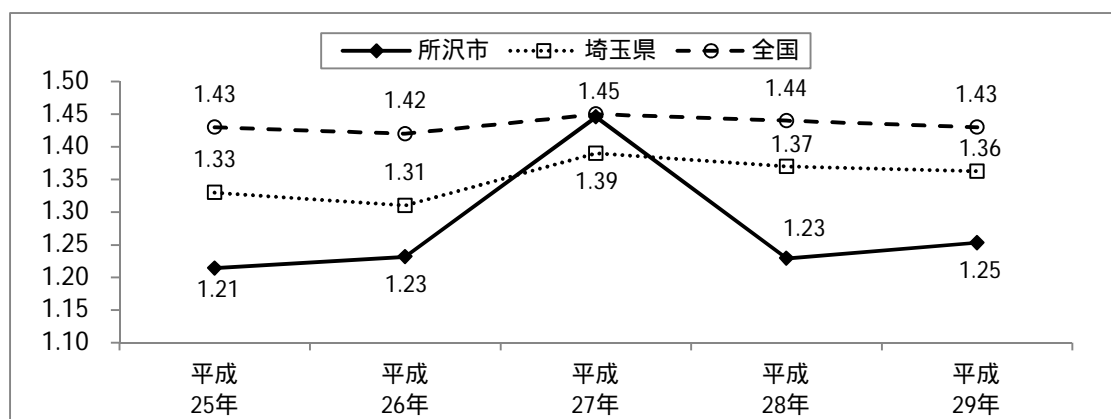
資料：令和元年版少子化社会対策白書（内閣府）

2 所沢市における少子化の進行

合計特殊出生率

所沢市の合計特殊出生率の推移をみると、平成 25 年以降は微増傾向となっており、平成 29 年は 1.25 で、国の 1.43、埼玉県の 1.36 を下回っています。

【合計特殊出生率の推移（国、県、市）】



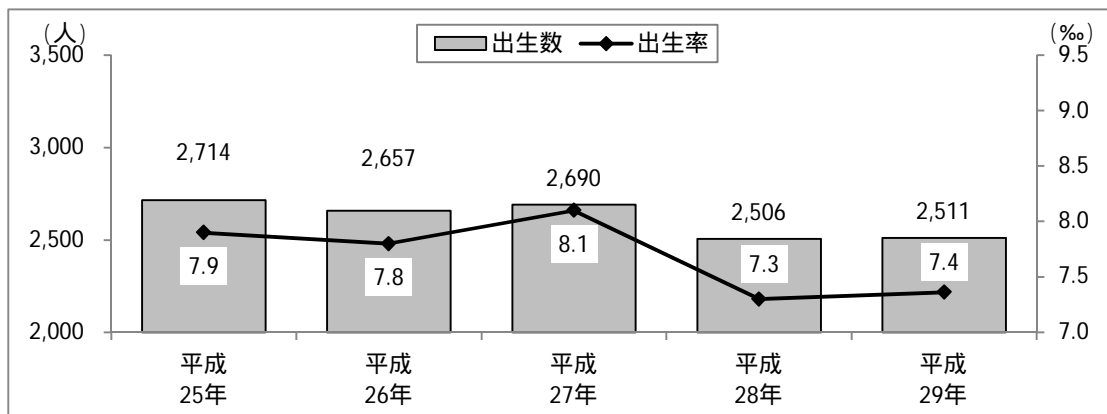
区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
所沢市	1.21	1.23	1.45	1.23	1.25
埼玉県	1.33	1.31	1.39	1.37	1.36
全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：埼玉県保健統計年報

出生数・出生率

所沢市の出生数・出生率 については、平成 29 年の出生数は 2,511 人、出生率は 7.4‰（パーミル）となっており、ともに減少傾向にあります。

【出生数と出生率の推移（市）】



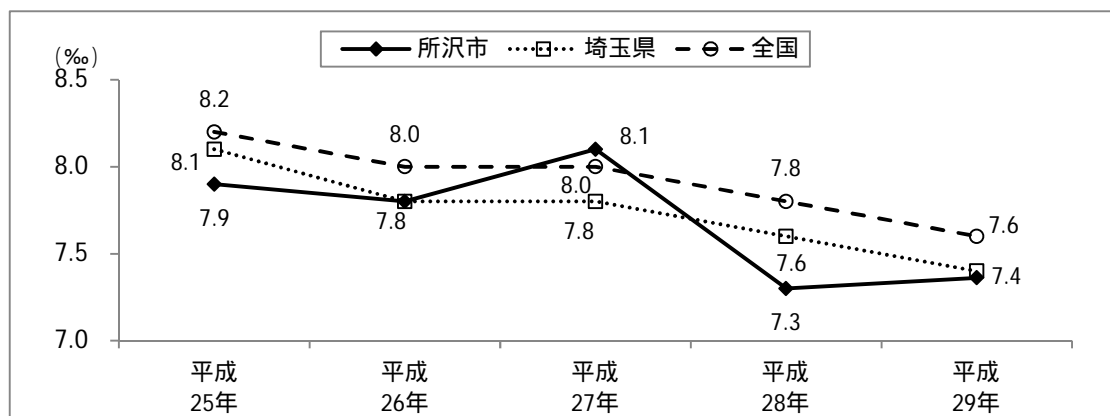
区分	単位	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数	人	2,714	2,657	2,690	2,506	2,511
出生率	‰	7.9	7.8	8.1	7.3	7.4

出生率...人口 1,000 人に対する 1 年間の出生数の比率

資料：埼玉県保健統計年報

所沢市の出生率を国、県と比較すると、平成 25 年以降は概ね国、県を下回っていましたが、平成 29 年は県と同程度となっています。

【出生率の推移（国、県、市）】



区分	単位	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
所沢市	‰	7.9	7.8	8.1	7.3	7.4
埼玉県	‰	8.1	7.8	7.8	7.6	7.4
全国	‰	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6

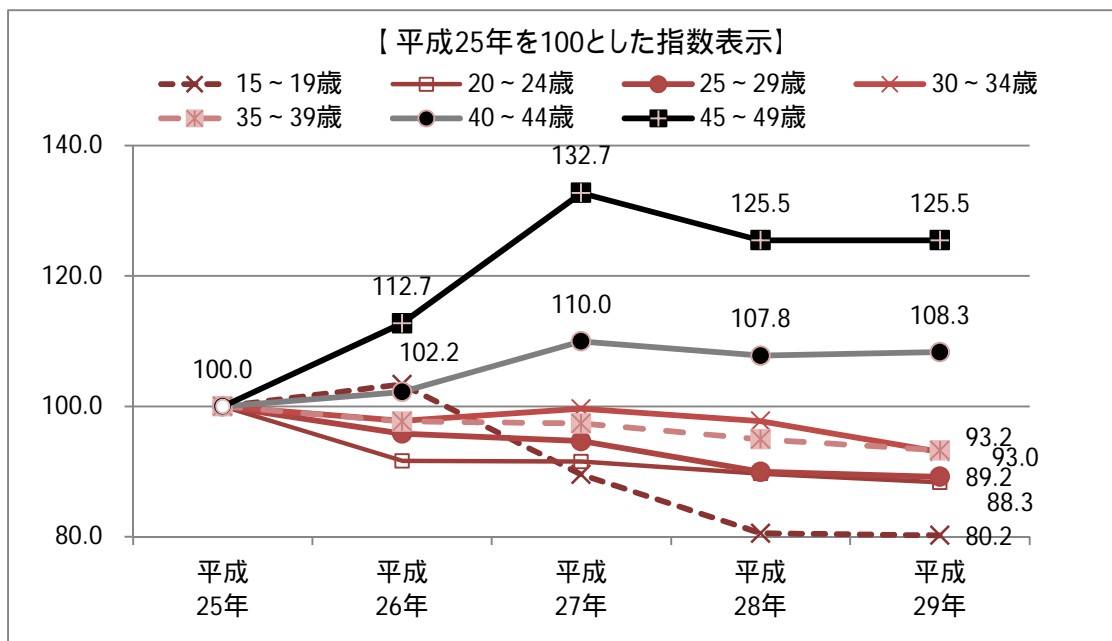
資料：埼玉県保健統計年報

母親の年齢階級別出生数

埼玉県母親の年齢階級別出生数についてみると、平成29年は30～34歳の出生数が最も多くなっており、次いで25～29歳、35～39歳の順となっています。

経年変化についてみると、35～39歳以下の出生数が減少傾向であるのに対して、40～44歳以上の出生数が増加傾向又は横ばいであることから、出産年齢が上昇傾向にあることが読み取れます。

【母親の年齢階級別出生数の推移（県）】



年齢階級	単位	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
15～19歳	人	621	642	556	500	498
	指数	100	103.4	89.5	80.5	80.2
20～24歳	人	4,736	4,339	4,335	4,247	4,184
	指数	100	91.6	91.5	89.7	88.3
25～29歳	人	14,865	14,246	14,075	13,372	13,259
	指数	100	95.8	94.7	90.0	89.2
30～34歳	人	20,822	20,360	20,748	20,353	19,371
	指数	100	97.8	99.6	97.7	93.0
35～39歳	人	13,558	13,243	13,201	12,874	12,642
	指数	100	97.7	97.4	95.0	93.2
40～44歳	人	2,806	2,868	3,086	3,025	3,040
	指数	100	102.2	110.0	107.8	108.3
45～49歳	人	55	62	73	69	69
	指数	100	112.7	132.7	125.5	125.5
その他	人	7	5	3	7	6
	指数	100	71.4	42.9	100.0	85.7

平成25年の人数を100として、各年の人数をその割合として表したもの

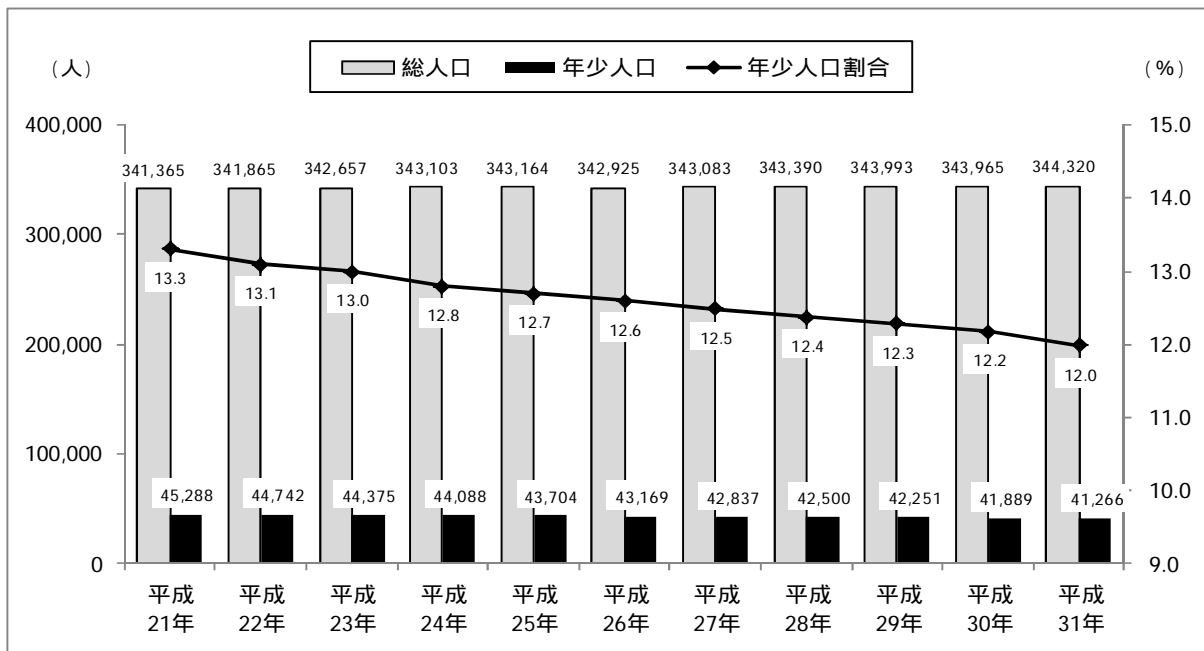
資料：埼玉県保健統計年報

3 子どもの数と家族形態の推移

総人口と年少人口

所沢市の人口の推移をみると、平成31年1月1日時点の総人口は344,320人で横ばい傾向となっています。年少人口（15歳未満）は、41,266人であり、平成21年と比較すると4,022人減少しています。年少人口割合も12.0%と減少傾向にあります。

【総人口と年少人口の推移（市）】



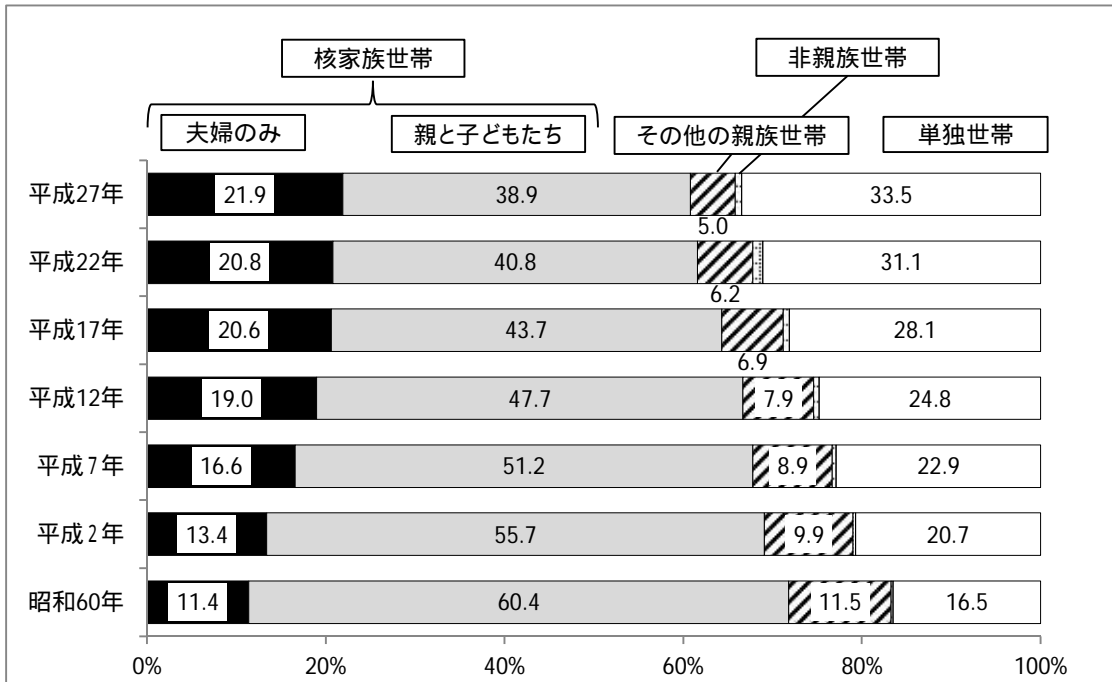
年齢階級	単位	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	人	341,365	341,865	342,657	343,103	343,164	342,925	343,083	343,390	343,993	343,965	344,320
年少人口	人	45,288	44,742	44,375	44,088	43,704	43,169	42,837	42,500	42,251	41,889	41,266
年少人口割合	%	13.3	13.1	13.0	12.8	12.7	12.6	12.5	12.4	12.3	12.2	12.0

資料：住民基本台帳

家族形態の変化

所沢市の家族類型別世帯をみると、平成 27 年は、核家族世帯が総世帯数（家族類型不詳を除く）144,468 世帯の 60.8%（87,861 世帯）となっています。経年変化をみると、「夫婦のみ」と「単独世帯」が増加し、「親と子どもたち」、「その他の親族世帯（夫婦と両親世帯、夫婦・子どもと両親世帯など）」が減少しています。

【家族類型別世帯構成比率の推移（市）】



資料：国勢調査

三世代同居（近居） 多世代交流の推進

三世代（親・子・孫）が同居または近居する（近隣に住む）ことにより、家族の絆が強まるとともに、子育てなどを通して世代間で必要なときに支え合うことができるなど、それぞれの世代にメリットが生まれます。

色々な世代が、お互いに気を使いすぎることなく日頃から交流することで、いざというときに自然に支い合える関係を築けるよう、市では多世代が交流できるさまざまなイベント（三世代まつりなど）を開催しています。



かるた遊び（三世代まつり）



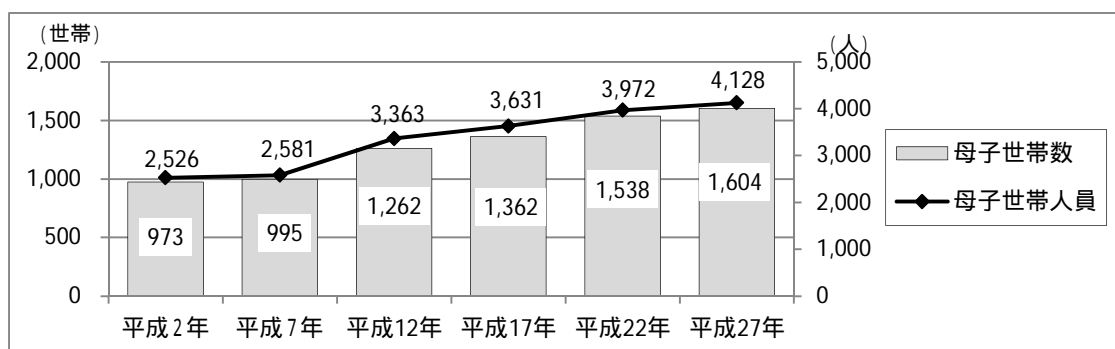
魚つり（三世代まつり）

4 ひとり親世帯数の推移

母子世帯の状況

所沢市における平成27年の母子世帯数は1,604世帯、母子世帯人員は4,128人となっており、経年変化でみると増加傾向にあります。1世帯当たり人員は2.57人であり、経年変化でみるとほぼ横ばいです。

【母子世帯数と母子世帯人員の推移（市）】



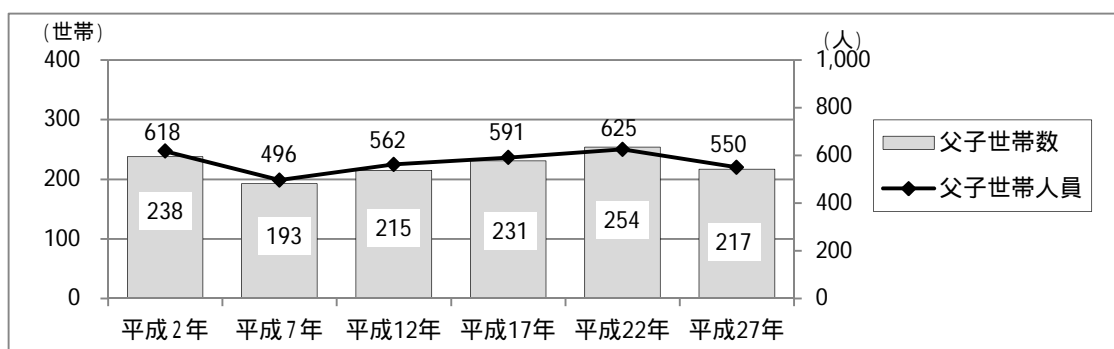
区分	単位	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯数	世帯	973	995	1,262	1,362	1,538	1,604
母子世帯人員	人	2,526	2,581	3,363	3,631	3,972	4,128
世帯当たり人員	人/世帯	2.60	2.59	2.66	2.67	2.58	2.57

資料：国勢調査

父子世帯の状況

所沢市における平成27年の父子世帯数は217世帯、父子世帯人員は550人となっており、経年変化でみるとほぼ横ばいです。1世帯当たり人員は2.53人であり、経年変化でみるとほぼ横ばいです。

【父子世帯数と父子世帯人員の推移（市）】



区分	単位	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
父子世帯数	世帯	238	193	215	231	254	217
父子世帯人員	人	618	496	562	591	625	550
世帯当たり人員	人/世帯	2.60	2.57	2.61	2.56	2.46	2.53

資料：国勢調査

5 就労状況

就労者の就業先

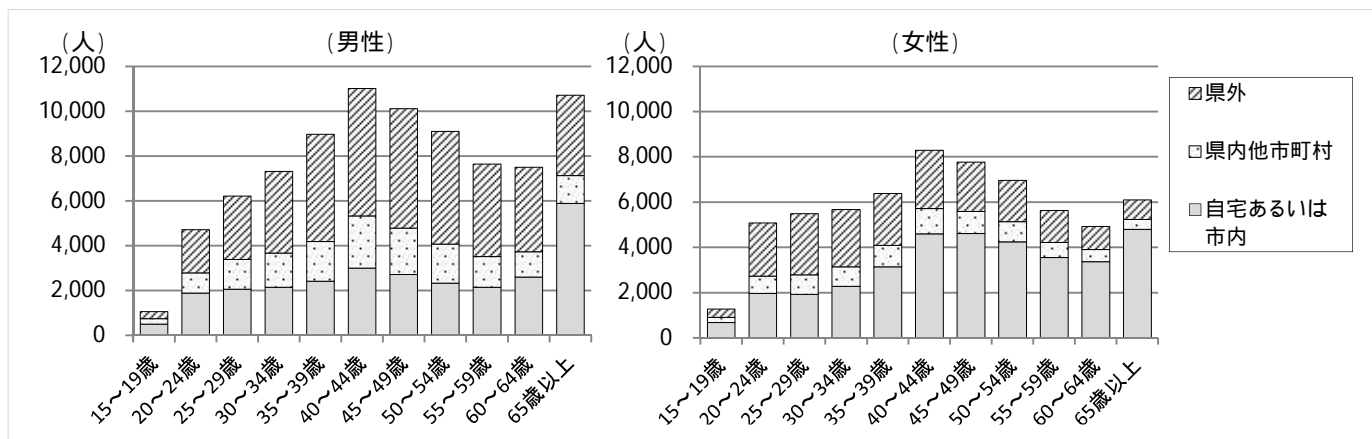
所沢市における年齢階級別の就労者の就業先について、男性は20歳以上64歳以下については県外に就業する人の割合が比較的高い状況となっています。女性は20歳以上34歳以下については、男性と同様に県外の割合が高くなっていますが、35歳以上からは自宅あるいは市内に就業する人の割合が高くなっています。

15歳以上就業者の主な就業地（県外）は東京都新宿区、千代田区の順になっています。

【年齢階級別・男女別の就業先（市）】

（単位：人）

年齢階級	（総数）				（男性）				（女性）			
	総数	自宅あるいは市内	県内他市町村	県外	総数	自宅あるいは市内	県内他市町村	県外	総数	自宅あるいは市内	県内他市町村	県外
15～19歳	2,344	1,201	463	680	1,065	517	235	313	1,279	684	228	367
20～24歳	9,808	3,873	1,651	4,284	4,723	1,899	895	1,929	5,085	1,974	756	2,355
25～29歳	11,705	3,996	2,187	5,522	6,216	2,060	1,333	2,823	5,489	1,936	854	2,699
30～34歳	13,001	4,440	2,391	6,170	7,318	2,158	1,527	3,633	5,683	2,282	864	2,537
35～39歳	15,357	5,563	2,725	7,069	8,968	2,417	1,783	4,768	6,389	3,146	942	2,301
40～44歳	19,307	7,613	3,445	8,249	11,010	3,007	2,333	5,670	8,297	4,606	1,112	2,579
45～49歳	17,883	7,344	3,046	7,493	10,112	2,724	2,071	5,317	7,771	4,620	975	2,176
50～54歳	16,067	6,595	2,632	6,840	9,096	2,341	1,745	5,010	6,971	4,254	887	1,830
55～59歳	13,275	5,706	2,032	5,537	7,642	2,157	1,362	4,123	5,633	3,549	670	1,414
60～64歳	12,422	5,976	1,672	4,774	7,498	2,611	1,129	3,758	4,924	3,365	543	1,016
65歳以上	16,820	10,690	1,670	4,460	10,714	5,891	1,237	3,586	6,106	4,799	433	874
合計	147,989	62,997	23,914	61,078	84,362	27,782	15,650	40,930	63,627	35,215	8,264	20,148
割合	100.0%	42.6%	16.2%	41.3%	100.0%	32.9%	18.6%	48.5%	100.0%	55.3%	13.0%	31.7%



【15歳以上就業者の主な就業地（市）】

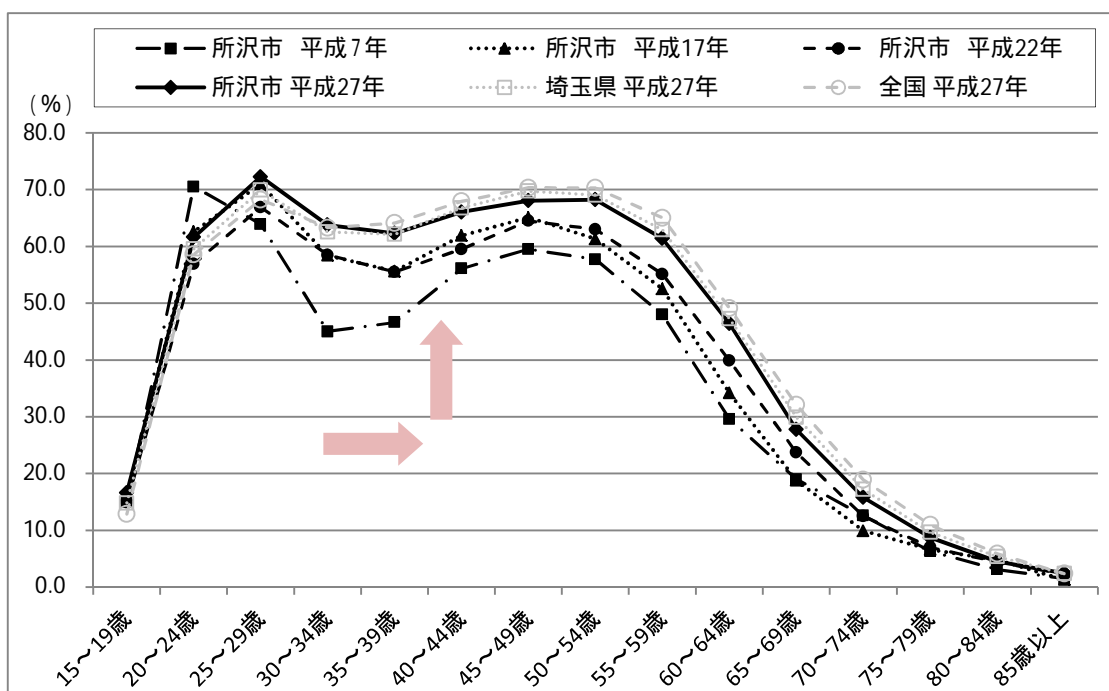
就業地（県内）	就業者数（人）	就業地（県外）	就業者数（人）
所沢市	62,997	新宿区	6,058
狭山市	4,459	千代田区	5,205
入間市	4,420	豊島区	4,295
川越市	3,211	港区	3,795
さいたま市	2,304	練馬区	3,704
三芳町	1,816	東村山市	3,058
新座市	1,403	中央区	2,847
飯能市	1,073	（東京都計）	58,211
埼玉県計（所沢市内除く）	23,914	（内 東京都特別区計）	39,874

資料：平成27年国勢調査

女性の年齢階級別就業率

所沢市の女性の年齢階級別就業率は、全国や埼玉県と同様、30歳代で低下し40歳代で再び上昇するM字型となっています。これは、結婚や出産期に当たる年代で一度仕事を辞め、子育てが落ち着いた時期に再び仕事に就くという女性の就労状況を反映したものです。経年変化でみると、M字の底が浅く上方へ、谷の部分が高齢の右方へ移行しています。理由としては、仕事と生活、子育ての調和を目指す女性が増えていること、晩婚化・晩産化が進んでいることなどが考えられます。

【女性の年齢階級別就業率（国・県・市）】



年齢階級	所沢市				埼玉県	全国
	平成7年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	14.9	16.2	14.9	16.6	14.8	12.9
20～24歳	70.5	62.6	56.9	61.6	59.5	58.6
25～29歳	63.9	71.0	66.9	72.3	69.9	68.2
30～34歳	45.0	58.4	58.5	63.8	62.5	63.3
35～39歳	46.6	55.6	55.5	62.3	62.1	64.1
40～44歳	56.1	61.9	59.5	66.0	66.8	67.9
45～49歳	59.5	65.1	64.5	68.1	69.7	70.3
50～54歳	57.7	61.3	63.0	68.2	69.1	70.3
55～59歳	48.0	52.5	55.1	61.4	62.9	65.0
60～64歳	29.6	34.2	39.9	46.4	47.3	49.1
65～69歳	19.0	18.8	23.7	27.8	29.9	32.1
70～74歳	12.6	9.9	12.5	15.8	17.2	18.9
75～79歳	6.3	6.6	7.0	8.7	9.6	10.9
80～84歳	3.1	4.8	4.4	4.5	5.4	5.9
85歳以上	1.5	1.3	2.3	2.4	2.4	2.4

資料：国勢調査

ひとり親世帯の保護者の就業状況

母子世帯は、母子世帯になる前と後の就業状況を比較すると、不就業の割合が減り、就業の割合が増えていることから、母子世帯になったことにより就業につながる傾向がある様子がわかります。もっとも、母子世帯については、父子世帯との比較において就業の割合が低い水準に留まっています。

父子世帯は、不就業の割合が増え、就業の割合が減っていることから、父子世帯になったことにより、不就業となる傾向がある様子がわかります。

【ひとり親世帯の保護者の就業状況（国）】

（単位：人）

区分	総数	不就業	不詳	就業	「就業」内訳（従業上の地位）						
					正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他
母子	母子世帯になる前	484	14	1,562	502	46	855	10	58	42	49
		23.5%	0.7%	75.8%	32.1%	2.9%	54.7%	0.6%	3.7%	2.7%	3.1%
		193	182	1,685	745	78	738	16	57	9	42
母子	調査時	9.4%	8.8%	81.8%	44.2%	4.6%	43.8%	0.9%	3.4%	0.5%	2.5%
		12	5	388	279	6	18	11	63	5	6
		3.0%	1.2%	95.8%	71.9%	1.5%	4.6%	2.8%	16.2%	1.3%	1.5%
父子	父子世帯になる前	22	37	346	236	5	22	6	63	9	5
		5.4%	9.1%	85.4%	68.2%	1.4%	6.4%	1.7%	18.2%	2.6%	1.4%

資料：平成 28 年度 全国ひとり親世帯等調査

ひとり親世帯への就労支援

平成 23 年度に厚生労働省埼玉労働局と協定を結び、市役所生活福祉課の窓口の一部を「福祉・就労連携支援コーナー」として設置したことにより、市役所庁舎内でハローワークの職業相談が利用できるようになりました。

市役所の福祉窓口にハローワークが併設されたのは当時全国初の取組でした。生活保護申請者、受給者に加えて、ひとり親家庭の母や父も、気軽に仕事探しや転職相談などを行うことができます。利用者からは、市役所内にあるので利用しやすいと大変好評です。



SDGs（目標 1、目標 8）



ハローワーク就労相談窓口（市役所内）

2 所沢市の取組

所沢市における社会、家族、世帯の生活の状況等を把握するために、市の事業の実施状況、成果やそれに付随する統計情報等について整理しました。

1 所沢市の取組状況

妊娠・出産つづけてサポート事業

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな相談に対応・支援を実施しています。平成30年度は、母乳育児に関する相談件数は319件、産後ケア事業（宿泊型）の利用日数は61日となっています。

【事業実施状況の推移】

区分	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度
母乳育児に関する相談	件	290	321	319
産後ケア事業（宿泊型）	日	-	27	61

利用者支援事業による相談件数は、『利用者支援事業「ところっこ子育てサポート事業」』に掲載

資料：健康づくり支援課

利用者支援事業「ところっこ子育てサポート事業」

妊娠期から出産・子育てに関する相談や情報提供、関係機関との調整などを行い、保護者をはじめとする子育てに関わる方に身近な立場で支援を行っています。

平成30年度は、子育て世代包括支援センターかるがも（母子保健型）にて1,010件、こども支援センター子育て支援エリア（基本型）にて595件、こども支援課（特定型）にて463件の支援を行っています。

【実施状況の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育て世代包括支援センター かるがも（母子保健型）	件	-	886	1,233	1,010
こども支援センター 子育て支援エリア（基本型）	件	-	87	505	595
こども支援課（特定型）	件	92	420	367	463

資料：こども支援課・健康づくり支援課

新生児・妊産婦訪問指導

妊娠中の方や新生児・乳児及び出産された方に対して、助産師又は保健師が家庭訪問を行っています。平成30年度は、延べ3,147人に実施しています。

【実施状況の推移】

区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊産婦	延べ人	1,389	1,301	1,607	1,632	1,601
新生児	延べ人	162	220	317	263	218
乳児	延べ人	1,187	1,041	1,252	1,328	1,328
合計	延べ人	2,738	2,562	3,176	3,223	3,147

資料：健康づくり支援課

乳児家庭全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん訪問」

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に対して、保健師、看護師、助産師が家庭訪問を行っています。平成30年度は、延べ1,228人に実施しています。

【実施状況の推移】

区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乳児	延べ人	2,178	2,021	1,531	1,347	1,228

資料：健康づくり支援課

未熟児訪問指導

未熟児養育医療受給者とその家族に対して、保健師が家庭訪問を行っています。平成30年度は、延べ156人に実施しています。

【実施状況の推移】

区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新生児	延べ人	5	4	5	7	5
乳児	延べ人	105	107	80	122	82
産婦	延べ人	106	87	75	93	69
合計	延べ人	216	198	160	222	156

資料：健康づくり支援課

乳幼児健康診査

乳幼児健康診査の受診率は、近年 90%以上の水準で推移しており、平成 30 年度は、4 か月児健診は 95.8%、10 か月児健診は 96.9%、1 歳 6 か月児健診は 96.1%、3 歳児健診は 93.8%となっています。

【実施状況の推移】

区分		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4か月児	回数	回	36	36	36	36	36
	対象者数	人	2,715	2,710	2,639	2,520	2,390
	受診者数	人	2,611	2,603	2,528	2,411	2,290
	受診率	%	96.2	96.1	95.8	95.7	95.8
10か月児 ()	対象者数	人	2,740	2,731	2,674	2,619	2,390
	受診者数	人	2,510	2,548	2,457	2,419	2,316
	受診率	%	91.6	93.3	91.9	92.4	96.9
1歳 6か月児	回数	回	24	24	24	24	24
	対象者数	人	2,786	2,760	2,765	2,684	2,603
	受診者数	人	2,615	2,660	2,688	2,545	2,502
	受診率	%	93.9	96.4	97.2	94.8	96.1
3歳児	回数	回	24	24	24	24	24
	対象者数	人	2,870	2,659	2,758	2,753	2,833
	受診者数	人	2,681	2,531	2,670	2,603	2,656
	受診率	%	93.4	95.2	96.8	94.6	93.8

所沢市医師会に業務委託を行い、個別健診として実施。

資料：健康づくり支援課

児童家庭相談の新規受付件数

平成 30 年度の児童家庭相談の新規相談受付件数は 920 件、そのうち児童虐待相談件数は 177 件となっています。

【新規受付件数の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談件数	件	827	904	844	920
(内)虐待 相談件数	件	151	192	145	177

資料：こども支援課（こども相談センター）

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に、助産師、保育士、ホームヘルパーが訪問して、保護者の育児、家事などの養育能力の向上と養育環境の改善を図るための支援を行っています。平成30年度は13件の家庭に支援を行いました。

【訪問世帯数の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問世帯数	件	8	6	4	13

資料：こども支援課

ひとり親家庭等への支援状況

ひとり親家庭等相談

ひとり親家庭等からのさまざまな相談に応じ自立に向けた情報提供や職業能力の向上、求職活動などに関する支援を実施しています。相談受付件数は、平成30年度は522件となっています。

【相談受付件数の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談件数	件	966	876	454	522

資料：こども支援課

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たす者に対して、看護師などの資格取得のため養成機関で修業する場合、訓練受講期間中の生活費などを支給します。平成30年度の支給件数は21件となっています。

【支給件数の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給件数	件	19	23	24	21

資料：こども支援課

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たす者に対して、職業能力の開発のための講座を受講後に受講費の一部を支給します。支給件数は、平成30年度は9件となっています。

【支給件数の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給件数	件	1	1	3	9

資料:こども支援課

自立支援プログラム

ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たす者に対して、自立及び就労を支援するためのプログラムを策定します。平成30年度の策定件数は19件となっています。

【策定件数の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
策定件数	件	25	20	14	19

資料:こども支援課

地域子育て支援拠点事業

保育園や児童館などで、主に未就学児の親子を対象に子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てなどに関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習など(月1回以上)を実施しています。平成30年度の利用者数は、一般型で延べ137,468人、連携型で延べ156,876人となっています。

【延べ利用者数の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数 (一般型 ¹)	人	61,904	78,433	136,631	137,468
延べ利用者数 (連携型 ²)	人	159,441	169,122	146,536	156,876

1 保育園などでの実施

2 児童館での実施

資料:こども支援課(こども支援センター)

こども支援センター運営事業（子育て支援）

こども支援センター（子育て支援）の年間延べ利用者数は、平成30年度は92,068人となっており、増加傾向にあります。

【延べ利用者数の推移】

区分	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	人	20,656	85,856	92,068

こども支援センター開設日：平成29年1月16日

資料：こども支援課（こども支援センター）

こども支援センター運営事業（発達支援）

こども支援センター（発達支援）の年間延べ利用者数は、平成30年度は24,335人となっており、増加傾向にあります。

【延べ利用者数の推移】

区分	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	人	1,452	19,517	24,335

こども支援センター開設日：平成29年1月16日

資料：こども福祉課

こども支援センターに行ってみよう！

こども支援センターでは、子育て支援エリア「ルピナス」と発達支援エリア「マーガレット」が連携して、子育て家庭を支援しています。

子育て支援エリア「ルピナス」

4歳未満の親子が自由に遊んで交流したり、子育てコンシェルジュに子育ての相談をしたりできます。

発達支援エリア「マーガレット」

発達障害に関する相談をしたり、子どもの特性に応じた発達支援を受けたりできます。



親子あそび（ルピナス）



集団療育（マーガレット）



SDGs（目標3、目標4、目標11）

公民館子育て支援事業

公民館において、主に未就学児の親子を対象に子育て親子の交流の場の提供と交流の促進（月1回程度）、子育て支援及び家庭教育の向上に関する講座、地域の子育て関連情報の提供を実施しています。平成30年度の事業数は45となっています。

【子育て支援事業数の推移】

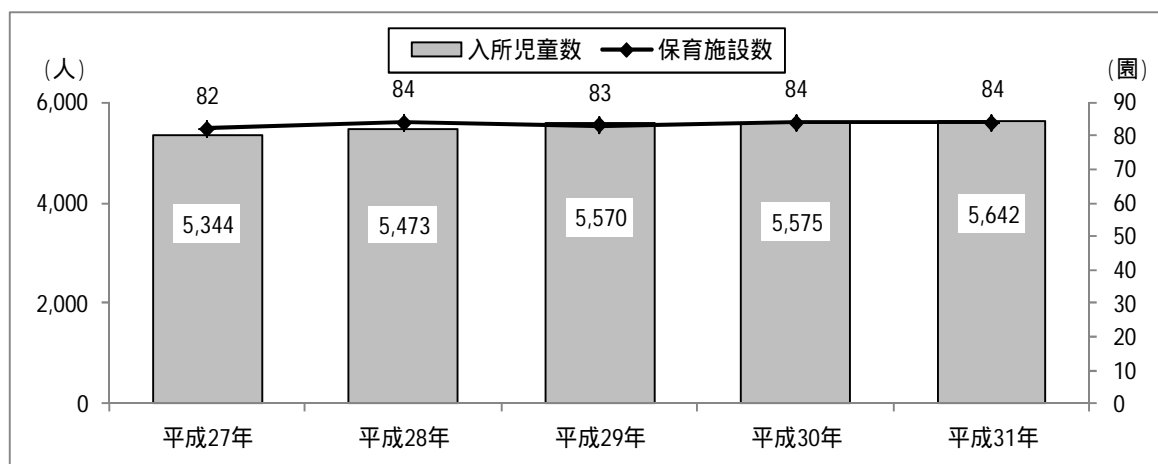
区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育て支援事業	事業数	48	50	48	45

資料：まちづくりセンター（公民館）・社会教育課

認可保育施設数と入所児童数

平成31年4月1日現在、所沢市には認可保育施設として84園（公立保育園20園、私立保育園35園、認定こども園7園、小規模保育事業所22園）があり、入所児童数は5,642人となっています。

【保育施設数・入所児童数の推移】



区分	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
保育施設数	園	82	84	83	84	84
入所児童数	人	5,344	5,473	5,570	5,575	5,642

入所児童数...市外施設を利用する市内在住児童数を除き、市外在住児童で市内施設を利用する数を含めた数値

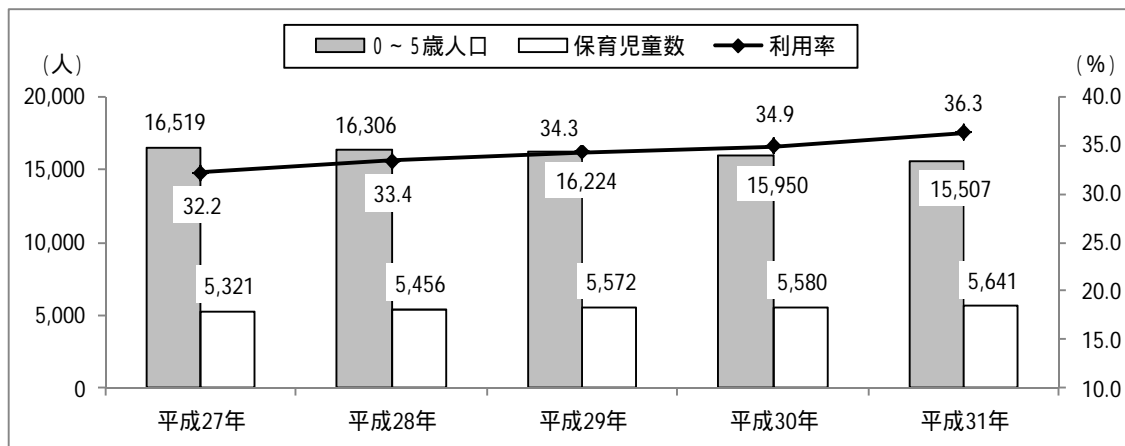
各年4月1日現在

資料：保育幼稚園課

保育児童数と利用率

0～5歳人口が減少しているにもかかわらず、認可保育施設における保育児童数と利用率は増加しており、平成31年の利用率は36.3%となっています。

【保育児童数・利用率などの推移】



区分	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～5歳人口	人	16,519	16,306	16,224	15,950	15,507
保育児童数	人	5,321	5,456	5,572	5,580	5,641
利用率	%	32.2	33.4	34.3	34.9	36.3

保育児童数...市外施設を利用する市内在住児童数を含み、市外在住児童で市内施設を利用する数を除いた数値

各年4月1日現在

資料：保育幼稚園課

低年齢児保育

平成31年4月1日現在、認可保育施設における低年齢児保育(0～2歳児保育)は84園で実施しており、2,356人が利用しています。平成28年以降の実績値については、低年齢児保育児童数は横ばい傾向、0歳児保育児童数は減少傾向にあります。

【低年齢児保育(受託児を除く)利用者数の推移】

区分	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
低年齢児保育実施か所数	か所	82	84	83	84	84
0歳児保育実施か所数	か所	71	73	73	74	74
低年齢児保育児童数	人	2,262	2,398	2,357	2,366	2,356
0歳児保育児童数	人	391	425	426	421	391

各年4月1日現在

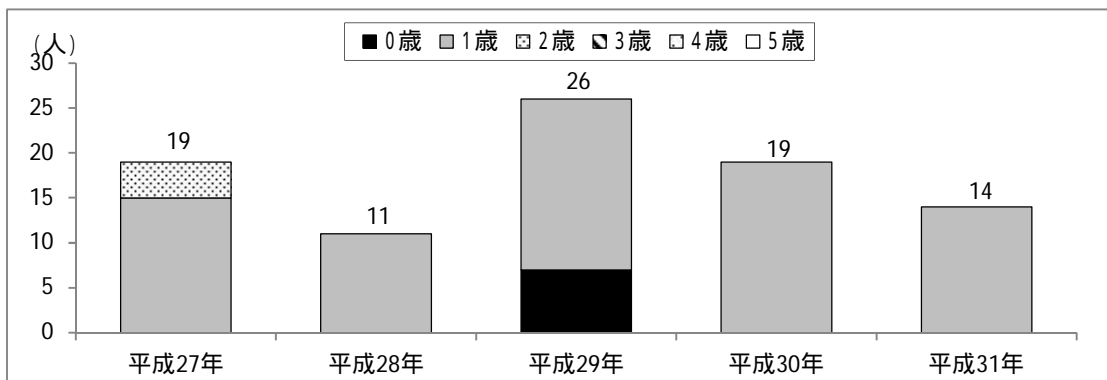
資料：保育幼稚園課

待機児童数（保育）

待機児童数（保育）は、平成 28 年まで減少傾向にありましたが、平成 29 年に 26 人に増加しました。その後は減少傾向にあり、平成 31 年は 14 人となっています。

また、年齢は 1 歳のみとなっています。

【年齢別待機児童数（保育）の推移】



区分	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	人	0	0	7	0	0
1歳	人	15	11	19	19	14
2歳	人	4	0	0	0	0
3歳	人	0	0	0	0	0
4歳	人	0	0	0	0	0
5歳	人	0	0	0	0	0
合計	人	19	11	26	19	14

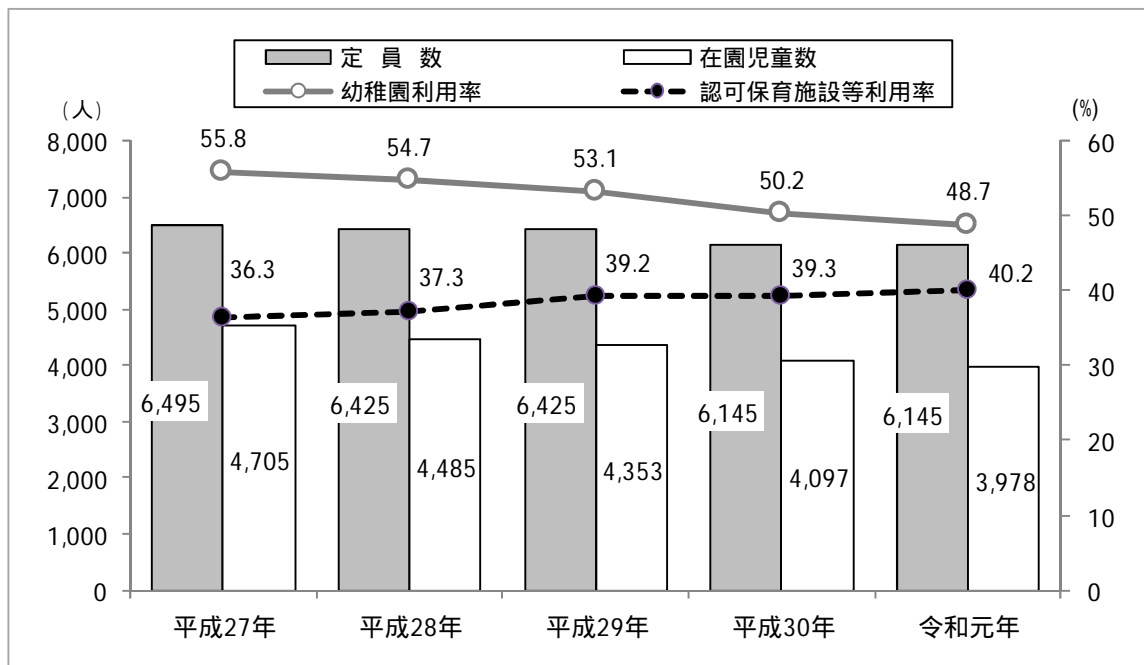
各年4月1日現在

資料：保育幼稚園課

幼稚園

令和元年5月1日現在、幼稚園は21園(公立1園、私立20園)、在園児童数は3,978人となっており、経年比較によると減少傾向にあります。

【幼稚園利用率などの推移】



区分	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
園数	園	22	22	22	21	21
定員数	人	6,495	6,425	6,425	6,145	6,145
在園児童数	人	4,705	4,485	4,353	4,097	3,978
入園率 ¹	%	72.4	69.8	67.8	66.7	64.7
3～5歳児人口 ²	人	8,426	8,200	8,200	8,168	8,173
幼稚園利用率 ³	%	55.8	54.7	53.1	50.2	48.7
認可保育施設等利用率 ⁴	%	36.3	37.3	39.2	39.3	40.2

【園数・定員数・在園児童数】

区分	単位	公立	私立	合計
園数	園	1	20	21
定員数	人	140	6,005	6,145
在園児童数	人	34	3,944	3,978

1 入園率...定員に対する在園児童数の割合

2 3～5歳児人口...各年3月末現在、他の数値は各年5月1日現在の数値

3 幼稚園利用率...3～5歳児人口に占める在園児童数の割合

4 認可保育施設等利用率...3～5歳児人口に占める認可保育施設等における保育児童数の割合

資料：埼玉県学校基本調査、所沢市年齢別人口調書、保育幼稚園課

一般型一時預かり事業

病気、出産、冠婚葬祭などの緊急時や保護者の就労など、家庭での保育が一時的に困難な児童に対して、保育園などで一時的に保育を行っています。平成30年度の延べ利用者数は、31,705人となっています。

【延べ利用者数の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	人	33,780	35,122	34,633	31,705

資料：こども支援課

幼稚園型一時預かり事業

幼稚園型一時預かり事業（私立幼稚園預かり保育事業を含む）の利用者数は増加傾向にあり、平成30年度の延べ利用者数は、107,902人となっています。

【延べ利用者数の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	人	85,654	94,310	104,651	107,902

資料：保育幼稚園課

㊴ 病児・病後児保育事業

児童が病気の「回復期に至らず保護者が保育をできない場合」又は「回復期で保護者が保育をできない場合」に、集団保育が困難で、かつ保護者が勤務、傷病などのやむを得ない理由で、家庭で保育ができない期間において病院・診療所などに付設されたスペースで一時的に保育を行っています。平成30年度の病児保育の延べ利用者数は493人、病後児保育の延べ利用者数は、110人となっています。

【延べ利用者数の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
病児保育 延べ利用者数	人	658	815	681	493
病後児保育 延べ利用者数	人	258	155	216	110

資料：こども支援課

⑫ ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と援助を行いたい者をつなぎ合わせ、地域での相互援助活動を支えています。平成30年度の利用件数は、16,286件となっています。

【利用件数の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用件数	件	12,689	13,340	12,155	16,286

平成30年度から利用件数の集計方法が異なります。

資料：こども支援課

⑬ 障害児通所支援事業

児童発達支援（未就学の障害児対象）と放課後等デイサービス（学校就学中の障害児対象）の平成30年度の年間延べ利用日数は、それぞれ37,968日、80,694日となっており、増加傾向にあります。

【児童発達支援の利用日数の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業所数	か所	9	12	16	16
延べ利用日数	日	17,371	19,970	30,493	37,968

【放課後等デイサービスの利用日数の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業所数	か所	25	28	35	35
延べ利用日数	日	39,056	55,177	68,651	80,694

資料：こども福祉課

②④ 松原学園（児童発達支援センター）通園児童の就学先等

松原学園に通園する児童について、平成30年度は特別支援学校に4人、小学校に3人、保育園に2人、幼稚園に2人が就学・転籍しています。

【就学先等人数の推移】

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
通園児童数（年度末）		人	39	39	40	39	
就学先等	特別支援学校	人	4	11	11	4	
	小学校	特別支援学級	人	7	4	4	3
		通常学級	人	0	0	0	0
	保育園	人	3	3	4	2	
	幼稚園	人	0	0	3	2	

資料：こども福祉課（松原学園）

②⑤ かしの木学園（児童発達支援事業）利用日数

かしの木学園の年間延べ利用日数は、平成30年度は3,824日となっています。

【延べ利用日数の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用日数	日	3,015	3,282	3,866	3,824

資料：こども福祉課

②⑥ 公立小・中学校の児童生徒数

令和元年5月1日現在、公立小学校の児童数は16,497人、公立中学校の生徒数は7,735人となっており、ともに減少傾向にあります。

【児童生徒数の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公立小学校児童数	人	16,931	16,771	16,767	16,748	16,497
公立中学校生徒数	人	7,985	8,006	7,844	7,790	7,735

各年5月1日現在

資料：学校教育課

㉗ 放課後児童クラブの実施か所数と入所児童数

平成31年4月1日現在、放課後児童クラブは49か所、入所児童数は3,105人であり、ともに増加傾向にあります。

【実施か所数・入所児童数の推移】

区分	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
実施か所数	か所	43	44	46	48	49
入所児童数	人	2,543	2,755	2,906	3,059	3,105

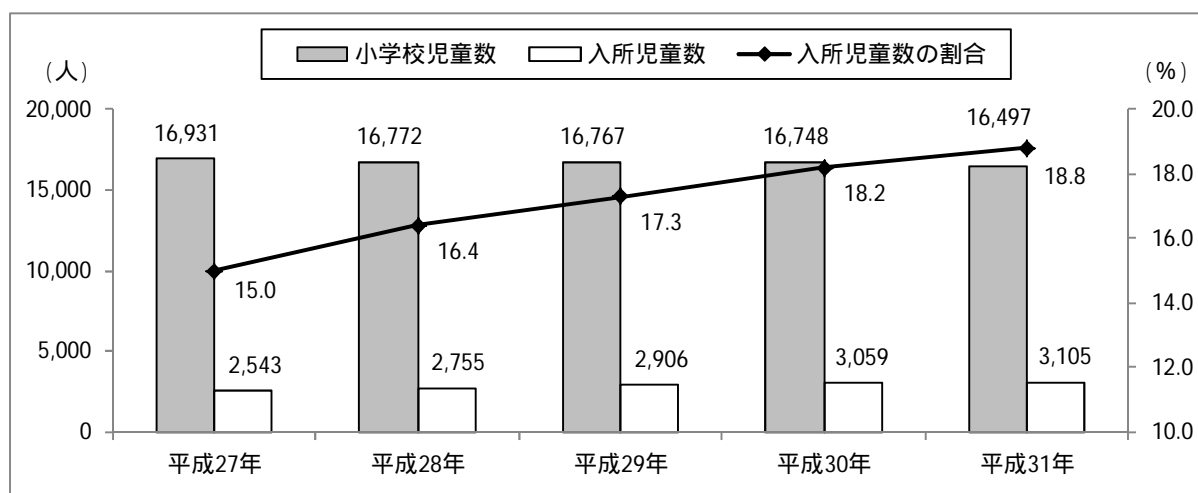
各年4月1日現在

資料：青少年課

㉘ 放課後児童クラブの入所児童数と割合

平成31年の小学校児童数に対する放課後児童クラブの入所児童数の割合は18.8%であり、増加傾向にあります。

【入所児童数・割合などの推移】



区分	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
小学校児童数 ¹	人	16,931	16,772	16,767	16,748	16,497
入所児童数 ²	人	2,543	2,755	2,906	3,059	3,105
入所児童数の割合	%	15.0	16.4	17.3	18.2	18.8

1 各年5月1日現在

2 各年4月1日現在

資料：埼玉県学校基本調査、青少年課

⑳ 放課後支援事業「ほうかごところ」

ほうかごところは、11校の小学校で実施しています。平成31年3月末現在の登録児童数は、3,488人となっています。

【登録児童数等の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施校数	校	11	11	11	11
登録児童数	人	3,198	3,325	3,356	3,488

中富ほうかご広場【中富小学校放課後児童対策一体運営事業】を含む。

資料：学校教育課 各年とも新規校開設時点での状況

㉑ 就学援助の認定状況

援助の認定者（要保護・準要保護）は、平成30年度は小学校2,447人、中学校1,346人となっています。認定率は、5月1日時点の全児童生徒数に対する認定者数です。

【認定者数・認定率（小学校）の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認定者数	人	2,725	2,638	2,603	2,447
認定率	%	16.1	15.7	15.5	14.6

資料：教育総務課

【認定者数・認定率（中学校）の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認定者数	人	1,479	1,466	1,414	1,346
認定率	%	18.5	18.3	18.0	17.3

資料：教育総務課

㉒ 学習支援教室の実施状況

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生に対して、学習支援教室を開催しています。平成30年度は、延べ587人が参加しています。

【延べ参加者数の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ参加者数	人	392	384	604	587

資料：生活福祉課

3 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

第2期計画を策定するにあたり、子どもや子育て支援に関する実態を把握するために、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

1 調査の概要

調査対象	無作為抽出した就学前児童及び小学生の保護者
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間・ 発送数・ 回収結果	【就学前児童】 調査期間：平成30年11月9日（金）～12月17日（月） 発送数：2,500件 回収数：1,408件 回収率：56.3%
	【小学生】 調査期間：平成30年11月29日（木）～12月28日（金） 発送数：1,500件 回収数：840件 回収率：56.0%
図表の見方	<ul style="list-style-type: none">・図表中の「n」はその設問に対する回答者数を表します。・百分率（%）はnを分母とし四捨五入して表しています。このため合計が100%にならない場合があります。・図表中の「-」は回答者が0人であった選択肢を表します。・本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢などの文言を一部簡略化している場合があります。

詳細は、市ホームページのアンケート調査結果からも御覧いただけます。

【市ホームページ二次元バーコード】



二次元バーコード読み取り専用のアプリで読み取ることができます。

アプリによっては読み込めない場合がありますが、その場合は、市ホームページで「子育てアンケート調査」で検索してください。

2 調査の結果

(1) 親族・知人等との関わり

調査結果と分析

親族又は知人に子どもをみてもらっている状況について、「祖父母等の親族」は頼りになる存在ですが、日常的に頼ることは難しい状況にあります。

就学前児童のいる家庭については、子どもをみてもらえる親族・知人が「いない」と回答した家庭の割合が15.1%であり、緊急時もしくは用事の際に「友人・知人」にみてもらえると回答した家庭の割合14.6%よりも多い状況にあります。

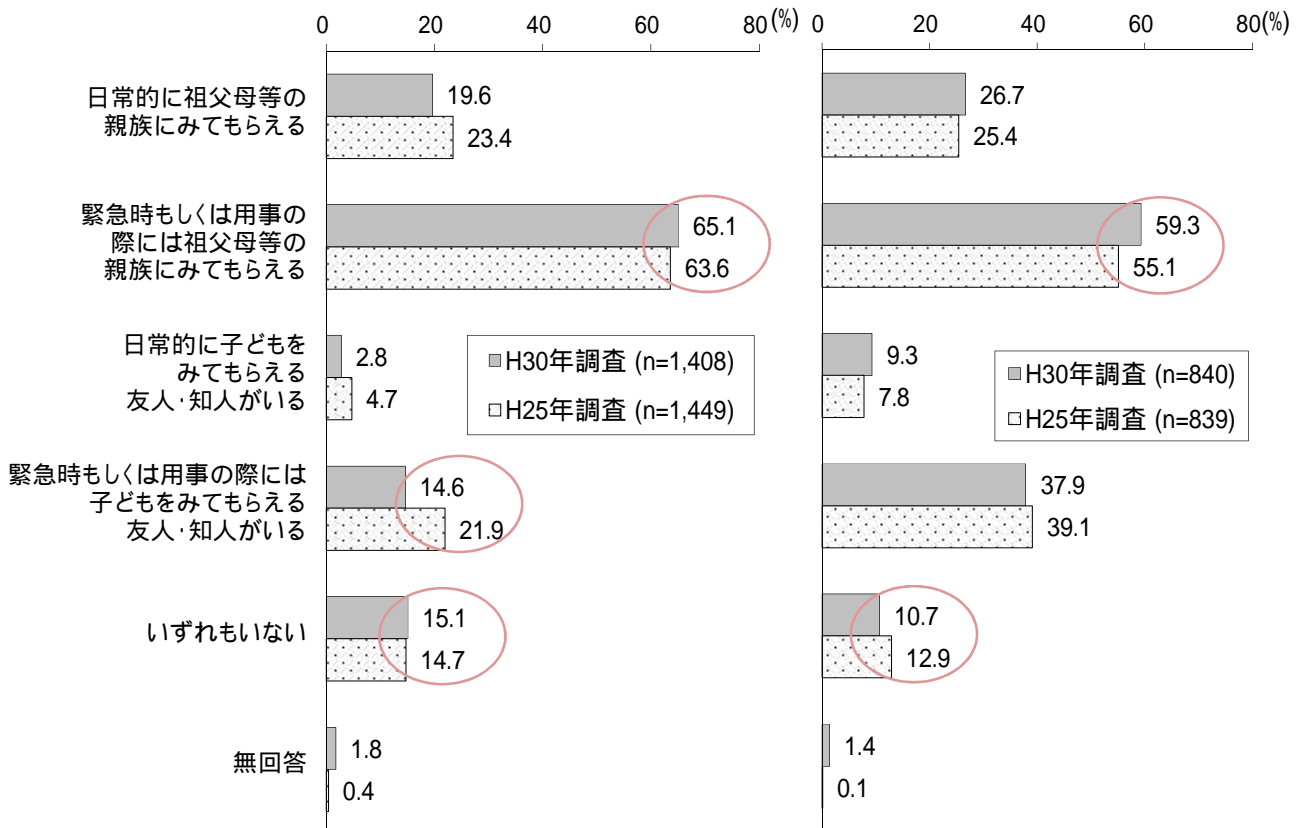
子育てをする上で気軽に相談できる相手が「いない」と回答した家庭の割合が、就学前児童のいる家庭で3.7%、小学生のいる家庭で4.9%となっています。

子育てに関して気軽に相談できる相談先として、「祖父母等の親族」や「友人や知人」は「配偶者」と同じくらい大切な存在となっている様子わかります。

親族又は知人に子どもをみてもらっている状況

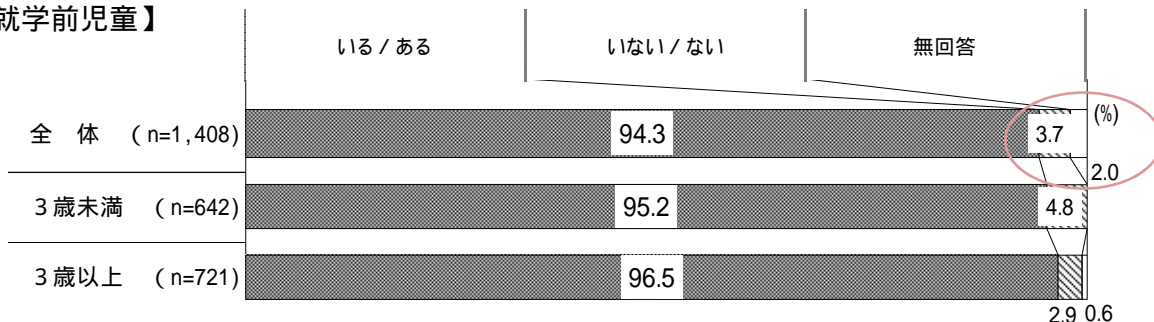
【就学前児童】

【小学生】

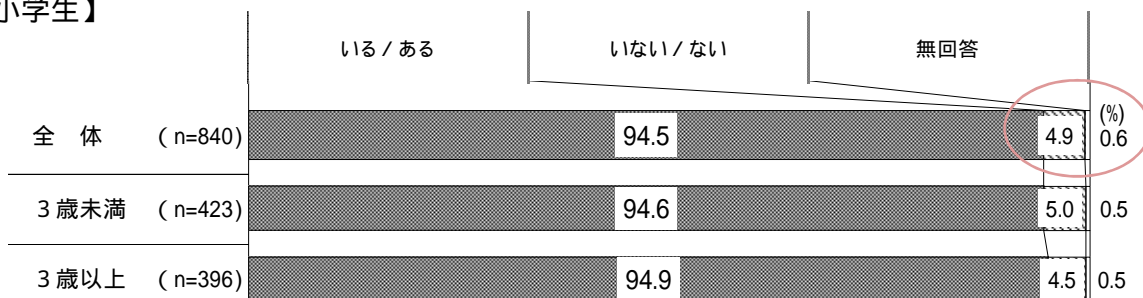


子育てに関して気軽に相談できる人・場所の有無

【就学前児童】

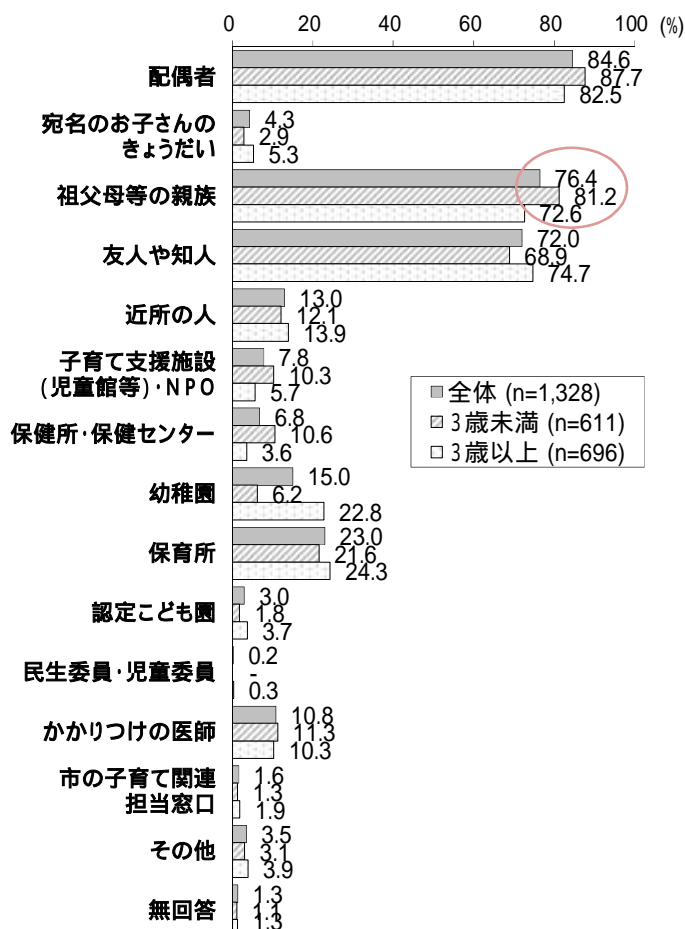


【小学生】

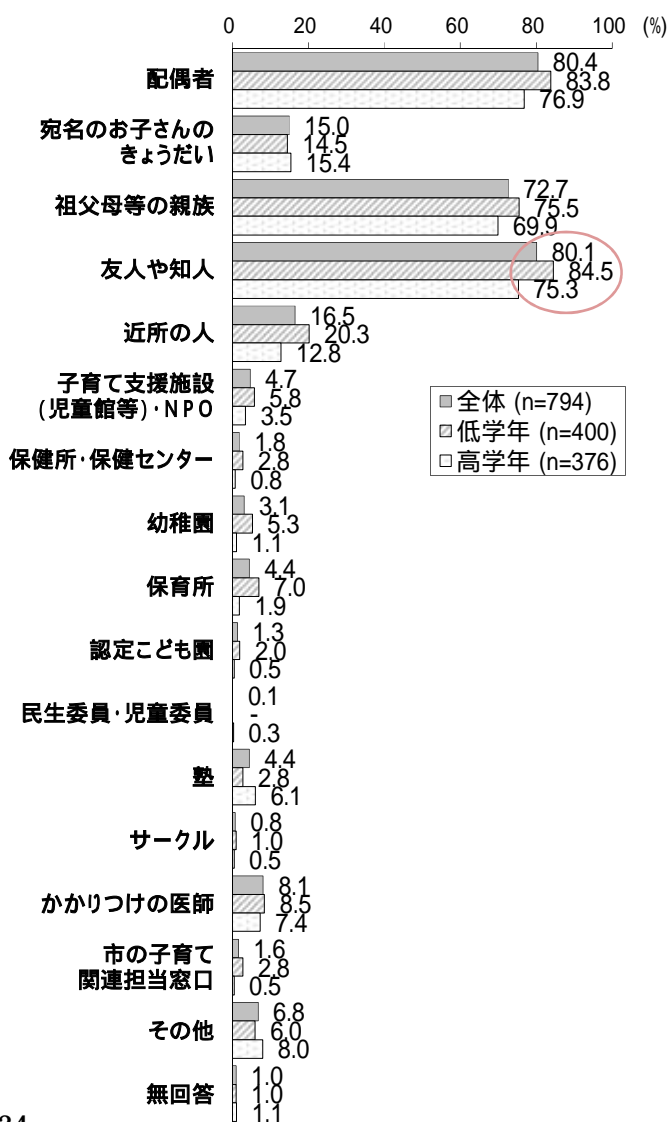


子育てに関して気軽に相談できる相談先

【就学前児童】



【小学生】



(2) 教育・保育事業の利用状況と希望

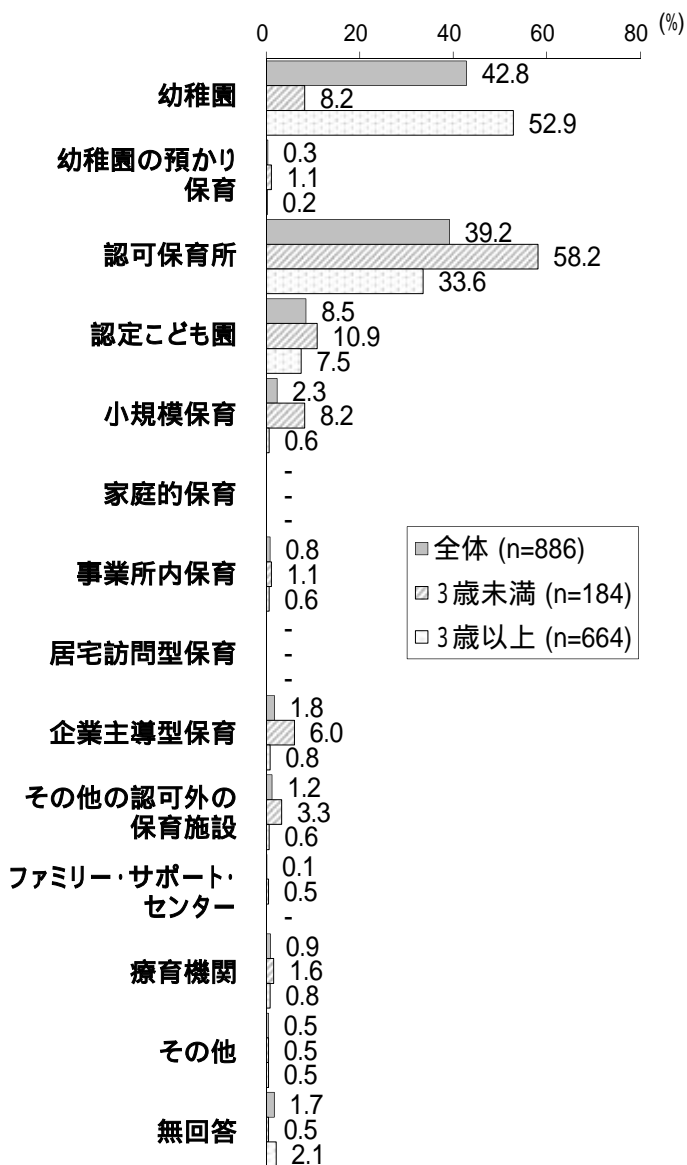
調査結果と分析

利用希望の大きさについては、「幼稚園」、「認可保育所」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」の順に確認できます。

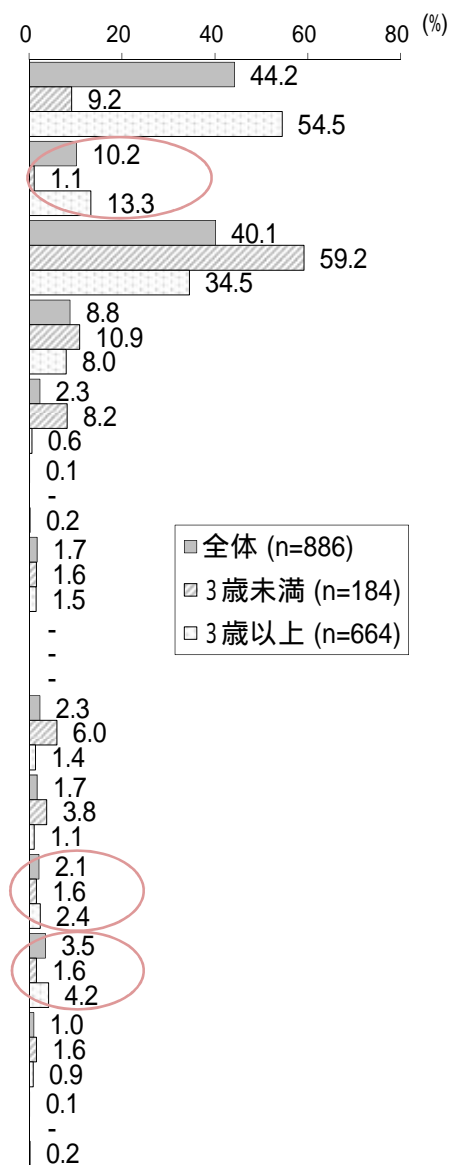
利用希望と利用状況の比較によると、「幼稚園」、「認可保育所」、「認定こども園」、「小規模保育」については、全体としては利用希望と利用状況のギャップが大きいとはいえないことがわかります。

利用希望と利用状況の比較によると、「幼稚園の預かり保育」、「ファミリー・サポート・センター」、「療育機関」については、利用希望が利用状況より大きいことから、利用したい家庭が利用に至っていない状況が生じている可能性がうかがえます。

現在、定期的に利用している事業



今後、定期的に利用したい事業



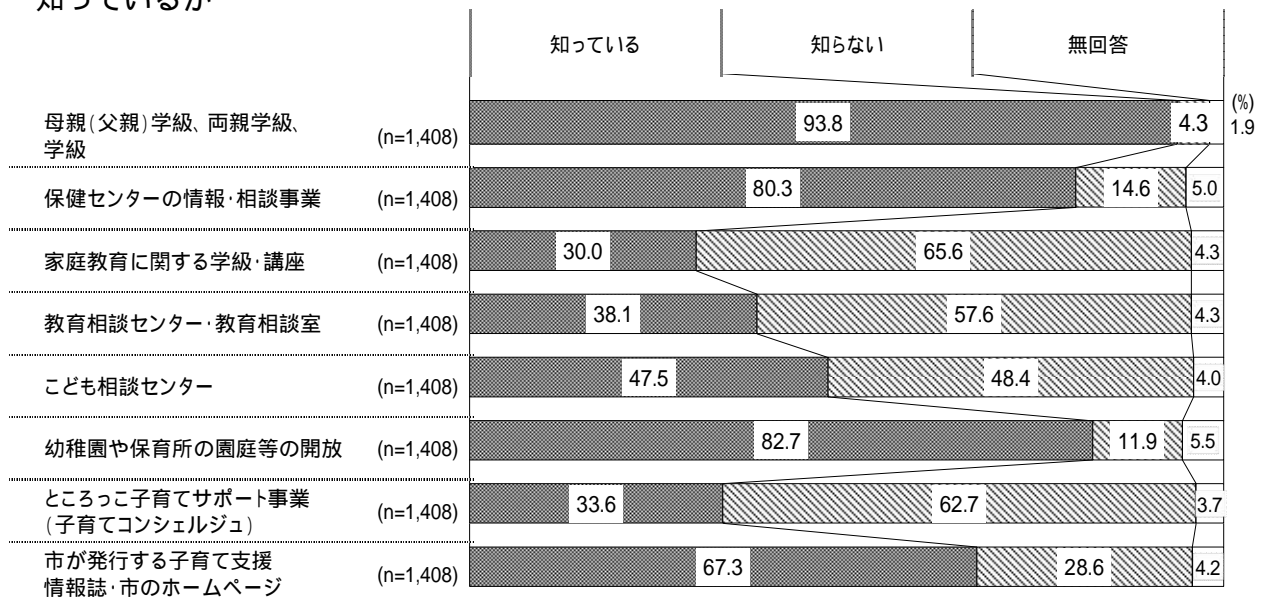
(3) 地域の子育て支援事業の利用状況と希望

調査結果と分析

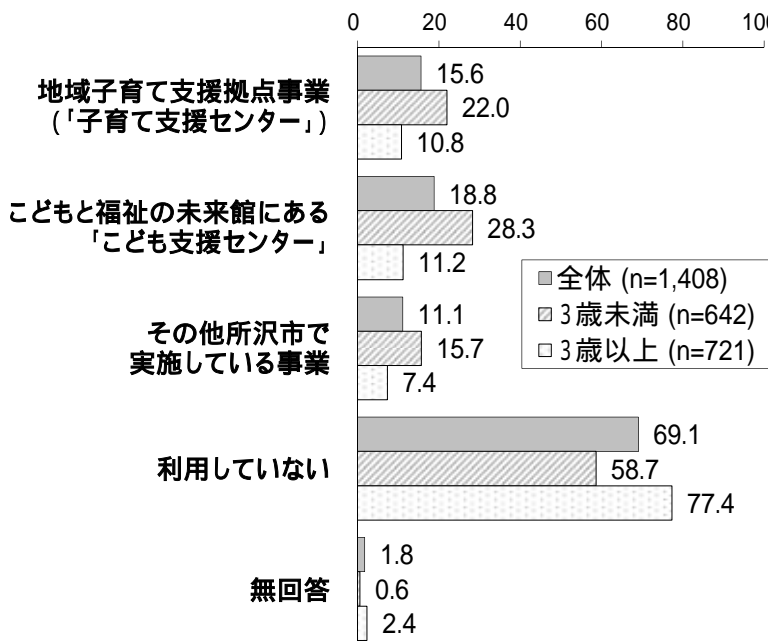
認知について、「母親（父親）学級」、「幼稚園や保育所の園庭等の開放」、「保健センターの情報・相談事業」は80%以上の家庭に知られていますが、「ところっこ子育てサポート事業」、「家庭教育に関する学級・講座」などの事業は、50%以上の家庭に知られていないことがわかります。

利用希望と利用状況の比較によると、「地域子育て支援拠点事業」、「こどもと福祉の未来館にあるこども支援センター」については、利用希望が利用状況より大きいことから、利用したい家庭が利用に至っていない状況が生じている可能性がうかがえます。

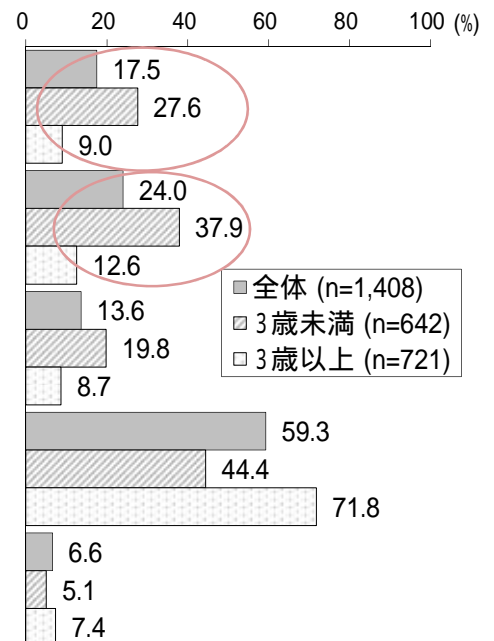
知っているか



現在、利用している



今後、利用したい又は利用日数を増やしたい



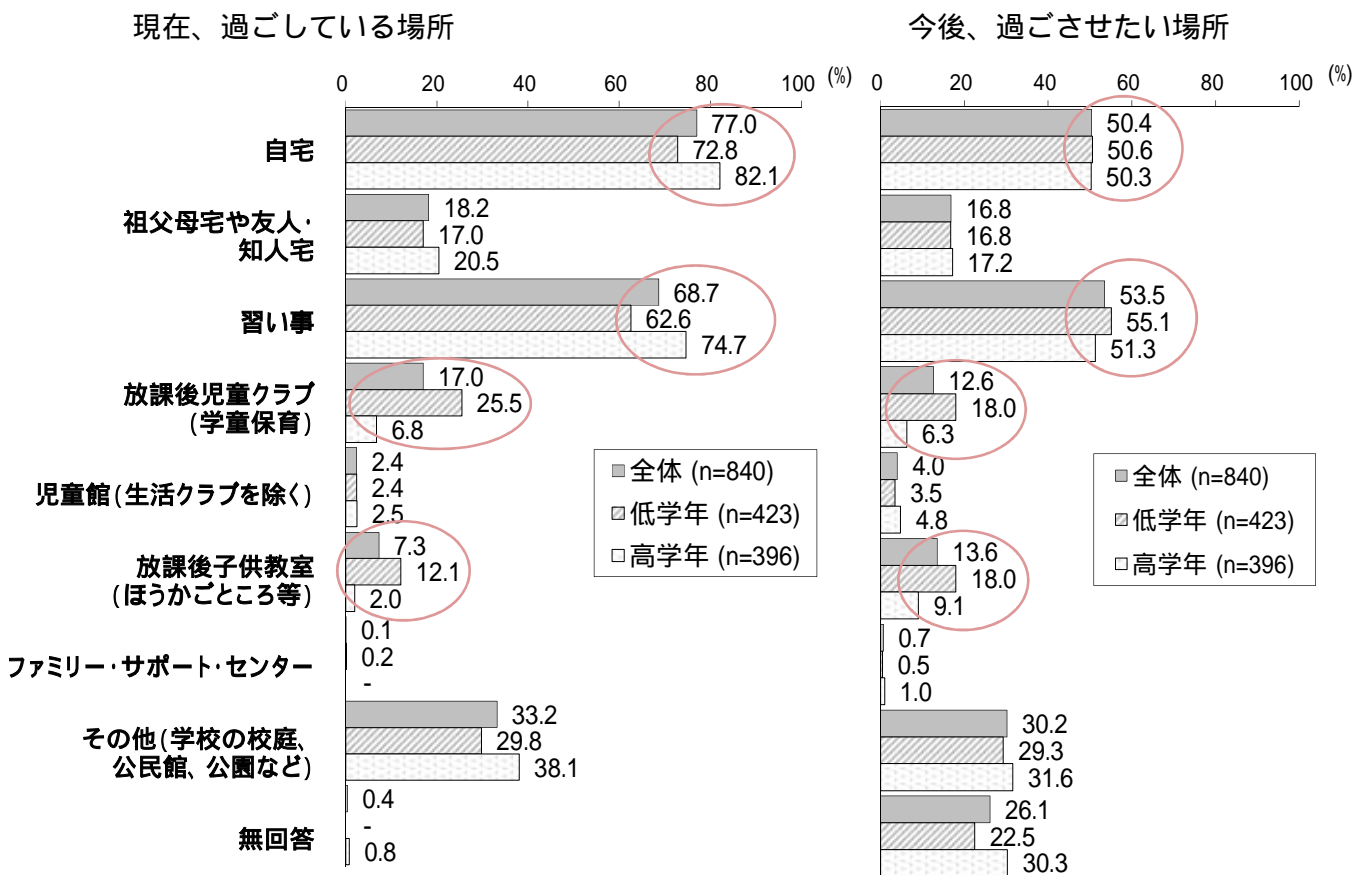
(4) 放課後や土日の過ごし方の希望

調査結果と分析

放課後や土日を過ごさせたい場所として、「習い事」、「自宅」、「その他(学校の校庭など)」の順に希望が多いことがわかります。

利用希望と利用状況の比較によると、「習い事」、「自宅」、「放課後児童クラブ」については、利用ニーズが利用状況よりも小さいことから、別に過ごさせたい場所があるが過ごす場所を変えるには至っていない等の状況が生じている可能性がうかがえます。

利用希望と利用状況の比較によると、「放課後子供教室」については、利用希望が利用状況より大きいことから、利用したい家庭が利用に至っていない状況が生じている可能性がうかがえます。



(5) 子育て家庭の生活の状況

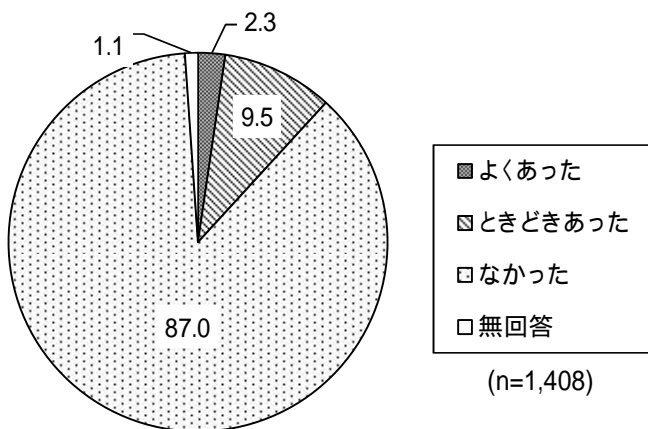
調査結果と分析

経済的な理由で食料や衣類を買えなかった経験が「よくあった」、「ときどきあった」は就学前児童がいる家庭で11.8%、小学生がいる家庭で9.9%となっています。

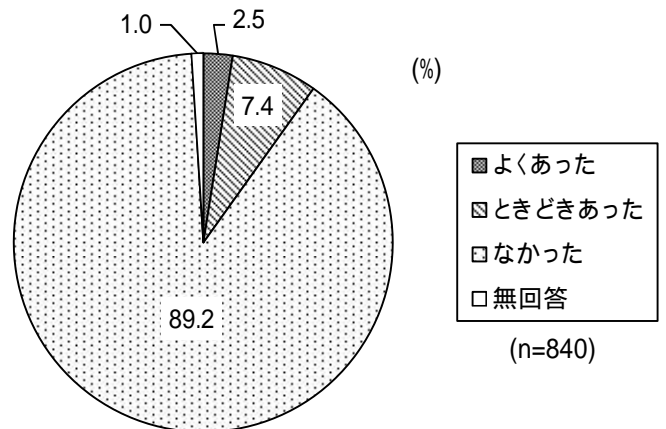
現在の暮らしの状況が「大変苦しい」は就学前児童がいる家庭で4.3%、小学生がいる家庭で6.4%となっています。同じく「やや苦しい」は就学前児童がいる家庭で29.7%、小学生がいる家庭で26.5%となっています。

経済的な理由で食料・衣類を買えなかった経験の有無

【就学前児童】

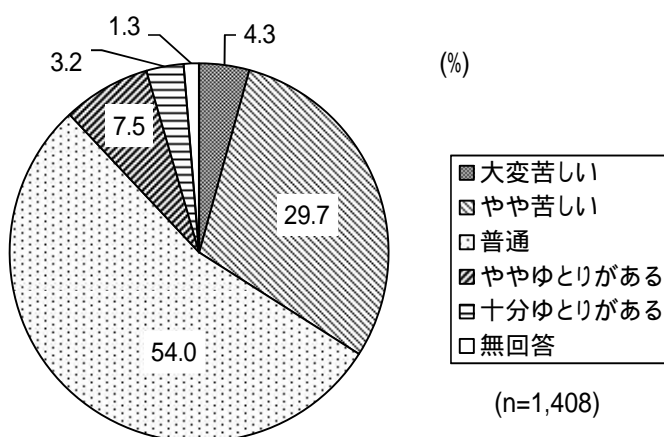


【小学生】

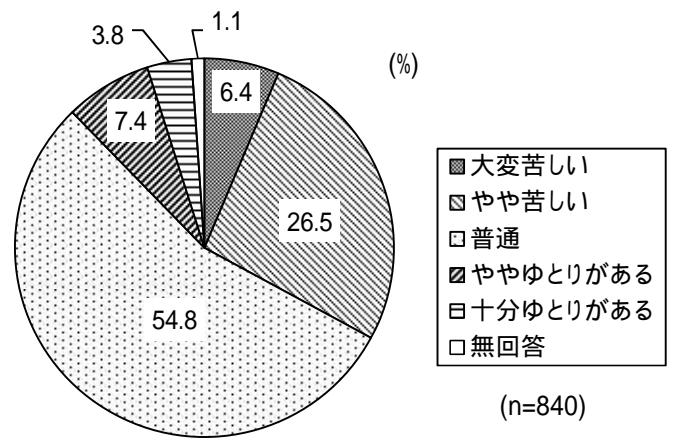


現在の暮らしの状況

【就学前児童】



【小学生】



(6) 母親の就労状況

調査結果と分析

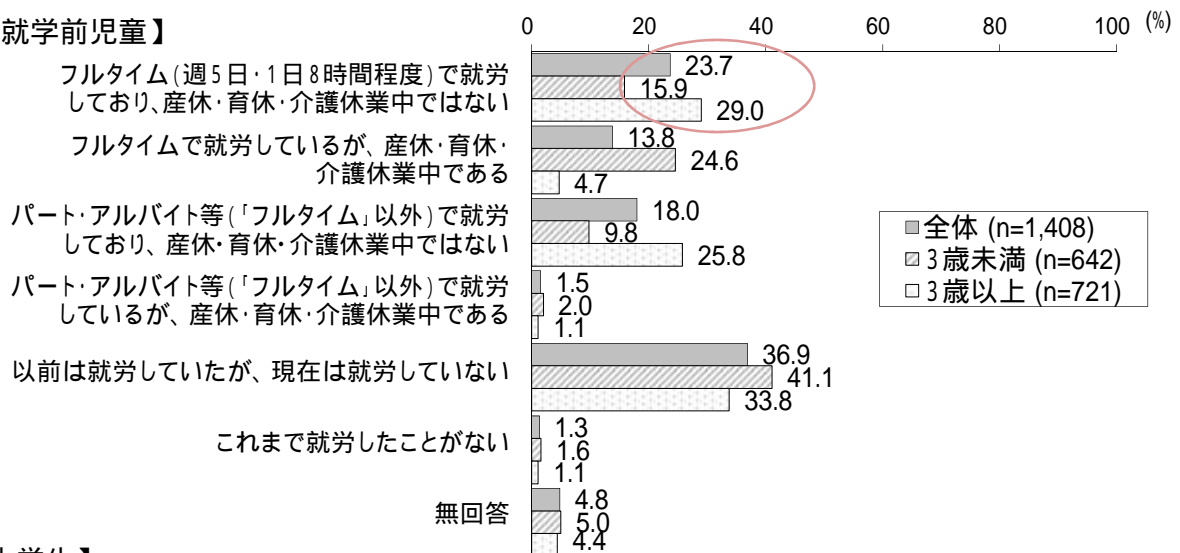
就学前児童がいる家庭では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が36.9%と最も多く、小学生がいる家庭では「パート・アルバイト等で就労」(産休・育休・介護休業中ではない)が43.1%と最も多くなっています。

「以前は就労していたが、現在は就労していない」母親は、就学前児童がいる家庭で36.9%、小学生がいる家庭では24.9%であり、過去の調査値(就学前児童:平成21年55.9%、平成25年45.3%、小学生:平成21年34.5%、平成25年23.1%)と比較すると、就学前児童では減少傾向、小学生では横ばい傾向にあることがわかります。

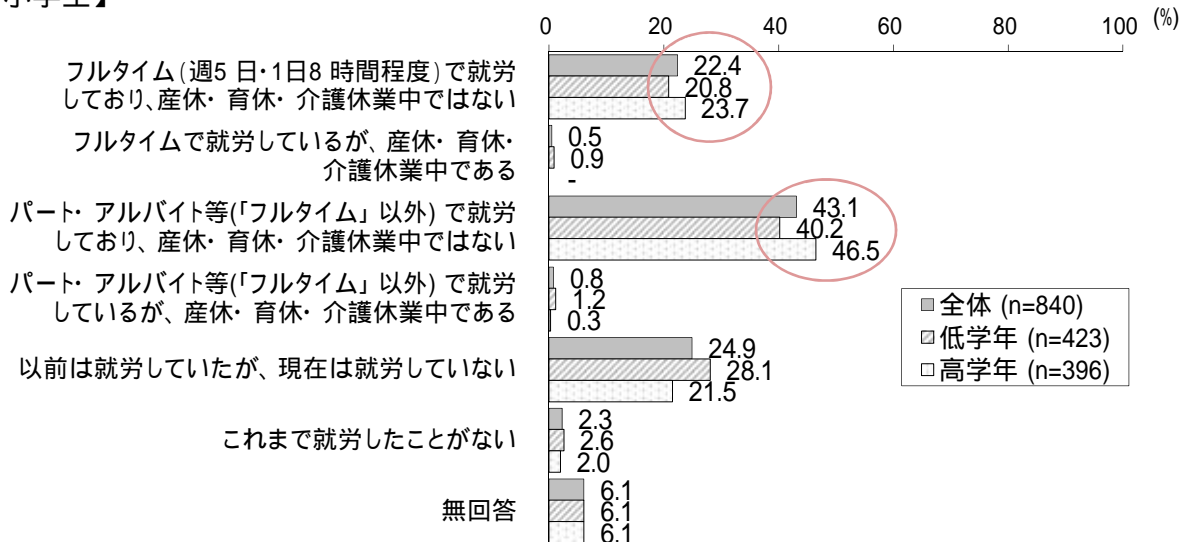
「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」母親は、就学前児童がいる家庭で23.7%、小学生がいる家庭では22.4%であり、過去の調査値(就学前児童:平成21年15.0%、平成25年20.1%、小学生:平成21年17.0%、平成25年23.0%)と比較すると、ともに増加傾向にあることがわかります。

母親の就労状況

【就学前児童】



【小学生】



(7) 育児休業の取得状況

調査結果と分析

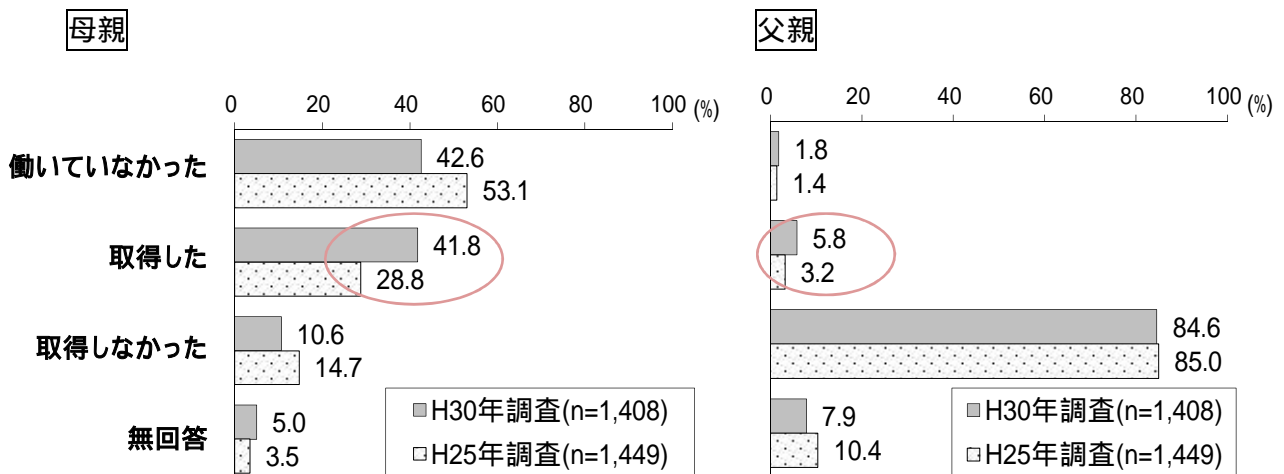
育児休業の取得状況は、母親では41.8%、父親では5.8%となっています。

過去の調査値(母親:平成21年15.1%、平成25年28.8%、父親:平成21年0.7%、平成25年3.2%)と比較すると、「取得した」保護者の割合はともに増加しています。

育児休業を取得しなかった理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」(38.9%)、「職場に育児休業の制度がなかった」(22.8%)が多く、父親では「仕事が忙しかった」(41.4%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(32.2%)の順になっています。

育児休業の取得状況

【就学前児童】

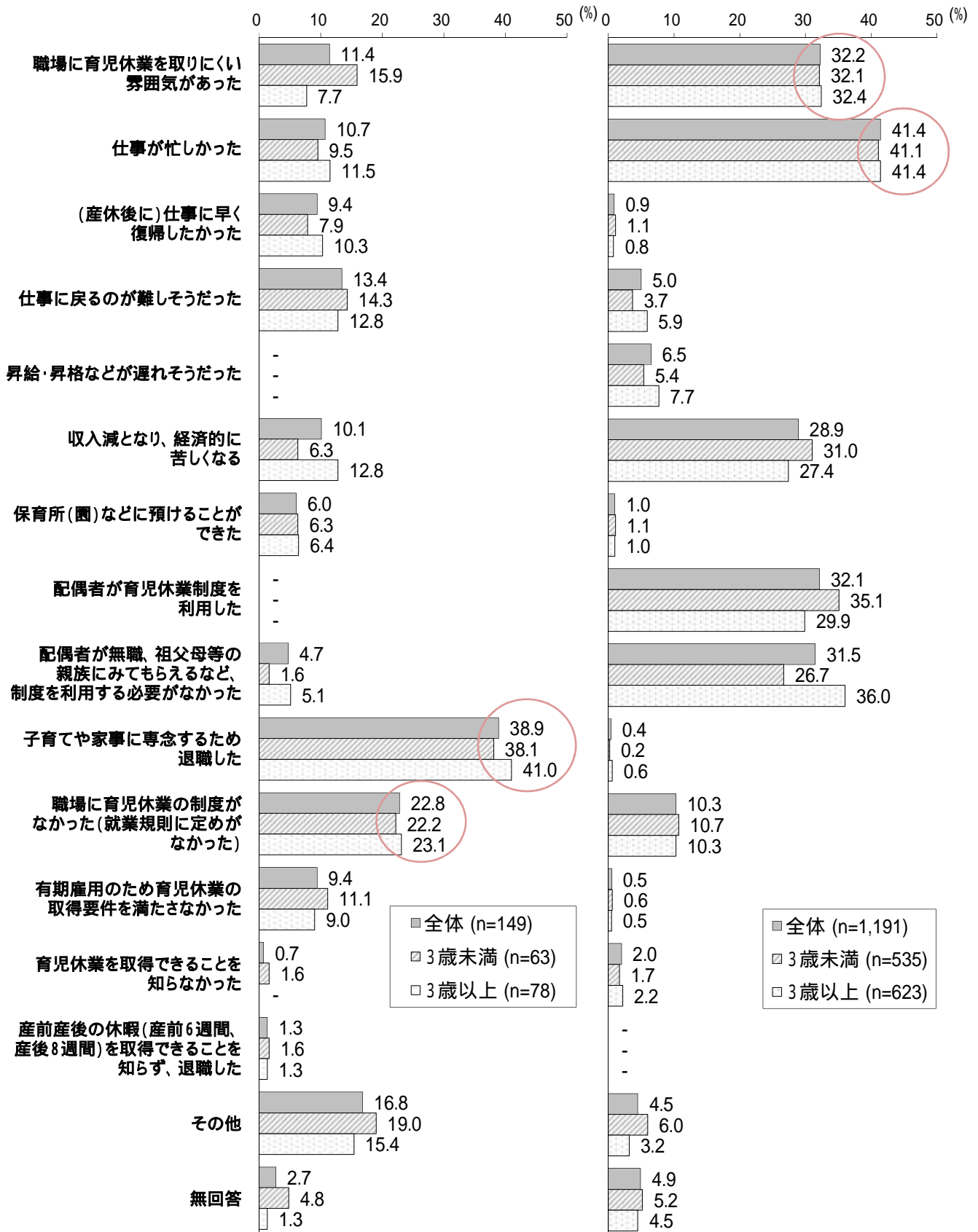


育児休業を取得しなかった理由

【就学前児童】

母親

父親



(8) 調査結果まとめ

調査結果と分析から、課題は次のとおりまとめられます。

- 親族・知人等との関わりから、子育て家庭が孤独や不安に陥りやすい状況にあることがわかります。家庭の外の人間関係をより良いものにして、地域の絆の中で安心して子育てができるよう支援していく必要があります。
- 教育・保育の利用状況と希望については、全体としては利用状況とニーズの総量が均衡しつつあります。これらの状況を把握した上で、極め細やかなニーズへの対応をすすめていく必要があります。
- 地域の子育て支援事業の利用状況と希望については、各事業の認知を効果的に広げていくこと、利用行動につながるきっかけづくりを行うことが求められています。
- 放課後の過ごし方については、多様なニーズが存在しており、優先順位に基づいて対処していくことが重要です。放課後児童クラブなどの受け入れ枠の確保は行政が取り組む最優先課題ですが、多様なニーズにまちぐるみで対応していけるような環境整備も求められています。
- 子育て家庭の生活の状況については、経済的な困難さを感じて生活している家庭が存在しています。どのような家庭環境にある人でも、安心して子育てができる環境づくりをすすめていくことが求められています。
- 保護者の就労状況や育児休業の取得状況については、社会制度や経済状況に呼応して年々変化しています。子育て家庭が子育てを通じて幸せを実感し、仕事と生活、子育ての調和を実現できるよう環境づくりをすすめていくことが求められています。



4 第1期所沢市子ども・子育て支援事業計画の達成状況

計画を策定するにあたり、第1期計画の達成状況について、担当部署における自己評価、子ども・子育て会議における審議などを経て、整理を行いました。

1 目標実現のための施策

目標実現のための施策として掲げた主な取組事業について、担当部署による達成状況の評価を行いました。

【担当部署による評価】

	事業数	達成状況の評価		
		概ね実施できた	不十分	未実施
基本目標 1 子どもへの支援	62	62	0	0
基本目標 2 子育て家庭への支援	55	55	0	0
基本目標 3 地域社会全体での支援	34	34	0	0

【達成状況の振り返り】

担当部署の評価や子ども・子育て会議などでの審議を経て、第1期計画の計画期間内における達成状況について、以下のとおり振り返りを行いました。

基本目標 1 子どもへの支援

(1) 子どもたちの健全育成

豊かな心と健やかな身体の育成

乳幼児対象の講座や運動、芸術、文化活動など五感を育む機会の提供を行っています。また、平成29年1月に開設したこども支援センターにおいては、発育や発達に心配のある子どもや保護者に対する早期からの支援を行っています。今後も、関係機関と連携して適切な支援を行っていく必要があります。

社会性と生きる力の育成

さまざまな生活体験・自然体験を通じて子どもたちの豊かな感性や自立心、「生きる力」を育む機会を提供しています。安全で楽しい体験を提供し続けていくため、活動の担い手を確保していく必要があります。

思春期の悩みや不安へのサポート

市内のすべての小・中学校に「スクールカウンセラー」や「心のふれあい相談員」を配置し、担任や教育相談担当と連携した相談やいじめ・不登校の未然防止・早期発見・早期対応を行っています。子どもが抱えるさまざまな問題、悩みに対応するために、家庭や担任教師の対応を補う多様な体制整備や関係機関との連携をすすめていく必要があります。

環境学習の推進

地球環境への関心や配慮を深めるための学習機会の提供や環境配慮行動の普及に向けた情報提供等を行っています。持続可能な開発目標（SDGs）においても、子どもたちに持続可能な環境を残すための目標が掲げられており、具体的な行動に結びつく取組を実施する必要があります。

食育の推進

食に関する正しい知識や地産地消の普及推進に向けて、学校給食や社会教育など多様な場で情報提供を行っています。今後も継続的に取り組んでいく必要があります。

(2) 未就学児の教育・保育の充実

幼稚園の質的整備

市内の幼稚園は各園で特色ある教育が行われています。保育時間の前後や長期休業中の預かり保育を実施する園も増えており、共働き世帯の利用促進に向けて各園への働きかけと利用者への情報提供を行っています。今後も、必要な方に必要な情報を届けられるよう取り組んでいく必要があります。

保育園と地域型保育事業の量的・質的整備

保育需要は高く、第1期計画期間中に施設整備等をすすめ定員を増やしましたが、低年齢児における待機児童などが解消されていません。今後も計画的に施設整備をすすめていくとともに、大規模開発などの際は必要に応じて見直しを行っていく必要があります。

また、子どもの健やかな育ちを保障するため保育の質の向上を図る必要があります。

子育て支援事業の向上

多様化する保育ニーズへの対応や家庭での子育て支援の充実に向けて事業を実施しています。保育士やファミリー・サポート・センター事業の援助会員など支援の担い手の確保に取り組んでいく必要があります。

(3) 教育環境の充実

幼保小の連携強化

小1不登校防止のため、また、特別な配慮が必要な子どもや外国につながる子どもの就学を支援するため、幼稚園・保育園と小学校の連携をすすめています。今後も継続的に取り組んでいく必要があります。

学ぶ力の向上、人的配置の充実

児童生徒の「学ぶ力」「生きる力」の向上に向けて、学校・家庭・地域が特性を活かして学習環境・教育内容の整備に努めています。英語教育、情報教育など学習分野の広がりに対応するため、教員の指導力向上を図っています。今後も、計画的に整備をすすめていく必要があります。

発達障害のある子どもたちへの教育支援の充実

小・中学校へ特別支援教育支援員、心身障害児介助員を配置し支援体制を整備するなどきめ細かな支援を行っています。今後も、関係部署が連携して支援を充実させていく必要があります。

(4) 障害児への支援

障害のある子どもたちへの支援

特別な支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、支援の内容も多岐にわたります。必要な支援に対応するため、対応体制の充実と保育士や教員の資質向上が必要です。各種相談に加えて、日常生活の基本動作の訓練等を行う児童発達支援や放課後等デイサービスなどの充実が必要です。

基本目標 2 子育て家庭への支援

(1) 妊娠・出産、育児への支援

母子保健事業の推進

平成28年に子育て世代包括支援センターからがもを開設し、妊娠期から子育て期まで継続的な支援を実施しています。安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない支援を充実させていく必要があります。

乳幼児・小児医療の充実

夜間帯や休日などは市民医療センターが中心となって市域全体で初期の救急医療体制が整備されています。365日昼夜を通じて安定的に医療を提供できるよう、この体制を維持していく必要があります。

(2) すべての子育て家庭への支援

健全な家庭づくり

まちづくりセンターや地域子育て支援拠点において多様な親子同士の交流の場や講習の機会を設けています。今後も地域のニーズへの対応をすすめる必要があります。

子育て情報の提供・相談事業の充実

子育てガイドブックを手に取りやすく活用しやすい内容に改良するなど子育て関連情報の提供方法を工夫しています。相談内容が多様化、複雑化しているため関係機関などとの連携や、相談員の資質向上がより一層必要です。

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は増加傾向にあり、自立に向けた職業・教育訓練の給付金受給者も増加しています。相談対応のほか、経済的支援、自立に向けた就労支援、生活支援などきめ細かな支援の継続が必要です。

経済的支援の充実

出産・育児から就学に至るまで、さまざまな制度を通じて支援を行っています。支援を必要とする家庭が支援を受けられるように配慮する必要があります。

(3) 就労と子育ての両立の支援

子育て支援体制の充実

共働き家庭の増加に伴い、子どもを安心して預けられる教育・保育施設の確保をすすめてきました。さらに、多様な働き方に合わせて柔軟に利用できる子育て支援事業の充実を図る必要があります。

放課後児童対策の充実

放課後の居場所に対する需要は増加しており、それに伴い放課後児童クラブの児童の受け入れ枠の拡大をすすめてきました。今後においても、放課後児童クラブの受け入れ枠の拡大を図るとともに、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携をすすめていく必要があります。

ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活、子育ての調和を目指す機運が高まっています。性別などに関係なく多様で柔軟な子育てや働き方の選択ができるよう、男女共同参画への理解と意識の向上が必要です。

基本目標3 地域社会全体での支援

(1) 子どもの尊厳と安全の確保

児童虐待の防止対策

児童家庭相談の新規件数は増加しています。関係機関、地域などと連携し、虐待の防止・早期発見と確実な対応に努めていく必要があります。

いじめ・不登校などへの取組の充実

相談対応のほか個別的なケアや啓発活動により、いじめ防止と適切な対応を行っています。不登校児童に対しては、教育支援センター「クウェスト」などにより個別支援や社会的自立・学校復帰に向けた取組が行われています。外出や学校・社会との関わりが持てるようになるケースも見られますが、支援につながらない児童へのケアが必要です。

(2) 地域の子育て支援事業の充実

地域の体制づくり

民生委員・児童委員、ボランティアなどによる地域の子育て支援が重要な役割を担っていますが、担い手不足が課題です。

地域での交流機会の拡大

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児や親同士の交流の場として、広く活用されています。また、子育てなどに関する相談や情報提供、講座などを実施しています。生活体験・自然体験の機会を通じて子どもたちの「生きる力」を育む活動を支える子ども会育成会の担い手を確保していく必要があります。

子どもたちの安全で安心な居場所づくり

児童館や公園などの公共施設は、異年齢の子どもたちの交流や、子どもたちと地域住民の交流拠点となっています。地域ぐるみで子どもを健やかに育むため、地域の特色を活かした活動の充実を支援していく必要があります。

防犯対策の推進

地域全体での防犯意識高揚のため、防犯指導者養成講座やメール配信サービス（ところざわほっとメール）を活用した情報提供などを実施しています。今後も継続的な取組が必要です。

非行防止対策の推進

ガーディアンエンジェルスによる所沢駅周辺などの巡回を実施し、青少年への声かけや見守りを行っています。今後も地域ぐるみでの継続的な取組が必要です。

交通安全対策の充実

交通事故を未然に防ぎ減少させるための交通安全教育や、交通遺児に対する経済的支援を関係部署が連携して行っています。今後も継続的な取組が必要です。

子育てバリアフリーの推進

ハンディキャップのある方の実体験に触れる講座や車いす体験会などを通じて、心のバリアフリーに関する理解を広げる啓発活動などを行っています。今後も継続的な取組が必要です。

2 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業における量の見込み（需要量）と確保の内容（供給量）について、達成状況は下表のとおりです。

なお、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業については、毎年度子ども・子育て会議において定期的に振り返りを行い、必要に応じて見直しを行っています。

教育・保育

（単位：人）

認定区分	平成 31 年度 量の見込み	平成 31 年度 確保の内容	平成 31 年度 実績
3号認定子ども（0歳）	533	484	393
3号認定子ども（1・2歳）	2,010	1,871	1,976
2号認定子ども（3～5歳）	3,409	3,366	3,272
1号認定子ども（3～5歳）	3,901	4,711	4,456

「確保の内容」に掲げる保育の受入枠数（2・3号認定子どもを保育する保育園や小規模保育事業における受入枠数）は、認可定員数に基づくものであり、「定員の弾力化」による受入枠増は含まれていません。実際には、定員の弾力化の活用等により、保育の受入枠を増やしています。



地域子ども・子育て支援事業

事業名	平成 30 年度 量の見込み	平成 30 年度 確保の内容	平成30年度 実績
ところっこ子育てサポート事業 <利用者支援事業> (設置数:か所)	2	3	3
妊婦健康診査事業 (対象者数:人)	2,222	2,222	2,177
乳児家庭全戸訪問事業 (対象者数:人)	2,277	1,935	2,088
養育支援訪問事業その他要保護児童などの支援に資する事業 (利用世帯数:世帯)	12	・助産師委託 1団体 ・保育士登録 8名 ・ホームヘルパー委託 2事業者	13
地域子育て支援拠点事業 (年間延べ利用者数:人)	197,196	250,000	294,344
時間外保育事業 (利用者数:人)	1,758	5,527	3,899
一般型一時預かり事業 (年間延べ利用者数:人)	83,096	87,000	31,705
幼稚園型一時預かり事業 (私立幼稚園預かり保育事業を含む) (年間延べ利用者数:人)	104,700	231,000	107,902
特定教育・保育施設等実費徴収助成事業 (給付対象者数:人)	66	66	38
放課後児童健全育成事業 <放課後児童クラブ> (利用者数:人)	2,368	2,214	2,208
病児・病後児保育事業 (年間延べ利用者数:人)	4,038	4,060	603
ファミリー・サポート・センター事業 (年間利用件数:件)	12,710	13,065	16,286

第3章 計画の基本的な考え方と目標実現のための施策

第3章 計画の基本的な考え方と目標実現のための施策

1 基本理念

本計画の基本理念は、第1期計画を継承し、下記のとおり設定しました。

**みんなの宝 “子どもたち” が
『明るく・楽しく・元気よく』すごせるまち
“ところざわ”**

本計画は、家庭の宝であり、市の宝である子どもたちの幸せを第一に考え、所沢市のすべての子どもたちが日々、「明るく・楽しく・元気よく」過ごし、健やかに成長できる環境の整備をすることを目指しています。

未来を担う子どもたちが、健やかにたくましく生きていくためのさまざまな力を育みながら成長するために、子育てについての第一義的な責任を有する保護者が安心して子育てでき、子育てや子どもの成長に喜びを感じられる環境を整えるとともに、地域・事業者・学校・行政が協力して、地域社会全体で子どもと子育て家庭を温かく見守り、子どもを大切にし、のびのびとすごせるまちづくりをすすめていきます。

2 基本的な視点

前節で定めた基本理念に基づき、個別事業を推進していくにあたり、留意すべき基本的な視点として、以下の6点を位置づけました。

1 子どもの視点

すべての子どもたちの尊厳が確保され、健やかに育つために、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように、子どもの視点から支援していきます。

2 次代の親の育成の視点

子どもは、次代の親となるという認識のもとに、社会の中でたくましく生きていくためのさまざまな力や豊かな人間性を培い、ひいては将来的に自立して家庭を持つことができるように、長期的な視野での子どもの健全育成という視点から支援していきます。

3 子育て家庭の視点

各家庭が妊娠・出産から育児まで切れ目なく安心して子育てに取り組み、子育てを通じて保護者と子どもがともに学び合い、保護者が子育ての楽しさ・大切さを知り、子育てに伴う喜びを実感することができるように、また、仕事と生活の調和を実現し充実した子育てができるように、子育て家庭の視点から支援していきます。

4 すべての子どもの家庭環境の視点

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、どのような家庭環境や境遇にある子どもたちでも、健やかに成長していけるとともに、子育ての孤立化などの問題から解放されるよう、すべての子どもの家庭環境の視点から支援していきます。

5 地域社会全体の仕組みづくりの視点

すべての市民が子どもたちの幸せを願い、協力し合える地域社会全体の仕組みづくりを目指して、家庭、教育・保育の事業者、企業、学校、行政など、さまざまな担い手が協働して「人とのつながり（絆）」、「地域とのつながり（絆）」を築きながら子育てを支援していきます。また、子育てに関する活動を行うNPO（非営利団体）や子ども会、自治会をはじめとする地域活動団体などの地域のさまざまな社会的資源を効果的に活用できるよう、地域社会全体の視点から支援していきます。

6 事業の量的な確保と質の向上の視点

教育・保育の事業やさまざまな地域子育て支援事業については、利用者が安心して利用できるよう、適切な事業の供給量の確保と、教育者・保育者の人材育成など、子どもたちが健全に成長するための事業の質の向上が重要となります。各種の事業の量的な確保と質の向上という視点から支援していきます。

3 基本目標

基本理念を形成していくために、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標 1

子どもへの支援

将来を担うすべての子どもたちが健やかに育ち、さまざまな力を育める環境をつくり
ます。

子どもたちが、家庭、地域、学校などさまざまな場での経験を通じて健やかに成長し、
社会でたくましく生きる力を育むために、未就学児の教育・保育や教育環境の充実、特別
な支援を必要とする子どもたちが、必要な支援を必要なときに必要なだけ受けられるよう
体制整備をすすめます。

主要課題

- 1 子どもたちの健全育成
- 2 未就学児の教育・保育の充実
- 3 教育環境の充実
- 4 配慮の必要な子どもたちへの支援

基本目標 2

子育て家庭への支援

どのような家庭環境にある人でも、妊娠・出産から育児まで一貫して安心して子育て
ができ、子どもたちがのびのびと成長できる環境をつくります。

すべての子育て家庭が妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援を受けながら安心して
子育てができ、出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくります。ま
た、生まれ育つ家庭環境にかかわらず、子どもたちがのびのびと成長できる環境の充実を
すすめます。

主要課題

- 1 妊娠・出産、育児への支援
- 2 すべての子育て家庭への支援
- 3 就労と子育ての両立の支援

基本目標 3

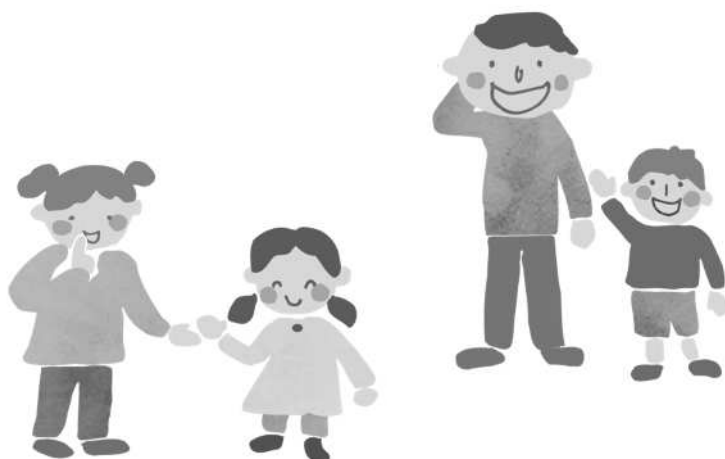
地域社会全体での支援

地域社会全体で、次代を担う子どもたちを育てるという共通認識のもとに、さまざまな主体の参画と連携など、社会のつながり(絆)による子育て支援の環境をつくれます。

子どもたちが地域社会の多様な人々との関わりの中で成長できるよう、地域社会全体で子どもと子育て家庭を温かく見守り、教育・保育事業者、企業、学校、市や地域の人々が連携して「ところっこ」を育てる環境の充実をすすめます。

主要課題

- 1 子どもの尊厳と安全の確保
- 2 地域の子育て支援事業の充実



4

施策の体系

基本
理念

基本的な視点

基本目標

みんなの宝“子どもたち”が『明るく・楽しく・元氣よく』すこせまるまち“ところざわ”

- 1 子どもの視点
- 2 次代の親の育成の視点
- 3 子育て家庭の視点
- 4 すべての子どもの家庭環境の視点
- 5 地域社会全体の仕組みづくりの視点
- 6 事業の量的な確保と質の向上の視点

基本目標 1

子どもへの支援



将来を担うすべての子どもたちが健やかに育ち、さまざまな力を育める環境をつくります。

基本目標 2

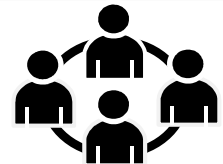
子育て家庭への支援



どのような家庭環境にある人でも、妊娠・出産から育児まで一貫して安心して子育てができ、子どもたちがのびのびと成長できる環境をつくります。

基本目標 3

地域社会全体での支援



地域社会全体で、次代を担う子どもたちを育てるという共通認識のもとに、さまざまな主体の参画と連携など、社会のつながり（絆）による子育て支援の環境をつくります。

主要課題

主要課題に対応する施策

1 子どもたちの健全育成

- 1 豊かな心と健やかな身体の育成
- 2 社会性と生きる力の育成
- 3 思春期の悩みや不安へのサポート
- 4 環境学習の推進
- 5 食育の推進

2 未就学児の教育・保育の充実

- 1 教育・保育の量的・質的整備
- 2 子育て支援事業の向上

3 教育環境の充実

- 1 幼保小の連携強化
- 2 学ぶ力の向上、人的配置の充実
- 3 配慮の必要な子どもたちへの教育支援の充実

4 配慮の必要な子どもたちへの支援

- 1 障害児通所支援の充実
- 2 支援体制の確保

1 妊娠・出産、育児への支援

- 1 母子保健事業の充実
- 2 乳幼児・小児医療の充実

2 すべての子育て家庭への支援

- 1 健全な家庭づくり
- 2 子育て情報の提供・相談事業の充実
- 3 ひとり親家庭等への支援
- 4 経済的支援の充実

3 就労と子育ての両立の支援

- 1 子育て支援体制の充実
- 2 放課後児童対策の充実
- 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

1 子どもの尊厳と安全の確保

- 1 児童虐待の防止対策
- 2 いじめ・不登校などへの取組の充実

2 地域の子育て支援事業の充実

- 1 地域の体制づくり
- 2 地域での交流機会の拡大
- 3 子どもたちの安全で安心な居場所づくり
- 4 防犯対策の推進
- 5 非行防止対策の推進
- 6 交通安全対策の充実
- 7 子育てバリアフリーの推進

5 目標実現のための施策

基本目標 1 子どもへの支援

(1) 子どもたちの健全育成

子どもたちが健やかに育っていくためには、乳幼児期の発育・発達や健康増進を経て、学力・体力をはじめ基本的な生活習慣、規範意識、コミュニケーション能力などを基盤とした社会を生き抜く力を身につけることが必要です。就学前の教育・保育や学校教育を通じて子どもの人間形成の基礎を培うとともに、地域の担い手などと協働して子どもたちがさまざまな活動に参加できる機会を提供し、豊かな心と身体づくりを促す必要があります。

また、思春期の悩みを一人で抱え込まず、身近な人や相談窓口、専門的な支援機関とともに解決できるよう、きめ細かな支援を行う必要があります。

さらに、気候変動が進む地球環境の保全に向け、関心を高め、積極的に行動できるよう環境学習を推進するとともに、地産地消や正しい食生活を身につけるための食育の推進が必要です。

今後の方向性

豊かな心と健やかな身体の育成

障害の有無などに関係なく、乳幼児から就学児の健やかな成長を助ける支援については、五感を育てるための機会も広く設けて実施しており、今後も関係機関と連携を図りつつ事業内容の充実に努めます。

社会性と生きる力の育成

異年齢集団での交流や自然体験・社会体験など、さまざまな体験活動から「生きる力」を身につけ、子どもたちが多方面から成長できる環境づくりをすすめます。また、多くの大人が活動に参加し、地域ぐるみで子どもたちの活動に取り組むことができるよう、青少年教育について学ぶ機会の拡充を図ります。

思春期の悩みや不安へのサポート

相談の方法として対面や電話の窓口を広く設けており、今後も学校や関連機関と連携しながら相談事業を実施していきます。なお、学校でスクールカウンセラーの配置や心のふれあい相談員の資質向上を図ります。思春期こころの健康相談の利用者数増加を目指すなど、対面の支援ではより細やかな支援を実施できるよう事業拡大を図ります。

環境学習の推進

環境に興味を持つための学習機会及びライフスタイルを環境に優しいものへ見直すための機会が広く設けられており、事業によっては幼児から対象者とするなど各年代において多面的なアプローチを実施しています。今後はより環境に配慮した行動に結びつくよう、年齢に合わせた学習内容やイベントなどを整え、事業拡充を図ります。

食育の推進

子どもには学校給食を通じて、保護者にはさまざまな講習会や教室、調理実習等を通じて、食に関する正しい知識や食品ロスの情報の提供、所沢農産物のPRなどを実施しています。食育については保護者からの関心も高く、今後も学校や市内農家、民間事業者などとも連携を図り、より充実した食育支援を目指します。

主な取組事業

【表の見方】

市が行う主な取組事業を御紹介しています。

「番号」欄は通し番号で附番しています。

複数の区分に該当する事業は重複掲載しており、重複掲載か所に【再掲】と表示しています。

豊かな心と健やかな身体の育成

乳幼児の発育・発達・成長への支援

番号	事業名・事業内容	担当課
1	親子で楽しむ運動あそび 市が広報紙、市ホームページなどにより告知を行い参加者を募り、大学の教授及び研究室の学生などが講師を務める官学連携事業。運動あそびの紹介を通して、子どもたちの成長における正しい生活リズムを身に付けることの大切さを知ってもらい、親としての役割の再認識を促す。	こども支援課
2	幼児発達支援事業 発育や発達に心配のある子どもの保護者に対し、家庭での対応や養育に関する助言、情報提供を行うことにより、その子どもの健やかな成長に寄与する。	こども支援課
3	乳幼児発育・発達相談事業 児童虐待の予防・早期発見・早期対応として、医師相談、心理相談、ことばの相談、運動あそびの相談、子育てメンタル相談などの専門性の高い相談を充実させることにより、育児不安の強い母親への支援を行い、育児不安の軽減を図る。また、子どもの発育・発達を促進するとともに、人間形成の基盤となる乳幼児期の母子関係を確立する。	健康づくり支援課
4	こども支援センター運営事業（発達支援） 発達障害に関する早期からの支援によって子どもたちが地域で安心して過ごせるよう、18歳未満を対象にした相談支援、未就学児を対象にした児童福祉法の通所支援、地域の関係機関や市民を対象に研修・啓発などをする地域支援を行う。	こども福祉課

文化・スポーツにふれる機会の提供

番号	事業名・事業内容	担当課
5	所沢こどもルネサンス開催支援事業 子どもたちの豊かな感性や表現力を養うための音楽・演劇・文学などさまざまな分野の体験活動の開催支援や補助金の交付、開催報告集の作成などを行う。	社会教育課
6	芸術鑑賞会補助金交付事業 市内小学校における芸術鑑賞会の実施に対し補助金を交付し、児童の情操を育むことを奨励するとともに、父母の負担の軽減を図る。	教育総務課
7	青少年育成所沢市民会議交付金事業 本市の青少年健全育成に係る中心的役割を担う青少年育成所沢市民会議に対して交付金を交付し、各種スポーツ大会（野球、サッカー、三道、バスケットボール、卓球）の開催やふるさと意識の醸成に資する「所沢郷土かるた」を用いた事業を実施する。	青少年課
8	陸上競技選手権大会 所沢市体育協会・市内高等学校陸上競技部教諭・市中学校体育連盟陸上競技専門部・市小学校体育連盟・早稲田大学競走部などで陸上競技選手権大会実行委員会を組織し、埼玉陸上競技協会の共催により、日本陸連の公認記録大会（高校以上は陸連登録者のみ公認記録となる）として実施する。	スポーツ振興課
9	所沢シティマラソン大会 毎年12月に、世代や性別を問わず誰にでも気軽に参加できるスポーツイベントとして所沢シティマラソン大会を開催し、子どもたちがスポーツにふれる機会の提供を行う。	スポーツ振興課

社会性と生きる力の育成

番号	事業名・事業内容	担当課
10	青少年団体活動助成事業 異年齢集団での交流や自然体験・社会体験など、さまざまな体験活動から「生きる力」を身につけ、子どもたちが多方面から成長できる環境づくりをすすめるため、「所沢サマースクール」や「ボーイスカウト」「ガールスカウト」など、青少年活動を行う団体の支援に努める。	社会教育課
11	子ども会育成事業 さまざまな生活体験・自然体験の機会を充実させ、子どもたちの「生きる力」を育むため、子どもの自主性に基づく地域の子ども会活動の振興を図るために校区を単位に支援を行う。また、各校区子ども会育成会の相互の連携・情報交換・研修及び広域的な事業を行いながら、各校区子ども会育成会を支援している所沢市子ども会育成会連絡協議会に対し、支援を行う。	社会教育課

思春期の悩みや不安へのサポート

番号	事業名・事業内容	担当課
12	スクールカウンセラー・心のふれあい相談員の配置 小・中学校にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置し、不登校やいじめ問題の未然防止・早期解消を図るため、担任や養護教諭、教育相談担当教員などと連携し、相談活動や家庭訪問等を行う。また、相談活動を通じた中学校区内の小・中学校の連携促進、相談室登校の児童生徒に対する、学級復帰に向けた働きかけ、いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応への支援を行う。	学校教育課
13	健やか輝き支援事業 いじめ、非行問題行動、怠学・非行による不登校、就学などに関わる相談対応をすることを目的として、学校のニーズに基づいて、個々の児童生徒に応じた支援を行う。また、大学との連携により、大学院生や学生を小・中学校に派遣し、発達障害や不登校傾向の児童生徒の支援を行う。	学校教育課
14	教育センター相談室 市民や学校から、子どもの教育上の諸問題に関する相談を受け、その解決のための支援をする。教育支援センター「クwest」の運営、不登校解消・特別支援教育に係る研修会、面接相談、電話相談、スクールソーシャルワーカー派遣、医療相談、教育相談校内研修支援、ケースカンファレンス、研究活動などを行う。	教育センター
15	教育臨床研究エリア相談窓口 非行やいじめ問題の解決、就学相談等への初期対応や連携を行うため、学校からの相談への対応、非行防止教室や薬物乱用防止教室等の実施、早稲田大学との連携による教育臨床に関わる研究プロジェクトを推進する。	学校教育課
16	相談体制の充実 子どもの成長段階に応じたさまざまな問題を解決するため、子どもや保護者との面談、観察を行うことを目的として、各小・中学校に心のふれあい相談員を配置し、個々の相談を行う。併せて、教育相談アドバイザーからの指導・助言を踏まえ、各小・中学校の支援を行う。また、スクールソーシャルワーカーや、大学との連携により大学生・大学院生を各小・中学校に派遣し、児童生徒を支援する。	各小中学校 (学校教育課)
17	いじめホットライン いじめ相談の直通専用電話を開設し、いじめに対する専門的な相談に対応するとともに、問題解決のため学校などとの連携を図る。	学校教育課
18	子ども電話相談 子どもからの相談を受け、子どもの心に寄り添った支援を行い、必要に応じて、来所相談につなげるようにするため、電話相談を行う。	教育センター

番号	事業名・事業内容	担当課
19	思春期こころの健康相談 自殺防止対策として、自殺率の高い思春期（主に18歳までの高校生）の精神的健康問題を抱える者及びその家族に対し精神科医師による精神保健福祉の専門的な相談を定期的実施する。	健康管理課 こころの健康支援室
20	子ども・若者支援ガイド 子ども・若者を対象とした相談窓口の情報をとりまとめた「子ども・若者支援ガイド」の周知・活用などにより、さまざまな悩みを抱える子ども・若者を相談機関につなげていく。	青少年課
21	青少年相談員協議会補助金 青少年の相談相手となり、助言指導を行い、青少年の健全な育成を目的にした活動を実施する青少年相談員協議会に補助金を交付する。レクリエーションやキャンプ活動を通じて、学校や学年を超えた仲間づくりやリーダーを含めた異年齢同士の交流を行っている。	青少年課

環境学習の推進

学習機会の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
22	環境学習推進事業 主に子どもたちの自主的な環境学習や環境保全活動を促進し、環境を大切に する心と行動力を育むことを目的に、こどもエコクラブの活動支援や、地球に やさしい学校大賞・地球にやさしいこどもサミットを実施するほか、出前講座 などを開催する。	環境政策課
23	地球にやさしい学校づくり推進事業 児童生徒、教職員の環境意識を高める教育活動を通して、環境に配慮した学 校づくりをすすめることにより、持続可能な社会づくりの担い手を育むため、 省エネ運動の取組、資源循環活動の取組を行う。	学校教育課

環境配慮行動の普及

番号	事業名・事業内容	担当課
24	温暖化対策啓発事業 地球温暖化の防止に向け、市域において排出割合が高い民生家庭部門に係る 排出量を削減することを目的に、各種の環境展示会やライフスタイルを見つめ なおすきっかけとなるイベント、キャンペーンなどの啓発事業などを行う。	環境政策課

紙芝居でマチごとプラスチックごみ削減！

近年プラスチックごみによる海洋汚染が進行しており、海がない所沢市でも「マチごとプラスチックごみ削減」に取り組んでいます。子どもたちと一緒に、海洋投棄されたプラスチックごみについて考えてもらうため、市の保育士が制作した紙芝居「ひろいうみのおはなし」の保育園での読み聞かせを行っています。紙芝居は、所沢図書館で貸出・閲覧できるほか、YouTubeでも閲覧できます。



YouTubeはこちら



SDGs (目標 12、目標 14)



食育の推進

食育指導の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
25	食育推進プランの推進 市民一人ひとりが食を通して、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、所沢市保健医療計画「栄養・食生活」及びライフステージ別の行動目標達成に向けた各種講習会、食育教室、調理実習、リーフレット配布などを、農業振興部門、学校給食部門、地域包括部門など他部門との事業協力のもと実施する。	健康づくり支援課
26	ファミリー食育事業 乳幼児期から家族全員の食卓まで、食生活改善・生活習慣病予防の食事を普及し、食事のおいしさ・楽しさを知り、心と身体を支える食習慣を身につけることを目的とし、1歳から18歳までの子どもを持つ保護者を対象に講話と調理実習（ファミリー食育教室など）を実施する。	健康づくり支援課
27	母子栄養指導事業 妊産婦、乳幼児に食生活についての正しい知識や情報の提供を行うことで、健全育成及び不安の軽減を図る。また仲間づくりも目的とする。離乳食教室、乳幼児健康診査、2歳児歯科健康教室、依頼事業などで楽しく一緒に食べることを伝えている。	健康づくり支援課
28	学校給食を教材とした食育推進事業 栄養教諭・栄養士が教職員と連携し、食に関する授業や給食の指導をすることで、学校での食育をすすめる。 また、教職員、調理員・栄養士、保健給食課が一体となり、児童生徒、保護者を対象とした学校給食にかかる食育推進事業を開催している。	保健給食課

地産地消の普及推進

番号	事業名・事業内容	担当課
29	安全・安心な学校給食運営事業 安全で安心な給食の提供とともに、学校給食に地場産食材を積極的に取り入れて、子どもたちに地場産物を知らせ、生産者への感謝の気持ちや、食事を大切にする気持ちを育む。	保健給食課



親子で楽しむ運動あそび



ファミリー食育教室

基本目標 1 子どもへの支援

(2) 未就学児の教育・保育の充実

幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。愛され、大切にされ、さまざまな経験をすることは、将来人間として充実した生活を送る上で非常に重要だと考えられています。

このような時期において、すべての子どもが健やかに幸せに育つ環境を実現するため、保護者が安心して子育てできる環境を実現するため、教育・保育と地域における子育て支援事業の量と質を確保していくことが大切です。

これらの量の確保については、計画に基づいて、施設整備をすすめていくことが重要です。質の確保については、専門職員の確保や研修、指導監査などによりすすめていく必要があります。家庭での子育てにおいても、保護者がじっくり、ゆったりと子どもと向かい合えるように、保護者の子育てにおける悩みや不安を軽減する取組をすすめていきます。

また、一時預かり、病児・病後児保育などの多様なニーズへの対応もすすめていく必要があります。

今後の方向性

教育・保育の量的・質的整備

計画に基づいて適切に施設整備をすすめ、量的確保を図り待機児童を解消します。また、すべての子どもが、健やかに育つことができる質的整備をすすめます。

子育て支援事業の向上

子育てに伴う保護者の心理的・身体的な負担を軽減し、保護者が子育ての楽しさや大切さを実感できるような環境整備を目指して、効果的に事業をすすめていきます。

また、保護者の多様なニーズに対応するさまざまな地域の子育て支援事業については、必要な家庭が事業を利用できるよう周知を図っていく必要があります。

主な取組事業

教育・保育の量的・質的整備

番号	事業名・事業内容	担当課
30	教育・保育施設等整備事業 就学前児童の保育に係る待機児童を解消するため、保育園・認定こども園・地域型保育事業所の施設整備の補助その他の待機児童対策をすすめていくことにより、保育の受入枠を増加し、安定した保育の提供を図る。	こども政策課
31	指導監査 教育・保育に係る給付費の適正支給を図るため、市の確認を受けた保育園・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所などに対し、定期的に監査を行う。また、保育の質の向上を図るため、市の認可を受けた地域型保育事業所に対し、認可の視点でも定期的に監査を行う。	こども政策課
32	専門相談員の巡回訪問 保育園や幼稚園などの在園児の中で、発達や行動に何らかの心配がある子どもに対し、専門相談員が園の希望により巡回訪問することで、早期発見につながるのと同時に、子どもにあった支援方法を助言する等、地域の支援を行う。	こども福祉課 保育幼稚園課
33	保育士の確保 市内の民間保育園などの保育士確保を支援するため、市独自の処遇改善費補助金制度を設け、施設を通じて支給するほか、保育士募集情報の市ホームページへの掲載など、さまざまな取組を行う。	保育幼稚園課

子育て支援事業の向上

番号	事業名・事業内容	担当課
34	地域子育て支援拠点事業 子育て中の親子が気軽に集い交流できる場の提供、交流の促進、子育てなどに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行う。	こども支援課
35	時間外保育事業 保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤などに伴う時間外保育需要に対応するため、保育園などで通常の保育時間を超えて保育を行う。	保育幼稚園課
36	一般型一時預かり事業 保育園などを利用していない家庭において、就労・日常生活の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児に伴う心理的・肉体的な負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するため、保育園などにおいて児童の一時的な預かりを行う。	こども支援課
37	幼稚園型一時預かり事業 幼稚園などにおいて通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請などに応じて、主に在園児を対象に一時的な預かりを行う。	保育幼稚園課
38	特別保育事業費補助事業 仕事と子育ての調和を支援し、子育ての負担感を緩和して安心して子育てができるよう環境整備を総合的に推進するとともに、地域における保育需要や社会の変化に対応するため、民間保育園などを対象に、特別保育事業の実施に必要な人件費等の補助を行う。	保育幼稚園課
39	障害児保育事業 障害のある児童と健常児をともに保育することにより、お互いの成長を図る。障害児保育を実施する民間保育園などに対して、人件費などの補助を行う。	保育幼稚園課
40	病児・病後児保育事業 保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気又は病気の回復期にあって、集団保育が困難な時期の乳幼児の一時的な預かりを行う。	こども支援課

地域で子育てを応援！地域子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)

地域子育て支援センターとは？

地域で子育てを応援する場所で、市内に26か所あり、親子で楽しいイベントに参加したり、保育士に子育ての悩みを相談したりできます。

対象は、0歳から就学前までのお子さんと保護者です。(こども支援センターの子育て支援エリアは、4歳未満のお子さんと保護者が利用できます。)



自由に遊べる施設

どんなことができるの？

お子さんの年齢や季節に応じた子育てイベントに参加できます。例えば、絵本の読み聞かせや身体測定、体操、お絵描き、手遊びなど、センターによってさまざまなイベントがあります。

また、お部屋で自由にくつろいで交流したり、子育ての相談をしたりできます。



保育士との自然な関わり

子育ての悩みや不安ありませんか？

「しつめてどうすればいいの?」「家の近くの公園を教えてほしい」など、何でもお気軽に御相談ください。

ぜひお気軽に地域子育て支援センターへ

子育てに役立つ離乳食教室やベビーマッサージ教室などいろいろな講習にも参加できます。

子育て仲間との出会いがいっぱいです。子育ての息抜きに、地域子育て支援センターに遊びに来ませんか？



気軽に育児相談



子育てに役立つ講習



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



11 住み続けられるまちづくりを

SDGs (目標3、目標4、目標11)

基本目標 1 子どもへの支援

(3) 教育環境の充実

小学校入学後に子どもが速やかに学校生活になじむことができるよう、幼児教育から小学校教育への円滑な移行に向けて、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の間で行われる連携・接続に関するきめ細かな取組が重要です。

学校においては、子どもたちが未来へ主体的に歩む土台を築くため、確かな学力と自立する力を育てていくことが必要です。学校は地域とともに社会に対応した教育環境をつくるため、教職員や組織の能力向上、特色ある学校づくりなどにより、信頼される学校づくりをすすめていきます。ICTや英語教育の環境整備をすすめ、社会の変化へ対応していきます。

また、すべての子どもたちが個性や能力を伸ばし健やかに成長できるよう、面接相談や専門員の配置を通じて、課題を抱える子どもや保護者の解決力を高める指導を行い、必要に応じて関係機関と連携を図りつつ、きめ細かな支援を行っていきます。

今後の方向性

幼保小の連携強化

障害の有無などにかかわらずスムーズな就学ができるよう、幼児教育や就学に関する研修会を開催し、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携をすすめています。今後もさらなる連携を深めるとともに、障害児の就学支援や研修機会の充実を図ります。

学ぶ力の向上、人的配置の充実

学習支援員や英語指導助手などの学力向上に向けた支援を実施するとともに、教員の資質向上のための研修の開催や、地域特性を活かした学校環境・教育内容の整備も実施しています。今後はICTなどの学習分野の広がりや、配慮の必要な子どもや外国につながる子どもなどへの多様な支援の広がりを踏まえて事業拡充を図ります。

配慮の必要な子どもたちへの教育支援の充実

特別な支援を必要とする児童は増加傾向にあり、個別具体的できめ細やかな支援が求められています。関係機関との情報共有などの連携強化や小・中学校の特別支援学級の新設をすすめるとともに、教員の資質向上や障害への理解を深める研修などを充実させていきます。

主な取組事業

幼保小の連携強化

番号	事業名・事業内容	担当課
41	就学相談事業 就学支援委員会及び就学支援相談員が、保護者からの申込みにより、障害のある又はその疑いのある幼児・児童生徒の保護者とともに適切な就学先を検討する。	学校教育課
42	幼児教育研修会 幼児教育と小学校教育の接続や幼稚園教育要領、学習指導要領などの改訂の動向、幼児期の発達への理解と支援方法を学ぶ。	教育センター
43	幼児教育振興協議会によるスムーズな接続 相談活動を含め、関係者、保護者への啓発・支援を行う。 「小1プロブレム」などの問題解消を図るため、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携をすすめる。	学校教育課 教育センター

学ぶ力の向上、人的配置の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
44	「学び創造アクティブPLUS」学力向上推進事業 児童生徒の「必要感・達成感」を大切にすること、一人ひとりに寄り添い「自己肯定感」を高めること、学校・家庭・地域が手をつなぎ、「未来を切り拓く力」を育成することを「行動方針の3つの柱」とし、児童生徒の学力向上を図る。引き続き、研修会や「ノーマディア」と「うちどく」を行う。また、研究委託校の研究成果を発表する。	学校教育課
45	確かな学力定着事業 児童生徒一人ひとりに確かな学力を身につけさせるため、埼玉県学力・学習状況調査やその活用方法についての研修会などを実施し、児童生徒一人ひとりの評価資料を得て、その分析を指導に活かす。また、市独自のドリル（学びノート）を作成し、全児童生徒に配布し、学校や家庭で活用する。	学校教育課
46	特色ある学校づくり支援事業 小・中学校・市立幼稚園が、地域の環境や人材を活かし、創造性あふれる教育課程を実施するため、学校・園教育目標の具現化についての指導・助言を行う。「総合的な学習の時間」「生活科」などにおける郷土の資源を活かした昔遊びや農業体験など、体験活動の充実を図る。	学校教育課
47	学習支援員配置事業 原則として教員資格を有する人材を市立小・中学校に学習支援員として配置し、少人数指導など個に応じた指導の充実を図る。学校の実情に応じて、授業における教科指導補助、少人数指導時の補助などを行う。	学校教育課
48	教員資質向上事業 市内小・中学校の教員の経験やニーズに応じた研修を推進し、本市教育の振興に資するため、年次経験者研修支援、ミドルリーダー研修員研修、校内研修の指導者派遣、各種研修会の実施などを行う。	教育センター
49	英語指導助手派遣事業 英語指導助手を派遣し、中学校英語教育の充実を図るとともに、外国語教育の小中連携を推進する。また小学校外国語支援員との連携を図り、授業の充実を図る。	教育センター
50	ICT推進事業 校務や授業において、情報機器の効果的な活用を推進するとともに、情報モラルの育成を図る。所沢市教育ネットワークの利用を促進し、教育の情報化をすすめ、市内小・中学校の特色ある学校づくりを支援する。児童生徒のプログラミング的思考を養うために、環境整備と研修会の充実を図る。	教育センター

番号	事業名・事業内容	担当課
51	特別支援学級の充実 特別支援学級への在籍を希望する児童生徒が居住地の学校に通うことができるようにするため、児童生徒・保護者のニーズを的確に把握し、特別支援学級を計画的に設置する。	学校教育課
52	日本語教室講師派遣事業 日本語教室の講師の支援状況を把握し、学校と情報交換を行いながら、児童生徒に適切な対応ができるように支援する。	教育センター

配慮の必要な子どもたちへの教育支援の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
53	特別支援教育支援員及び心身障害児介助員配置事業 特別支援教育に関する知識や意欲のある人材を公立小・中学校に配置するため、特別支援教育支援員を全小・中学校に配置し、通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒への支援を行う。また、心身障害児介助員を特別支援学級などの設置校に配置し、特別支援学級などでの支援を行う。	学校教育課
54	特別支援教育の充実 特別な教育的支援を必要とする子どもについて、個々の教育的ニーズを把握して支援を行うため、特別支援学級、通級指導教室の計画的設置、特別支援コーディネーターと連携しながら支援体制の整備、特別支援教育支援員及び心身障害児介助員の配置・研修会の実施、面接、電話、訪問などでの教育相談と学校職員への支援を行う。 特別支援学級...知的障害学級、自閉症・情緒障害学級、弱視学級、病弱学級（院内学級） 通級指導教室...そだちところの教室（発達・情緒障害）、きこえ・ことばの教室（難聴・言語障害）	学校教育課
55	発達障害・情緒障害通級指導教室の充実 発達障害・情緒障害を持つ児童生徒への専門的な支援と整備体制を充実するため、小・中学校に通級指導教室の充実を図り、必要に応じて各学校に指導・助言を行う。	学校教育課
56	特別支援教育専門家チーム委員会の充実 市内幼稚園・保育園及び小・中学校の要請に応じて、LD、ADHD、高機能自閉症か否かの判断及び教育的対応の助言を園・学校に対して行うため、小・中学校管理職、心理などの専門家、医師などによって構成された専門家チーム委員会により定期的な委員会の開催を行う。	学校教育課



うどんづくり体験（特色ある学校づくり支援事業）



農村体験（特色ある学校づくり支援事業）

基本目標 1 子どもへの支援

(4) 配慮の必要な子どもたちへの支援

特別な支援を必要とする子どもは増える傾向にあります。障害や発達に心配がある子どももひとりの子どものとして尊重されて成長し、身近な地域の中で育まれることが大切です。そのために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮と専門的な支援を提供していくことが必要です。

乳幼児期から早期支援につなげるための情報提供や相談窓口の充実、適切な療育を受けられる体制の整備、家族への支援、地域支援など、幅広く成長段階に応じた切れ目のない支援をすすめる必要があります。

今後の方向性

障害児通所支援の充実

障害児通所支援事業、松原学園やかしの木学園では日常生活や社会生活を円滑に営むための支援を実施しています。今後も継続性のある支援を実施していきます。

支援体制の確保

こども支援センターや関連機関が連携し、早期から発育や発達を支援するため各種相談（総合相談、医師相談、子育てメンタル相談など）体制を整え、支援を充実させてきました。

今後も多面的な支援を実施していきます。

特別な支援を必要とする児童は増加傾向にあり、保育士や教員、放課後児童支援員などの人的拡充及び資質向上に努めていきます。

主な取組事業

障害児通所支援の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
57	障害児通所支援事業 就学前の障害児に日常生活の基本動作の訓練などを行う児童発達支援や、就学後の障害児に放課後などで集団生活訓練などを行う放課後等デイサービスなどを実施する。	こども福祉課
58	松原学園の運営事業 就学前の障害児が日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、日常生活の基本的動作や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行い、発達・成長を支援する。また、地域の障害児やその家族への相談、地域の支援者への援助・助言などを行う地域支援事業を実施する。	こども福祉課
59	かしの木学園の運営事業 就学前の障害児(主に身体障害)が日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、日常生活の基本的動作や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行い、発達・成長を支援する。卒園・他園へ移行した児童の保護者交流会などの自主事業も行う。	こども福祉課

支援体制の確保

早期支援体制の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
60	幼児発達支援事業【再掲】 発育や発達に心配のある子どもの保護者に対し、家庭での対応や養育に関する助言、情報提供を行うことにより、その子どもの健やかな成長に寄与する。	こども支援課
61	乳幼児発育・発達相談事業【再掲】 児童虐待の予防・早期発見・早期対応として、医師相談、心理相談、ことばの相談、運動あそびの相談、子育てメンタル相談等専門性の高い相談を充実させることにより、育児不安の強い母親への支援を行い、育児不安の軽減を図る。また、子どもの発育・発達を促進するとともに、人間形成の基盤となる乳幼児期の母子関係を確立する。	健康づくり支援課
62	こども支援センター運営事業(発達支援)【再掲】 発達障害に関する早期からの支援によって子どもたちが地域で安心して過ごせるよう、18歳未満を対象にした相談支援、未就学児を対象にした児童福祉法の通所支援、地域の関係機関や市民を対象に研修・啓発などをする地域支援を行う。	こども福祉課
63	障害児保育事業【再掲】 障害のある児童と健常児をともに保育することにより、お互いの成長を図る。障害児保育を実施する民間保育園などに対して、人件費等の補助を行う。	保育幼稚園課

保育、学習機会の確保

番号	事業名・事業内容	担当課
64	医療的ケア児への支援 日常生活を送る上で医療的なケアと医療機器を必要とする子どもが身近な地域で安心して暮らし、健やかに成長できるよう、子どもと保護者のニーズに応じたさまざまな支援を行う。	こども福祉課 保育幼稚園課
65	就学相談事業【再掲】 就学支援委員会及び就学支援相談員が、保護者からの申込みにより、障害のある又はその疑いのある幼児・児童生徒の保護者とともに適切な就学先を検討する。	学校教育課
66	特別支援教育支援員及び心身障害児介助員配置事業【再掲】 特別支援教育に関する知識や意欲のある人材を公立小・中学校に配置するため、特別支援教育支援員を全小・中学校に配置し、通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒への支援を行う。また、心身障害児介助員を特別支援学級など設置校に配置し、特別支援学級などでの支援を行う。	学校教育課
67	放課後児童健全育成事業 保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している放課後児童に対し、授業の終了後などに適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図る。	青少年課



外観（松原学園）



朝の会（松原学園）



ふれあい遊び（かしの木学園）



誕生日会（かしの木学園）

基本目標 2 子育て家庭への支援

(1) 妊娠・出産、育児への支援

地域のつながりの希薄化などにより、母親の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期まで保健、福祉、地域、医療、教育分野の関係機関が連携し、切れ目ない支援を行うことが重要となっています。「子育て世代包括支援センターかるがも」では、妊娠期から子育て期におけるさまざまな相談や保護者への子育て関連情報の提供など、関係機関と連携し継続的な支援を実施しています。

今後も、安心して妊娠・出産が迎えられるよう、また子どもが健やかに成長できるよう、さまざまな母子保健事業の機会をとらえ、寄り添う支援を行っていきます。

今後の方向性

母子保健事業の充実

妊娠期から子育て期に至るまでの面接相談のほか、保健師による家庭訪問や電話相談など継続的な支援を広く実施していきます。今後についても、多様なニーズに対応できるよう柔軟に事業運営を行っていきます。

乳幼児・小児医療の充実

夜間帯や休日などは市民医療センターが中心となって市域全体で初期の救急医療体制を構築しています。今後についても、年間を通じて診療体制を維持し、救急医療体制の安定的な提供に努めます。



主な取組事業

母子保健事業の充実

安全な妊娠・出産の確保

番号	事業名・事業内容	担当課
68	妊婦健康診査事業 妊婦の疾病や異常を早期発見し、健康の保持・増進を図り、健康管理の向上を図ることを目的とする。妊娠の届出をした者に対し、母子健康手帳とともに妊婦健康診査助成券を交付し、委託医療機関において妊婦健康診査を実施する。また、里帰り出産などによる委託医療機関以外での受診については、助成制度（償還払い）を実施する。	健康づくり支援課
69	妊娠・出産つづけてサポート事業 核家族化や地域とのつながり希薄化などにより、地域で出産・子育てを担う母親の育児負担が増えていることから、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな相談に円滑に対応する。	健康づくり支援課

相談、指導事業の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
70	健康教室 妊婦やそのパートナーを対象に母親学級、両親学級を実施。妊娠中を健康に過ごし、心身ともに健やかな子どもを産み育てるために妊娠、分娩、育児に関する適切な情報や助言を行う。	健康づくり支援課
71	母子保健相談指導事業 母子保健に関する正しい知識の普及、情報の提供を行い、妊娠・出産・育児に関する不安の軽減を図る。	健康づくり支援課
72	乳幼児健康診査 乳幼児期における疾病や発育発達上の問題の早期発見及び、乳幼児の健康の保持増進を目的とした情報提供や助言など、保護者に対する育児支援（虐待予防の観点も含む）を行う。4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などの集団健康診査を実施する。市内の委託医療機関において個別健診として10か月児健康診査を実施する。	健康づくり支援課
73	訪問指導事業 母子保健事業を通じて、継続支援が必要とされた家庭に対し、家庭訪問を行い、親子及び家族の生活実態や背景を把握しながら、必要な助言指導とサービスの調整などの支援を行い、乳幼児の健全育成と保護者への育児支援を図る。	健康づくり支援課
74	乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、親の孤立感や育児負担の軽減、虐待防止につなげる。	健康づくり支援課
75	子育てサロン 子育てについて、不安や負担感を抱えている保護者を対象に、サロンを実施することにより、同じ立場で共感し合うことができる仲間づくりの支援、育児不安の軽減、虐待予防を図る。	健康づくり支援課

地域との連携による適切な育児環境の確保

番号	事業名・事業内容	担当課
76	母子保健地区組織活動育成事業 地域に根ざした健康づくりを目指して活動する組織である母子愛育会を育成し、地域住民主体の子育て支援活動の一層の充実を図る。また、子育て世代に行政による母子保健事業だけではなく、地域住民からの働きかけを推進するため、母子保健推進員を委嘱し、保健事業に関する紹介や利用勧奨などを声かけ訪問にて実施することで、地域住民の健康問題の把握に努める。	健康づくり支援課

予防接種事業

番号	事業名・事業内容	担当課
77	各種予防接種事業（小児） 各種予防接種を実施することで、市民の免疫レベルを高い水準に保ち、感染症の発生・まん延を防止する。	健康管理課

乳幼児・小児医療の充実

緊急対応の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
78	小児急患診療事業：初期救急 安心して子育てができる医療環境を確保するため、市民医療センターが中心的役割を果たし、所沢市域全体で365日すべての時間帯において、小児初期救急医療体制の安定的な提供に努める。	市民医療センター
79	小児科救急医療病院群輪番制事業：第二次救急 夜間及び休日・祝日の小児の第二次救急医療を確保するため、所沢市、狭山市、入間市の市民の小児を対象として、三市及び協力医療機関による協定書に基づき、輪番制により第2次救急医療体制の整備を図る。	保健医療課

医療費の助成

番号	事業名・事業内容	担当課
80	子ども医療費助成 医療費の助成を行うことにより、子ども（0歳から中学3年生まで）の保健の向上と福祉の増進、子育て家庭の経済的負担を軽減する。	こども支援課
81	未熟児養育医療給付 身体の発育が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関による集中的な入院療養を必要とする乳児に対して、医療の給付を行う。	健康づくり支援課

基本目標 2 子育て家庭への支援

(2) すべての子育て家庭への支援

子育ては、授乳や食事などの世話やしつけの方法、子どもの性格や体調・疾病など不安や疑問を感じることも多いものです。核家族化が進み、相談する相手がおらず、不安感や孤独感を抱え、子育て本来の幸せを感じる事が難しい状況に陥っている保護者が少なくないと懸念されています。

子育て支援に関する情報などを必要とする人にとって、分かりやすく入手しやすい情報提供や相談体制のさらなる充実を図り、子育て家庭が孤立すること、不安に陥ることのないよう子育て環境の整備を行っていく必要があります。

ひとり親家庭は、家庭内の保護者の負担が大きいことから、仕事と生活、子育ての調和を図ることが他の家庭と比較して難しい傾向があります。また、経済的な困窮に陥りやすい傾向もあります。経済的に困窮している家庭においても、子どもの将来が家庭環境に左右されないよう支援を行う必要があります。

今後の方向性

健全な家庭づくり

各公民館（まちづくりセンター）や地域子育て支援拠点事業において多様な親子同士の交流の場や講習機会を設けています。今後も地域のニーズに合わせた事業展開を支援していきます。また、保護者が参加する一日保育者体験をすすめていきます。

子育て情報の提供・相談事業の充実

訪問、窓口、冊子、SNS、ところざわほっとメールなどさまざまな方法を駆使して必要な人に、子育て関連情報を提供できるよう努めています。また、保護者の多様な悩みに対応するための各種相談事業を行っています。今後もさらに事業を充実させていく必要があります。

ひとり親家庭等への支援

自立に向けた職業・教育訓練の給付金受給者は増加傾向にあり、定期的な連絡や長期の後追い調査により確実な自立へ向けた支援を実施しています。経済的支援や日常生活支援を受ける世帯は横ばいから減少傾向にあり、自立に向けた支援の効果がみられます。今後も効果的な利用者支援を行っていきます。

経済的支援の充実

出産・育児から就学に至るまで広く経済的支援を行っています。今後も、支援を必要とする保護者に必要な情報を届け、適正な給付を行っていきます。

また、幼児教育・保育の無償化の実施にあたっては、制度を必要とするすべての家庭が利用できるよう周知を図っていきます。

主な取組事業

健全な家庭づくり

子育て力の育成

番号	事業名・事業内容	担当課
82	地域子育て支援拠点事業【再掲】 子育て中の親子が気軽に集い交流できる場の提供、交流の促進、子育てなどに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行う。	こども支援課
83	家庭教育推進事業 各小・中学校において家庭教育学級を開設し、家庭教育について学ぶ機会を保護者に提供する。保護者が家庭教育の重要性を再認識し、子育てに自信を持って取り組むきっかけとするために、就学時健診などの機会を利用した子育て講座の実施や、各公民館において親や子を対象とした子育てサロン事業などを実施する。	社会教育課 各公民館 (まちづくりセンター)
84	保護者の一日保育者体験 保育施設に在園の保護者が一日保育園で過ごし、我が子だけではなく多くの子どもたちとも関わり、遊びにも加わりながら、保育者としての体験をする。	保育幼稚園課

家庭の大切さの再認識

番号	事業名・事業内容	担当課
85	家庭教育推進事業【再掲】 各小・中学校において家庭教育学級を開設し、家庭教育について学ぶ機会を保護者に提供する。保護者が家庭教育の重要性を再認識し、子育てに自信を持って取り組むきっかけとするために、就学時健診などの機会を利用した子育て講座の実施や、各公民館において親や子を対象とした子育てサロン事業などを実施する。	社会教育課 各公民館 (まちづくりセンター)

子育て情報の提供・相談事業の充実

総合的な子育て支援情報の発信

番号	事業名・事業内容	担当課
86	子育て情報提供事業 妊娠から子育て期までの情報を切れ目なく提供するため、市が実施する子育て支援に関する制度やサービス、相談機関、関連施設などの情報を掲載した冊子(子育てガイドブック)を作成する。	こども支援課 健康づくり支援課
87	ところっこ子育てサポート事業 保護者の選択に基づき、教育・保育・子育て支援などを円滑に利用できるようにするため、子育てコンシェルジュが家庭のニーズを把握し、教育・保育施設の利用の相談・助言とともに地域の子育て支援事業についての情報提供など、利用者の必要に応じた支援を行う。 また、子育て世代包括支援センターかるがもにおいて、保健師・助産師が、妊娠期から子育て期にわたるさまざまな相談や情報提供を行いながら、関係機関と連携して支援を行う。	こども支援課 健康づくり支援課
88	地域子育て支援拠点事業【再掲】 子育て中の親子が気軽に集い交流できる場の提供、交流の促進、子育てなどに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行う。	こども支援課

さまざまな相談への対応の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
89	児童家庭相談事業 子どもに関するさまざまな相談に応じ、個々の子どもや家庭に対して効果的な支援を行うことで、子どもの福祉の充実を図るとともにその権利を擁護する。	こども支援課
90	母子保健相談指導事業【再掲】 母子保健に関する正しい知識の普及、情報の提供を行い、妊娠・出産・育児に関する不安の軽減を図る。	健康づくり支援課
91	教育相談事業（相談業務） 幼児（年長児の小学校就学に係る心配）、学齢児から18歳までの子ども及びその保護者、並びに教職員からの子どもの教育上の諸問題（集団不適應、交友関係、学習意欲、不登校・登校しぶり、発達障害、子育て、しつけ）に関し、指導主事や心理士、電話相談員、スクールソーシャルワーカーが対応し、解決のための支援を行う。	教育センター
92	女性の生き方に関する相談事業 男女共同参画社会の実現のために、その障害となる悩みや問題を解決するための援助事業として、電話相談、カウンセリング、何でもききます相談を実施する。	男女共同参画推進センター ふらっと (企画総務課)
93	DVに関する相談事業 電話又は面接により、DV被害者の相談に応じ、助言・情報提供などを行い、必要に応じ、関係機関の紹介や連絡調整を行うことにより、被害者自らの意思に基づき、安全で安心な生活を送ることができるよう支援する。	男女共同参画推進センター ふらっと (企画総務課) こども支援課

ひとり親家庭等への支援

自立に向けた支援

番号	事業名・事業内容	担当課
94	ひとり親家庭等からの相談 ひとり親及び寡婦への自立に必要な情報提供及び指導や職業能力の向上、求職活動などに関する支援を行うことにより、ひとり親家庭等の自立を支援する。	こども支援課
95	高等職業訓練促進給付金 ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たすものに、看護師などの資格取得のための養成機関で修業する場合、一定期間の間、訓練受講期間中の生活費などを支給することにより、ひとり親家庭の生活の負担軽減を図り、資格取得を支援する。	こども支援課
96	自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たすものに、事前相談において指定された職業能力の開発のための講座を受講後、受講料の一部を支給することにより、職業能力の開発を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。	こども支援課
97	自立支援プログラム策定 ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たすものに、母子及び父子の状況や求めに応じた自立及び就労を支援するためのプログラムを策定、ハローワークと連携し、就労支援などを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。	こども支援課

経済的支援・生活支援

番号	事業名・事業内容	担当課
98	児童扶養手当 母子家庭、父子家庭、及び父母のいずれかに一定の障害のある家庭又は父母以外の者が養育している家庭の養育者に手当を支給することにより、ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進及び児童の健全育成を通じて、児童の福祉増進を図る。	こども支援課
99	ひとり親家庭等医療費助成 母子家庭、父子家庭及び父母のいずれかに一定の障害がある家庭などにおける養育者とその児童（0歳から高校3年生まで）の医療費助成を行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。	こども支援課

経済的支援の充実

出産・育児への支援

番号	事業名・事業内容	担当課
100	児童手当 父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、0歳から中学3年生の児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援する。	こども支援課
101	子ども医療費助成【再掲】 医療費の助成を行うことにより、子ども（0歳から中学3年生まで）の保健の向上と福祉の増進、子育て家庭の経済的負担を軽減する。	こども支援課
102	出産育児一時金 所沢市国民健康保険の被保険者の出産に際して、一時金の支給を行う。	国民健康保険課

就園・就学・放課後の支援

番号	事業名・事業内容	担当課
103	子育てのための施設等利用給付事業 幼児期の教育及び保育の機会を確保し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、主に3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの対象に、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園、認可外保育施設等の利用料を、一定額を上限に支給する。	こども支援課 保育幼稚園課
104	子ども・子育て支援に係る実費徴収助成事業 生活保護受給世帯が、施設型給付を受ける幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する場合に、日用品・文房具などの購入費、行事参加費、教材費、通園費などの一部を助成する。また、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯又は多子世帯の児童が、園に支払った食材料費のうち、副食材料費の一部を助成する。	保育幼稚園課
105	就学援助（小・中学校） 経済的な理由により、子どもを小・中学校に就学させることが困難な保護者に対して、申請に基づき必要な費用の一部を援助する。	教育総務課 保健給食課
106	放課後児童クラブ子育て支援事業 放課後児童クラブ利用世帯のうち、多子世帯や低所得世帯等に対して、放課後児童クラブ保育料の減額や免除を行うことにより、子育て世帯の支援を図る。	青少年課
107	入学準備金貸付（高等学校など） 教育の機会を等しく確保するため、高等学校又は大学への入学に要する費用を用意することが困難な保護者に対し、入学準備金の貸し付けを行う。	こども支援課

番号	事業名・事業内容	担当課
108	育英奨学金・遺児奨学金（高校など） 高等学校等に在学し経済的理由により修学困難な生徒に対し育英奨学金を、また不慮の災難等により保護者を失い、経済的理由により修学困難な生徒に対し遺児奨学金を支給し、勉学の機会を与え、有能な人材を育成する。	こども支援課

子どもの貧困対策の推進

「子供の未来応援国民運動」とは？

貧困の連鎖を解消し、生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもたちが未来に向けて夢と希望を持って成長していくことができる社会の実現を目指し、内閣府が平成27年10月から展開している官公民の連携・協働プロジェクトです。

子どもの貧困対策の推進に関する法律、大綱などに基いて行政が総合的な取組を行うことと同時に、新たに基金を設置して草の根で活動するNPOなどを積極的に支援するなど、国民全体ですべての子どもの未来を応援する機運を作り出すことを目指しています。



© Mercis bv
 子供の未来応援国民運動
 （出典：内閣府）

「こども応援ネットワーク埼玉」とは？

子どもの貧困問題を社会全体の問題として捉え、貧困の連鎖解消に向けあらゆる社会資源を集めて取り組むことを目的として、埼玉県が立ち上げたネットワーク組織です。

社会貢献活動を主体的に行う団体・個人で構成されています。

所沢市を含め、埼玉県内の各市町村、企業、NPOや個人などが加入しており、それぞれの得意分野を活かした活動を行っています。



こども応援ネットワーク埼玉
 （出典：埼玉県）



SDGs（目標1、目標2、目標3、目標4）

基本目標 2 子育て家庭への支援

(3) 就労と子育ての両立の支援

女性の就業率が向上し、共働き家庭が増える中で、子どもを安心して預けられる教育・保育施設を確保することが重要です。また、子育て家庭の働き方、環境や価値観が多様化しており、ニーズも多様化しています。このため、多様な働き方にあわせて柔軟に利用できる子育て支援事業の充実や教育・保育施設の充実を図る必要があります。

また、小学校入学後に放課後を安心・安全に過ごせる場所の確保が課題となっており、すべての子どもを対象として勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などの取組を行う放課後子供教室と連携した放課後児童対策など、子どもたちが安心・安全に過ごし、多様な経験ができる機会をさらに充実していく必要があります。

仕事と生活、子育ての調和をすすめるためには、職場や地域の理解や協力が不可欠です。育児休業は女性の取得は進みましたが、男性の取得率は依然として低い状況が続いています。性別に関わらず仕事と生活、子育ての調和を目指せるよう、家庭や企業、地域に対して啓発活動をすすめていく必要があります。

今後の方向性

子育て支援体制の充実

ファミリー・サポート・センター事業など多様な働き方にあわせて利用できる子育て支援事業のほか、児童館など地域における子育て支援事業についても広く実施しています。また、必要に応じて教育・保育施設の施設整備もすすめていきます。

放課後児童対策の充実

子どもが安心して過ごせる放課後の居場所を確保することが必要です。計画的に、民設民営児童クラブの設置や児童クラブ施設の改修などすすめていきます。また、学校との連携をすすめ、子どもや保護者のニーズに沿った効果的な放課後児童対策をすすめていきます。

ワーク・ライフ・バランスの推進

性別に関係なく多様で柔軟な働き方や暮らし方の選択ができるよう、男女共同参画への理解と意識の向上を目指し、講座開催や施設・教材貸出などを実施しています。引き続き、市民への広い周知と拠点施設の機能充実や適正化を図る必要があります。

主な取組事業

子育て支援体制の充実

保育事業の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
109	教育・保育施設等整備事業【再掲】 就学前児童の保育に係る待機児童を解消するため、保育園・認定こども園・地域型保育事業所の施設整備の補助その他の待機児童対策をすすめていくことにより、保育の受入枠を増加し、安定した保育の提供を図る。	こども政策課
110	ファミリー・サポート・センター事業 地域において安心して子育てができるような環境整備を行うため、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（援助会員）を組織化し、地域での相互活動を行う。定期的な保育施設・学校施設などの送迎や一時的な預かりを行う。	こども支援課
111	緊急サポート事業 地域において安心して子育てができるような環境整備を行うため、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（援助会員）を組織化し、地域での相互活動を行う。病児・病後児の預かり、宿泊や急な残業などの緊急時の預かりを行う。	こども支援課
112	幼稚園型一時預かり事業【再掲】 幼稚園などにおいて通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請などに応じて、主に在園児を対象に一時的な預かりを行う。	保育幼稚園課

地域における支援の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
113	ところっこ子育てサポート事業【再掲】 保護者の選択に基づき、教育・保育・子育て支援等を円滑に利用できるようにするため、子育てコンシェルジュが家庭のニーズを把握し、教育・保育施設の利用の相談・助言とともに地域の子育て支援事業についての情報提供など、利用者の必要に応じた支援を行う。 また、子育て世代包括支援センターかるがもにおいて、保健師・助産師が、妊娠期から子育て期にわたるさまざまな相談や情報提供を行いながら、関係機関と連携して支援を行う。	こども支援課 健康づくり支援課
114	地域子育て支援拠点事業【再掲】 子育て中の親子が気軽に集い交流できる場の提供、交流の促進、子育てなどに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行う。	こども支援課
115	児童館運営事業 18歳未満の児童の健全育成を図り、遊びを通じて健康増進及び情操を豊かにすることを目的に安全な居場所を提供する。また、放課後留守家庭児童に対し、授業の終了後や長期学校休業日などに適切な遊び及び生活の場を提供するとともに子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談などを行う。	青少年課
116	時間外保育事業【再掲】 保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤などに伴う時間外保育需要に対応するため、保育園などで通常の保育時間を超えて保育を行う。	保育幼稚園課

放課後児童対策の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
117	放課後児童健全育成事業【再掲】 保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している放課後児童に対し、授業の終了後などに適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図る。	青少年課
118	放課後支援事業「ほうかごところ」 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保すること、異年齢の子どもたちとの交流を促進すること、地域住民による子どもたちの健全育成を図ることなどを目的として、学校の放課後の施設を借り、地域でほうかごところの運営委員会を組織して方針を定め、その方針に基づいて放課後支援員やボランティアが実施する。	学校教育課
119	放課後子ども総合プラン推進事業 児童館生活クラブ、児童クラブ、ほうかごところの3つの放課後児童対策事業のさらなる連携などを行うことによって、より効果的、効率的な放課後対策の検討をすすめる。	青少年課 学校教育課

ワーク・ライフ・バランスの推進

番号	事業名・事業内容	担当課
120	ふらっと企画講座実施事業 より多くの方に向けて男女共同参画への理解と意識の向上を図るため、男女共同参画に係る講座・研修・講演会などの開催を行う。	男女共同参画 推進センター ふらっと (企画総務課)
121	男女共同参画推進センターふらっと運営事業 男女共同参画に係る学習・相談・交流・情報の場を提供するとともに、できるだけ多くの方に男女共同参画への理解と意識の向上を図ることを目的とし、施設(会議室・研修室・生活工房室)、印刷機、男女共同参画に関する図書・ビデオ・DVDの貸出を行う。	男女共同参画 推進センター ふらっと (企画総務課)



基本目標3 地域社会全体での支援

(1) 子どもの尊厳と安全の確保

子どもは大いなる可能性を秘めたみんなの宝であり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があります。子どもへの虐待は、子どもの心に深い傷を残し、否応なくその輝きを奪い、時に、将来の可能性をも奪うものであり、何人も子どもへの虐待を行ってはなりません。

昨今の核家族化、地域社会の人間関係の希薄化などを背景に、家庭や地域社会における子育ての力が低下することにより、保護者が子育てに孤独感や不安感を抱え、その結果虐待行為に至ることがあると指摘されています。地域全体が子どもの尊厳と安全の確保に関する理解を深め、地域、学校、行政が密接に連携しながら子どもと家庭を支援し、子どもが家庭でも、地域でも、学校でも健やかに成長できる環境づくりをすすめる努力が求められています。

また、いじめや不登校など、児童生徒の発達段階に応じて生じるさまざまな課題についても、子どもや家庭だけでの対処は不可能です。学校や教育委員会が支援の中心となり、必要に応じて地域と連携して、未然予防、早期発見、早期解決のため、一人ひとりに応じたきめ細やかな対応を組織的に行っていく必要があります。

今後の方向性

児童虐待の防止対策

虐待の相談件数は年々増加傾向にあり、困難なケースも増えています。家庭訪問や乳幼児健診などを活かして、家庭との接触の機会を増やし、危険なサインを発見すること、情報提供や相談機会を増やしていきます。

また、関係機関の連携を強化し、より効果的な支援をすすめていきます。

いじめ・不登校などへの取組の充実

学校に配置された「スクールカウンセラー」や「心のふれあい相談員」が相談活動や家庭訪問を行い、いじめや不登校の予防や解消を図っています。相談員相互の連携、教育支援センターなどの専門機関との連携を通じて効果的な支援を行っていきます。

主な取組事業

児童虐待の防止対策

相談対応

番号	事業名・事業内容	担当課
122	児童家庭相談事業【再掲】 子どもに関するさまざまな相談に応じ、個々の子どもや家庭に対して効果的な支援を行うことで、子どもの福祉の充実を図るとともにその権利を擁護する。	こども支援課

要保護児童対策

番号	事業名・事業内容	担当課
123	要保護児童対策地域協議会による活動 児童虐待の未然防止及び虐待を受けている子どもに迅速的確に対応するために、関係機関と連携しながら適切な支援を実施する。	こども支援課
124	養育支援訪問事業 子育てに不安や孤立感などを抱える家庭や養育支援が特に必要な家庭に対して、養育能力の向上及び養育環境の改善を目指すために、保育士や助産師、ホームヘルパーによる訪問支援を実施する。	こども支援課

早期発見・早期対応

番号	事業名・事業内容	担当課
125	訪問指導事業【再掲】 母子保健事業を通じて、継続支援が必要とされた家庭に対し、家庭訪問を行い、親子及び家族の生活実態や背景を把握しながら、必要な助言指導とサービスの調整などの支援を行い、乳幼児の健全育成と保護者への育児支援を図る。	健康づくり支援課
126	各健診未受診者把握事業 健診該当期間を過ぎても受診のなかった子どものうち、他市町村・他機関での受診を確認できなかった子どもについて、こども支援課こども相談センターに把握を依頼する。また、こども相談センターの把握結果を確認し、必要な家庭について継続支援を行う。	健康づくり支援課

市民への啓発活動

番号	事業名・事業内容	担当課
127	オレンジリボンキャンペーン 児童虐待防止対策として、児童虐待を見つけたときの連絡先や子育てに悩んだときの相談先などを市民に周知する。	こども支援課

いじめ・不登校などへの取組の充実

精神的なケアの充実

番号	事業名・事業内容	担当課
128	スクールカウンセラー・心のふれあい相談員の配置【再掲】 小・中学校にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置し、不登校やいじめ問題の未然防止・早期解消を図るため、担任や養護教諭、教育相談担当教員などと連携し、相談活動や家庭訪問などを行う。また、相談活動を通じた中学校区内の小・中学校の連携促進、相談室登校の児童生徒に対する、学級復帰に向けた働きかけ、いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応への支援を行う。	学校教育課
129	教育相談事業（不登校・特別支援教育研修） 教育相談アドバイザーによる学校支援や不登校解消・特別支援教育に係る研修会、面接相談や電話相談、スクールソーシャルワーカー派遣や医療相談、教育相談校内研修支援やケースカンファレンス、研究活動などを行う。また、教育支援センター「クwest」では、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、個々に応じた相談・指導などの適切な支援を行う。	教育センター

いじめの防止・早期発見・早期解決

番号	事業名・事業内容	担当課
130	学校人権教育啓発資料発行事業 小・中学校における人権教育を推進し、互いの人権を尊重できる豊かな人間性を醸成するため、人権文集を発行・配布して活用する。 各校から人権に関する作文・標語を募集する。人権教育における学校教育と社会教育の連携を図る。	学校教育課
131	健やか輝き支援事業【再掲】 いじめ、非行問題行動、怠学・非行による不登校、就学などに関わる相談対応をすることを目的として、学校のニーズに基づいて、個々の児童生徒に応じた支援を行う。また、大学との連携により、大学院生や学生を小・中学校に派遣し、発達障害や不登校傾向の児童生徒の支援を行う。	学校教育課

児童虐待をなくそう！オレンジリボンキャンペーン

児童虐待のない社会を目指し、一人ひとりが子育てを温かく見守り、支えていく気運を高めるため、毎年11月の児童虐待防止推進月間に「オレンジリボンキャンペーン」を実施しています。

ダイア5市（所沢市・入間市・狭山市・飯能市・日高市）で児童虐待防止に関する連携協定を結び、合同で啓発活動に取り組んでいます。



SDGs（目標5、目標16）



基本目標3 地域社会全体での支援

(2) 地域の子育て支援事業の充実

地域に子育ての相談や助け合いの相手がいないと、孤立して子育ての不安が強くなったり、忙しい毎日に疲れてしまったり、本来子育てを通じて感じられるはずの幸せを実感することができなくなります。また、地域の大人たちは、地域の子どもや子育て家庭と触れ合い、関わることで、子育ての幸せを感じる機会が得られると考えられます。

子育て中の保護者の孤立感や負担感を軽減し、安心して子育てができるよう、親子が集まり交流する環境や、子育てを応援したい地域の大人たちが、地域の子どもや子育て家庭と触れ合い、交流し、さりげないアドバイスが交わされるような環境が求められています。

そして、子どもたちが地域の「絆」の中でしっかりと学び、健やかに育っていけるよう、地域の子育て環境を整備する必要があります。

また、地域における交通事故や防犯対策については、家庭や地域での安全・防犯への意識を高め、地域一丸となって取り組んでいく必要があります。

今後の方向性

地域の体制づくり

地域ぐるみで子育てをする機運を醸成し、地域の子育て力を育成していくとともに、必要な家庭に必要な支援が届くような環境づくりをすすめていく必要があります。

地域での交流機会の拡大

子どもや親同士の交流の機会を広く提供しています。今後も、広く広報活動を行い、必要な人に必要な情報を届けるとともに、保護者も地域活動の協力者として、地域と関わり合いながら、地域全体で次世代育成ができるよう努めます。

子どもたちの安全で安心な居場所づくり

児童館運営事業、放課後支援事業「ほうかごところ」、放課後児童健全育成事業、放課後子ども総合プラン推進事業などにより、安全で安心な居場所の確保をすすめていきます。また、地域の特色を活かした取組をすすめるため、子ども広場の設置整備を支援し、公園整備もすすめていきます。

防犯対策の推進

地域全体での防犯意識高揚のため、防犯指導者養成講座やところざわほっとメールを活用した情報提供を実施しています。今後も学校・警察・地域が連携して防犯対策に努めます。

非行防止対策の推進

多様な担い手とともに、地域ぐるみで非行防止対策をすすめていきます。

交通安全対策の充実

通園、通学先の教育機関などにおける活動を中心に、地域へ拡大していきます。

子育てバリアフリーの推進

公共施設や公共交通機関の関係者を中心に、活動を推進していきます。

主な取組事業

地域の体制づくり

地域における連携体制の強化

番号	事業名・事業内容	担当課
132	地域福祉推進事業 コミュニティ活動の活発化や、地域での支え合いがさらに進むよう、地域に必要な機能・取組などについて地域福祉計画に示していく。また、地域福祉推進委員会で、計画の進行管理及び評価を行い、計画の円滑な推進を図る。	地域福祉センター
133	民生委員・児童委員及び協議会活動の支援 民生委員・児童委員、及び委員が所属する各地区民生委員・児童委員協議会の活動を支援する。	地域福祉センター
134	母子保健地区組織活動育成事業【再掲】 地域に根ざした健康づくりを目指して活動する組織である母子愛育会を育成し、地域住民主体の子育て支援活動の一層の充実を図る。また、子育て世代に行政による母子保健事業だけではなく、地域住民からの働きかけを推進するため、母子保健推進員を委嘱し、保健事業に関する紹介や利用勧奨などを声かけ訪問にて実施することで、地域住民の健康問題の把握に努める。	健康づくり支援課
135	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】 地域において安心して子育てができるような環境整備を行うため、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（援助会員）を組織化し、地域での相互活動を行う。定期的な保育施設・学校施設などの送迎や一時的な預かりを行う。	こども支援課
136	緊急サポート事業【再掲】 地域において安心して子育てができるような環境整備を行うため、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（援助会員）を組織化し、地域での相互活動を行う。病児・病後児の預かり、宿泊や急な残業などの緊急時の預かりを行う。	こども支援課

地域全体で子育てを支える意識の醸成

番号	事業名・事業内容	担当課
137	パパ・ママ応援ショップ事業 18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのお子さんがある世帯や妊娠中の方がいる世帯が、埼玉県内の協賛店で、アプリまたはカードを提示することにより、商品の割引やポイントの優遇などのサービスが受けられる。地域、企業、行政が一体となって子育て家庭を応援しようという社会的気運を醸成するとともに、子育て家庭が「地域社会に支えられている」「子どもを持ってよかった」と実感できる社会づくりをすすめることを目的とする。	こども支援課

地域での交流機会の拡大

親同士のネットワーク支援

番号	事業名・事業内容	担当課
138	地域子育て支援拠点事業【再掲】 子育て中の親子が気軽に集い交流できる場の提供、交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行う。	こども支援課

交流活動の推進

番号	事業名・事業内容	担当課
139	子ども会育成事業【再掲】 さまざまな生活体験・自然体験の機会を充実させ、子どもたちの「生きる力」を育むため、子どもの自主性に基づく地域の子ども会活動の振興を図るために校区を単位に支援を行う。また、各校区子ども会育成会の相互の連携・情報交換・研修及び広域的な事業を行いながら、各校区子ども会育成会を支援している所沢市子ども会育成会連絡協議会に対し、支援を行う。	社会教育課

子どもたちの安全で安心な居場所づくり

児童館事業の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
140	児童館運営事業【再掲】 18歳未満の児童の健全育成を図り、遊びを通じて健康増進及び情操を豊かにすることを目的に安全な居場所を提供する。また、放課後留守家庭児童に対し、授業の終了後や長期学校休業日などに適切な遊びや生活の場を提供するとともに、子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談などを行う。	青少年課

放課後の居場所づくりの推進

番号	事業名・事業内容	担当課
141	放課後支援事業「ほうかごところ」【再掲】 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保すること、異年齢の子どもたちとの交流を促進すること、地域住民による子どもたちの健全育成を図ることなどを目的として、学校の放課後の施設を借り、地域でほうかごところの運営委員会を組織して方針を定め、その方針に基づいて放課後支援員やボランティアが実施する。	学校教育課
142	放課後子ども総合プラン推進事業【再掲】 児童館生活クラブ、児童クラブ、ほうかごところの3つの放課後児童対策事業のさらなる連携などを行うことによって、より効果的、効率的な放課後対策の検討をすすめる。	青少年課 学校教育課



中富ほうかご広場 ハロウィン
(放課後子ども総合プラン推進事業)



中富ほうかご広場 お楽しみ会
(放課後子ども総合プラン推進事業)

屋外の児童の遊び場の整備

番号	事業名・事業内容	担当課
143	子ども広場設置・整備費補助金 地域児童の健全な育成を図るため、自治会などが子ども広場を設置又は整備した場合、自治会などからの申請により、補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	青少年課
144	身近な公園の整備 都市の中にみどりとオープンスペースを確保し、児童の遊び場や世代を超えて利用できるコミュニティの拠点となる身近な公園の整備を行う。	公園課

防犯対策の推進

番号	事業名・事業内容	担当課
145	地域安全活動推進事業 犯罪や事件の発生を防止するため、防犯講座、自主防犯団体への防犯資器材の貸出し、啓発事業などを行政と地域が一体となって推進し、市民の安全で安心な生活を確保する。	危機管理課
146	安全・安心な学校と地域づくり事業 学校と地域が連携して危機管理体制を整え、学校内外での事故や事件を未然に防止するとともに地域の交通安全の推進・防犯体制の強化を図り、安全で安心な学校と地域を構築して学校を支援する。	学校教育課

非行防止対策の推進

非行防止対策の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
147	ふれあいタウン事業 非行を青少年の問題としてだけでなく、地域社会全体の問題として捉え、青少年が非行に巻き込まれるような状況の抑止対処、また、所沢駅周辺の環境浄化を目的とする。所沢駅周辺を週末に定期的に巡回して、青少年に対する声かけなどを行う事業を、日本ガーディアンエンジェルズに委託して実施する。	青少年課

市民への啓発

番号	事業名・事業内容	担当課
148	青少年健全育成広報・啓発活動事業 青少年が新たな社会の担い手として、非行に陥ることなく、豊かな個性と能力を持った人間に成長する社会環境を地域社会が主導して作っていくよう、市民全体に呼びかける。青少年の非行・被害防止及び青少年健全育成に係る街頭啓発活動を市と青少年育成所沢市民会議の主催により、関係団体の協力を得ながら実施する。	青少年課

交通安全対策の充実

交通安全教育

番号	事業名・事業内容	担当課
149	交通安全教育推進事業 幼稚園、保育園、小中学校及び高齢者施設などにおいて交通安全教室などを実施することによって、交通事故を未然に防ぎ減少させる。また、小学校通学路の危険か所などに交通指導員を配置し、立哨指導を行う。	交通安全課

被害者支援

番号	事業名・事業内容	担当課
150	交通遺児対策事業 交通事故により保護者を失った遺児に対し遺児手当及び奨学金を支給し、その福祉の増進を図る。	交通安全課

子育てバリアフリーの推進

公共施設のユニバーサルデザイン

番号	事業名・事業内容	担当課
151	ユニバーサルデザイン推進事業 誰もが参加しやすく、暮らしやすいまちづくりをすすめるとともに、心のユニバーサルデザインも推進するため、ユニバーサルデザインのさらなる周知に取り組む。	企画総務課

バリアフリーの推進

番号	事業名・事業内容	担当課
152	駅ボランティア事業 高齢者や障害者をはじめとしたすべての人が公共交通機関などを利用して容易に移動できる、質の高いバリアフリー社会を実現するには、公共交通機関のハード面の整備だけでなくソフト施策が必要となる。そのため、駅ボランティアを育成、スキルアップするための研修を行う。	交通安全課
153	ノンステップバス導入推進事業 子ども、高齢者、障害者、健常者がともに利用でき、安全性及び利便性の高いノンステップバスを導入するための購入費の一部補助を行う。	企画総務課

第4章 教育・保育と地域子ども・子育て支援 事業の展開

第4章 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の展開

「子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、計画期間中に予測される需要量とサービスなどの供給量を定めることとなっています。

教育・保育とは、未就学児童を対象に提供される施設・事業で、幼稚園・保育園・認定こども園及び地域型保育事業（小規模保育事業など）をいいます。これらの施設・事業を通じて、質の高い幼児期の教育・保育を提供していきます。【P.91～95 参照】

地域子ども・子育て支援事業とは、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組として子育て中の親子の交流促進や育児相談などを行う事業をいいます。【P.96～108 参照】

1 目標の設定

1 区域の設定

教育・保育では、1号認定（教育）は市全体を1区域、2号認定・3号認定（保育）は行政区（11区）単位で設定します。

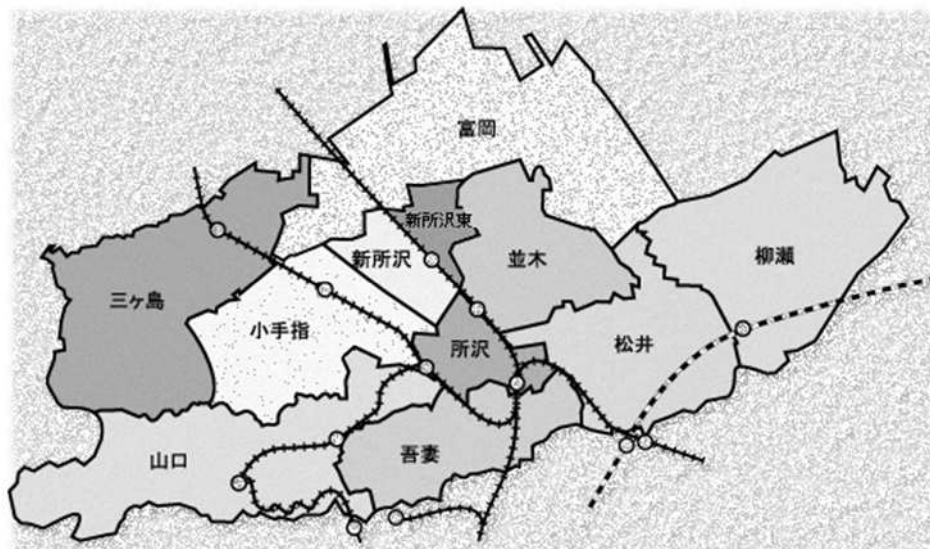
地域子ども・子育て支援事業は市全体を1区域とします。

設定の理由

すべての子どもたちが教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の利用状況、施設の整備の状況などを総合的に勘案しました。基本的には、行政区を越えた広域的な提供体制が必要となるため、提供区域を市全域単位で設定します。

ただし、「保育（2号認定・3号認定）」は、待機児童解消のために、各行政区の需給量を勘案の上、施設整備地区を検討する必要があることから、行政区単位で設定します。

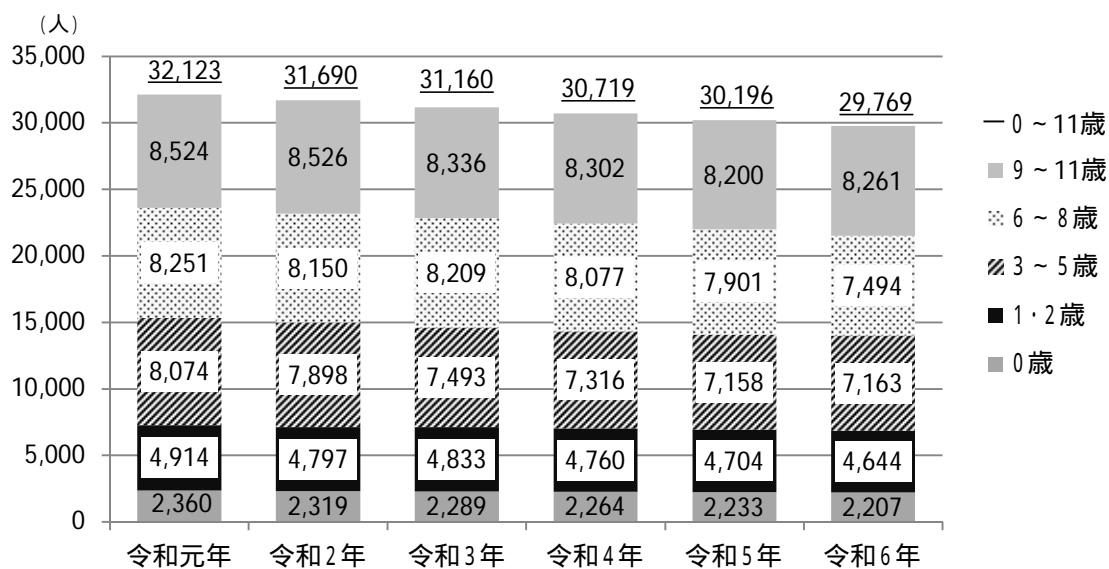
【提供区域（行政区）】



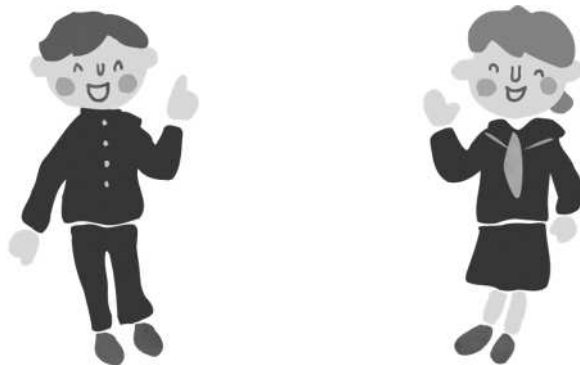
2 将来推計児童数

将来推計児童数は、所沢市総合計画（実施計画）を策定する上で基礎データとしている将来人口推計を用いています。0～11歳人口は、毎年度1～2%程度ずつ減少を続けると見込まれています。

【将来推計児童数】



資料：経営企画課（平成30年度）



2 量の見込みと確保の内容

量の見込みとは、将来推計人口や事業の利用率などから算出される当該年度のニーズ量(需要量)を指します。

確保の内容とは、現在の施設状況や今後の整備状況を勘案した事業種類ごとの提供可能な量(供給量)を指します。

教育・保育の量の見込みと確保の内容では、充足量として、量の見込みと確保の内容の差(確保の内容 - 量の見込み)を需要と供給の差として記載します(不足量は として記載)。

1 教育・保育

量の見込みの考え方

「量の見込み」は、第1期計画において、当初はアンケート調査結果に基づく家庭タイプの割合や事業の利用意向率と将来推計人口を用いて算出しましたが、潜在的な需要を含めた「量の見込み」と実際の教育・保育需要量に乖離が生じていたことから、実情を勘案して中間年(平成29年度)に「量の見込み」の見直しをしています。本計画においても、この見直しを踏襲しつつ、今後の大規模な開発などによる増加も勘案の上、設定しました。

確保の内容の考え方

現在の取組

潜在的な部分も含めた保育需要については、未就学児童の人数、就労意向のある保護者の割合など、さまざまな変動要因があり、正確に推計することは困難ですが、これまでは、地区別の未就学児童の人数に占める保育を必要とする方の割合をおおよそ36%まで伸びると想定した上で推計し、不足する地区内における認可保育施設の新設や既存施設の活用等により対応してきました。

今後の方向性

市内の未就学児童数は減少しており、保育に係る待機児童数も減少していますが、保育を必要とする方の割合が引き続き高い状況にあり、平成31年4月時点の待機児童数は14人と解消されていません。国の『子育て安心プラン』に基づき、令和2年度末までに待機児童の解消を図っていきます。

所沢市においては、待機児童などが低年齢児に集中しており、これまでの第1期計画の方向性を踏襲し、既存の幼稚園からの認定こども園移行、既存の保育施設の定員割振り変更、定員の弾力化の活用などにより、確保量が不足する地区や隣接地区に受入枠を確保していくとともに、保育施設職員確保のための支援や家庭における子育て支援等を検討し、待機児童対策をすすめていきます。また、今後大規模開発などにより、保育需要が急激に高まった場合に、既存施設の活用だけでは受入れが足りないときは、保育園や地域型保育事業所の新設もすすめていきます。

一方で、地区によっては、未就学児童の減少により施設・事業の定員割れも想定されることから、現在運用している定員を超えての受入れ(弾力化の運用)の見直しや、公立保

育園における受入れを調整するなど、地区の需給調整についても検討が必要となります。

幼稚園は、認可定員を満たしていない施設もあるなど、需要量が充足していることから、既存の施設で対応していくこととします。

次ページ以降の表中の用語説明

認定区分

認定区分	要件	施設・事業
1号 (3～5歳)	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
2号 (3～5歳)	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育園 認定こども園
3号 (0～2歳)	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育園 認定こども園 地域型保育事業

確保の内容

- * 1 特定教育・保育施設...子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園、保育園、認定こども園
- * 2 新制度未移行幼稚園...子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園
- * 3 地域型保育事業...小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
- * 4 企業主導型保育事業【地域枠】...企業が主に従業員用に設置する認可外の保育事業
(地域枠は、従業員以外の保育認定を受けた子どもを受け入れる定員枠)

量の見込みと確保の内容

市全域

(単位：人)

	令和2年度				令和3年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
量の見込み	4,345	3,290	2,013	428	4,214	3,290	2,019	429
確保の内容	4,437	3,391	1,880	484	4,437	3,479	2,019	469
特定教育・保育施設 ^{*1}	834	3,391	1,607	412	1,034	3,479	1,679	407
新制度未移行幼稚園 ^{*2}	3,603				3,403			
地域型保育事業 ^{*3}			255	64			322	54
企業主導型保育事業【地域枠】 ^{*4}		0	18	8		0	18	8
充足量(-)	92	101	133	56	223	189	0	40

	令和4年度				令和5年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
量の見込み	3,964	3,183	2,084	422	3,837	3,153	2,084	416
確保の内容	4,437	3,479	2,084	442	4,437	3,479	2,084	442
特定教育・保育施設 ^{*1}	1,034	3,479	1,695	391	1,034	3,479	1,695	391
新制度未移行幼稚園 ^{*2}	3,403				3,403			
地域型保育事業 ^{*3}			371	43			371	43
企業主導型保育事業【地域枠】 ^{*4}		0	18	8		0	18	8
充足量(-)	473	296	0	20	600	326	0	26

	令和6年度			
	1号	2号	3号	
			1・2歳	0歳
量の見込み	3,721	3,130	2,089	412
確保の内容	4,437	3,479	2,089	437
特定教育・保育施設 ^{*1}	1,034	3,479	1,698	388
新制度未移行幼稚園 ^{*2}	3,403			
地域型保育事業 ^{*3}			373	41
企業主導型保育事業【地域枠】 ^{*4}		0	18	8
充足量(-)	716	349	0	25

《参考：実績（平成31年度）》

	1号	2号	3号	
			1・2歳	0歳
特定教育・保育施設 ^{*1}	378	3,272	1,711	360
新制度未移行幼稚園 ^{*2}	4,078			
地域型保育事業 ^{*3}			265	33
合計	4,456	3,272	1,976	393

行政区別

(単位:人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
			1・2歳	0歳		1・2歳	0歳		1・2歳	0歳		1・2歳	0歳		1・2歳	0歳
吾妻地区	量の見込み	221	130	29	219	130	28	211	133	28	209	134	28	207	135	28
	確保の内容	263	115	27	273	123	29	273	139	32	273	139	32	273	139	32
	特定教育・保育施設	263	103	24	273	111	29	273	111	26	273	111	26	273	111	26
	地域型保育事業	/	12	3	/	12	3	/	28	6	/	28	6	/	28	6
	企業主導型保育事業【地域枠】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	充足量(-)	42	15	2	54	7	1	62	6	4	64	5	4	66	4	4
小手指地区	量の見込み	488	358	80	485	357	79	467	367	79	462	368	78	459	371	77
	確保の内容	456	339	94	501	379	103	501	401	81	501	401	81	501	401	81
	特定教育・保育施設	456	260	69	501	284	75	501	292	67	501	292	67	501	292	67
	地域型保育事業	/	79	25	/	95	28	/	109	14	/	109	14	/	109	14
	企業主導型保育事業【地域枠】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	充足量(-)	32	19	14	16	22	24	34	34	2	39	33	3	42	30	4
新所沢地区	量の見込み	309	176	43	306	175	42	295	180	42	292	181	42	290	183	41
	確保の内容	279	158	49	279	181	45	279	181	45	279	181	45	279	181	45
	特定教育・保育施設	279	131	40	279	131	40	279	131	40	279	131	40	279	131	40
	地域型保育事業	/	27	9	/	50	5	/	50	5	/	50	5	/	51	4
	企業主導型保育事業【地域枠】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	充足量(-)	30	18	6	27	6	3	16	1	3	13	0	3	11	1	3
新所沢東地区	量の見込み	120	80	16	125	84	18	121	86	16	120	85	16	119	83	15
	確保の内容	120	73	11	120	89	14	120	89	14	120	89	14	120	89	14
	特定教育・保育施設	120	53	7	120	53	7	120	53	7	120	53	7	120	53	7
	地域型保育事業	/	20	4	/	36	7	/	36	7	/	36	7	/	36	7
	企業主導型保育事業【地域枠】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	充足量(-)	0	7	5	5	5	4	1	3	2	0	4	2	1	6	1
所沢地区	量の見込み	452	343	72	467	352	76	465	371	73	460	365	70	456	358	69
	確保の内容	469	299	83	502	337	72	502	353	75	502	353	745	502	356	72
	特定教育・保育施設	469	228	68	502	256	67	502	256	67	502	256	67	502	258	65
	地域型保育事業	/	65	12	/	75	2	/	91	5	/	91	5	/	92	4
	企業主導型保育事業【地域枠】	0	6	3	0	6	3	0	6	3	0	6	3	0	6	3
	充足量(-)	17	44	11	35	15	4	37	18	2	42	12	5	46	2	3
富岡地区	量の見込み	254	129	26	252	129	25	242	132	25	240	133	25	238	134	25
	確保の内容	248	107	35	248	115	27	248	115	27	248	115	27	248	115	27
	特定教育・保育施設	248	107	35	248	115	27	248	115	27	248	115	27	248	115	27
	地域型保育事業	/	0	0	/	0	0	/	0	0	/	0	0	/	0	0
	企業主導型保育事業【地域枠】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	充足量(-)	6	22	9	4	14	2	6	17	2	8	18	2	10	19	2

(単位:人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
			1・2歳	0歳		1・2歳	0歳		1・2歳	0歳		1・2歳	0歳		1・2歳	0歳
並木地区	量の見込み	241	122	20	239	122	20	230	125	20	228	126	20	226	127	20
	確保の内容	286	112	22	286	112	22	286	112	22	286	112	22	286	112	22
	特定教育・保育施設	286	112	22	286	112	22	286	112	22	286	112	22	286	112	22
	地域型保育事業	/	0	0	/	0	0	/	0	0	/	0	0	/	0	0
	企業主導型保育事業【地域枠】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	充足量(-)	45	10	2	47	10	2	56	13	2	58	14	2	60	15	2
松井地区	量の見込み	371	238	49	368	237	49	354	243	48	351	245	48	349	247	47
	確保の内容	384	244	57	384	244	57	384	251	50	384	251	50	384	252	49
	特定教育・保育施設	384	207	49	384	207	49	384	211	45	384	211	45	384	212	44
	地域型保育事業	/	35	7	/	35	7	/	38	4	/	38	4	/	38	4
	企業主導型保育事業【地域枠】	0	2	1	0	2	1	0	2	1	0	2	1	0	2	1
	充足量(-)	13	6	8	16	7	8	30	8	2	33	6	2	35	5	2
三ヶ島地区	量の見込み	431	223	50	429	219	50	413	228	49	409	226	47	407	229	48
	確保の内容	469	231	54	469	231	54	469	235	50	469	235	50	469	235	50
	特定教育・保育施設	469	221	50	469	221	50	469	225	46	469	225	46	469	225	46
	地域型保育事業	/	0	0	/	0	0	/	0	0	/	0	0	/	0	0
	企業主導型保育事業【地域枠】	0	10	4	0	10	4	0	10	4	0	10	4	0	10	4
	充足量(-)	38	8	4	40	12	4	56	7	1	60	9	3	62	6	2
柳瀬地区	量の見込み	163	95	24	162	95	23	156	97	23	155	98	23	154	98	23
	確保の内容	158	86	28	158	89	25	158	89	25	158	89	25	158	89	25
	特定教育・保育施設	158	77	25	158	78	24	158	78	24	158	78	24	158	78	24
	地域型保育事業	/	9	3	/	11	1	/	11	1	/	11	1	/	11	1
	企業主導型保育事業【地域枠】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	充足量(-)	5	9	4	4	6	2	2	8	2	3	9	2	4	9	2
山口地区	量の見込み	240	119	19	238	119	19	229	122	19	227	123	19	225	124	19
	確保の内容	259	116	24	259	119	21	259	119	21	259	119	21	259	119	21
	特定教育・保育施設	259	108	23	259	111	20	259	111	20	259	111	20	259	111	20
	地域型保育事業	/	8	1	/	8	1	/	8	1	/	8	1	/	8	1
	企業主導型保育事業【地域枠】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	充足量(-)	19	3	5	21	0	2	30	3	2	32	4	2	34	5	2

2 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、それぞれの事業の特性を考慮して、適切な量の確保と質の向上に努めていきます。

地域子ども・子育て支援事業一覧

- (1) ところっこ子育てサポート事業 利用者支援事業
- (2) 妊婦健康診査事業
- (3) 乳児家庭全戸訪問事業
- (4) 養育支援訪問事業その他要保護児童などの支援に資する事業
- (5) 地域子育て支援拠点事業
- (6) 時間外保育事業
- (7) 一般型一時預かり事業
- (8) 幼稚園型一時預かり事業
- (9) 子ども・子育て支援に係る実費徴収助成事業
- (10) 放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ
- (11) 病児・病後児保育事業
- (12) ファミリー・サポート・センター事業

(1) ところっこ子育てサポート事業 利用者支援事業

事業の内容

妊娠期から子育てに関する相談や情報提供、関係機関との調整などを行い、保護者をはじめとする子育てに関わる方を身近な立場で支援する事業です。

この事業には、下記の3種類があります。

- * 母子保健型：妊産婦を対象に、保健師や助産師が妊娠・出産・授乳、子育てについての相談に応じ、専門的な知見から助言を行います。
- * 基本型：子育て家庭を対象に、保育士が当事者目線で寄り添った情報提供や相談、また地域の子育て支援施設の案内を行います。
- * 特定型：子育て家庭を対象に、保育士が保育園・幼稚園の入園に関する事や子育ての悩み事の相談を行います。

量の見込みと確保の内容

(設置数:か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	参考・実績 (平成30年度)
量の見込み						3 (内訳) 母子保健型 1 基本型・特定型 2
母子保健型	1	1	1	1	1	
基本型・特定型	2	2	2	2	2	
確保の内容						
母子保健型	1	1	1	1	1	
基本型・特定型	2	2	2	2	2	

量の見込みの考え方

量の見込みは、身近な場所に設置することが必要であること、及び、地域子育て支援拠点設置数を考慮して設定しました。

確保の内容の考え方

現在の取組

現在は、保健センターにて母子保健型、こども支援センター子育て支援エリア「ルピナス」にて基本型、こども支援課にて特定型を実施し、妊産婦や子育て世代の保護者をはじめとする利用者のニーズに応じた支援をしています。

それぞれの担当者による会議を実施し、情報交換や相談内容の情報提供など、互いに連携を図り、支援の充実に努めています。

今後の方向性

今後も母子保健型・基本型・特定型が情報共有しながら、「子育て世代包括支援センター」としてライフステージに応じて区切られることがないように、「妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援」を実施し、利用者に寄り添った丁寧な対応に努めていきます。

(2) 妊婦健康診査事業

事業の内容

妊婦の疾病や異常を早期発見し、健康の保持・増進と、健康管理の向上を図ることを目的に、妊娠の届出をした市内に住所を有する妊婦に対して、健康診査を実施する事業です。

量の見込みと確保の内容

(対象者数：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	参考・実績 (平成30年度)
量の見込み	2,289	2,264	2,233	2,207	2,193	2,177
確保の内容	2,289	2,264	2,233	2,207	2,193	(受診率94%)

量の見込みの考え方

量の見込みは、将来推計人口(翌年度0歳児)を考慮して設定しました。

確保の内容の考え方

現在の取組

埼玉県医師会加入医療機関、埼玉県助産師会加入医療機関、その他個別契約医療機関において実施しています。

今後の方向性

妊娠届出の面談を活用して、すべての妊婦が健やかに妊娠期を過ごすために、妊娠・出産に関する情報提供や妊婦健康診査の積極的な受診について、周知・啓発に取り組みます。



(3) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の内容

少子化、核家族化が進む社会背景の中で、母親の孤立感や育児不安などに早期に対応するために、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(対象者数:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	参考・実績 (平成30年度)
量の見込み	2,319	2,289	2,264	2,233	2,207	2,088
確保の内容	2,063	2,037	2,014	1,987	1,964	(把握率 88%)

量の見込みの考え方

量の見込みは、将来推計人口(0歳児)を考慮して設定しました。

確保の内容の考え方

現在の取組

新生児・妊産婦訪問、未熟児訪問とあわせて、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、把握に努めています。

また、訪問時に不在であった家庭については、2回目の訪問を実施しています。

訪問員：保健師、助産師(委託を含む)

今後の方向性

里帰り出産などで不在である場合を考慮し、把握率89%を目指します。不在であった家庭については、引き続き市が実施している4か月児健康診査ですべての乳児の養育環境などの把握に努めます。



(4) 養育支援訪問事業その他要保護児童などの支援に資する事業

事業の内容

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事などの養育能力の向上と養育環境の改善を図るための支援（育児・家事援助、相談支援など）を助産師、保育士、ホームヘルパーにより行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(利用世帯数：世帯)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	参考・実績 (平成30年度)
量の見込み	13	13	13	13	13	13
確保の内容	13	13	13	13	13	

量の見込みの考え方

量の見込みは、訪問実績を考慮して設定しました。

確保の内容の考え方

現在の取組

要保護児童対策地域協議会 は、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の把握に努め、関係機関が情報共有し、連携して児童及びその保護者へ支援を行っています。その中で、特に養育支援が必要な世帯については、協議会の実務者会議において養育支援訪問事業の実施の適否を判断するとともに、家庭の状況に合わせて、期間・支援者・支援内容を決定します。支援は、ホームヘルパーによる育児・家事の援助又は助産師及び保育士による専門的な養育に関する指導や助言などを訪問により実施するもので、個々の家庭の抱える養育上の課題の解決、負担軽減を図っています。

今後の方向性

今後も要保護児童対策地域協議会の関係機関と情報共有し、連携することにより、少子化、核家族化が進む現代社会において、地域で孤立し、子どもの養育に課題がある家庭の把握に努めるとともに、当該家庭及び児童への支援の充実を図ります。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、支援対象児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う、児童及び保護者の支援を目的とした地域連携（ネットワーク）の場です。

(5) 地域子育て支援拠点事業

事業の内容

家庭や地域における子育て環境の変化や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大などに対応するため、保育園や児童館などの地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するとともに、地域の子育て関連情報の提供や、子育てに関する講習などを実施する事業です。

量の見込みと確保の内容

(年間延べ利用者数:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	参考・実績 (平成30年度)
量の見込み	295,678	289,842	290,729	289,469	288,943	294,344
確保の内容	317,700	317,700	317,700	317,700	317,700	

量の見込みの考え方

量の見込みは、年間延べ利用者数の実績と今後の利用者数の推移を考慮して算出しました。

確保の内容の考え方

現在の取組

事業開始当初は、認可保育施設に併設する形ですすめました。平成25年度から各行政区への充足を目的に、児童館へ事業を拡大し、現在26施設で実施しています。

今後の方向性

各行政区としては充足しており、確保の内容も量の見込を上回っていることから、引き続き事業を継続し、子育て家庭の不安の軽減に努めていきます。



(6) 時間外保育事業

事業の内容

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤などに伴う時間外保育需要に対応するため、保育園などで通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(利用者数:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	参考・実績 (平成30年度)
量の見込み	3,946	3,951	3,917	3,893	3,878	3,899
確保の内容	5,729	5,941	5,979	5,979	5,979	

量の見込みの考え方

量の見込みは、年間利用者数の実績と今後の利用者数の推移を考慮して算出しました。

確保の内容の考え方

現在の取組

時間外保育事業については、保育園(55園)、認定こども園(7園)及び地域型保育事業(10施設)で保育標準時間(11時間)を超えて0.5時間から2時間までの時間外保育事業を実施しています。また、最長で20時まで(13時間開所)実施しており、在園児を対象に事業を提供しています。

今後の方向性

時間外保育事業の利用については、施設の開所時間を限度に利用することができることから、確保の内容を施設の認可定員数とし、引き続きすべての在園児に対して事業を提供していきます。

計画期間中の取組としては、新たに実施する施設については、地域の実情に応じて利用可能な時間を設定していきますが、実施中の施設については、地域によっては20時までの時間外保育を希望する利用者が少ないところもあるため、今後は各園の状況を踏まえながら、地域の実情に応じて時間外保育時間の変更を検討していきます。



(7) 一般型一時預かり事業

事業の内容

保護者の病気などの緊急時や就労などで家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園やその他の場所で一時的に預かる事業です。

量の見込みと確保の内容

(年間延べ利用者数：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	参考・実績 (平成30年度)
量の見込み	35,024	34,121	33,507	32,937	32,759	31,705
確保の内容	87,000	87,000	87,000	87,000	87,000	

量の見込みの考え方

量の見込みは、年間延べ利用者数の実績と今後の利用者数の推移を考慮して算出しました。

確保の内容の考え方

現在の取組

新たな認可保育施設の設置時に、一時預かり事業の併設を求めてきたことにより現在では実施園が30施設となり、1日当たり300人の受入れが可能となっています。

今後の方向性

平成30年度実績における施設の利用率が定員に対して36.4%となっています。現時点では待機児童の受け皿として利用されているケースや就労形態や生活様式の多様化によりニーズは高まっています。ところっこ子育てサポート事業の相談・助言を行いながら、現状の施設数を維持することを通じて受入枠の確保を図ります。



(8) 幼稚園型一時預かり事業

事業の内容

幼稚園などにおいて通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請などに応じて、主に在園児を対象に一時的に預かる事業です。

量の見込みと確保の内容

(年間延べ利用者数 : 人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	参考・実績 (平成30年度)
量の見込み	125,523	121,738	114,516	110,847	107,496	107,902
確保の内容	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	

量の見込みの考え方

量の見込みは、年間延べ利用者数の実績と今後の利用者数の推移を考慮して算出しました。

確保の内容の考え方

現在の取組

幼稚園型一時預かり事業の利用時間は施設により異なりますが、最長 19 時まで実施しています。年間実施日数の平均は 218 日となっており、年間延べ 107,902 人の児童を預かっています。

今後の方向性

本事業を利用することにより、就労等により保育を必要とする保護者であっても、労働時間等の状況によっては、保育施設だけでなく幼稚園も利用できることを知っていただき、選択肢の一つとして検討していただけるよう、さらに周知を図るとともに、引き続き利用者が利用したいときに、いつでも利用できるような環境を保っていきます。



(9) 子ども・子育て支援に係る実費徴収助成事業

事業の内容

生活保護受給世帯が、施設型給付を受ける幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する場合に、日用品・文房具などの購入費、行事参加費、教材費、通園費などの一部を助成する事業です。

また、令和元年10月1日から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯又は多子世帯の児童が、園に支払った食材料費のうち、副食材料費の一部を助成する事業を行っています。

なお、事業内容の変更に伴い、第1期計画における事業名「特定教育・保育施設等実費徴収助成事業」から名称変更しています。

量の見込みと確保の内容

(給付対象者数：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	参考・実績 (平成30年度)
量の見込み	719	719	719	719	719	38
確保の内容	719	719	719	719	719	

量の見込みの考え方

量の見込みは、対象世帯数の実績に基づき設定しました。

確保の内容の考え方

現在の取組

子ども・子育て支援に係る実費徴収助成事業の対象となる世帯に対し、事業を周知するとともに、事業に係る申請を促し、施設の協力を得ながら、対象経費の一部を助成しています。

今後の方向性

国の制度改正などを踏まえながら、必要に応じて事業の拡充などを検討します。

(10) 放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ

事業の内容

放課後に帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対して、放課後や長期休暇など、保護者に代わって保育を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(利用者数：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	参考・実績 (平成30年度)
量の見込み(合計)	2,557	2,578	2,679	2,597	2,585	2,208
1年生	746	752	782	758	754	
2年生	665	671	697	676	673	
3年生	537	542	563	546	543	
4年生	348	351	365	353	352	
5年生	171	173	180	174	173	
6年生	89	90	93	90	90	
確保の内容	2,475	2,595	2,679	2,679	2,679	

量の見込み、確保の内容は面積基準である児童一人当たり面積概ね 1.65 m²を確保した場合での人数

量の見込み(合計)は、端数処理の関係で各学年の利用者数の合計と一致しない場合があります。

量の見込みの考え方

量の見込みは、「新・放課後子ども総合プラン（以下、新プラン）」に基づき、前年度の5歳児の保育園の申込み者数などから小学校1年生から6年生までの放課後児童クラブの量の見込みを算出しました。なお、算出にあたっては、推計児童数、放課後児童クラブの実利用率、学年ごとの逓減率（少しずつ減っている割合）などを加味し算出しました。

確保の内容の考え方

現在の取組

児童館で実施している生活クラブ12か所と小学校の近隣などの専用施設で実施している児童クラブ37か所の合計49か所で実施しており、平成31年4月1日時点での入所児童数は3,105人となっています。確保の内容については、放課後児童クラブの実利用率などを加味した定員の確保に取り組んでおります。

今後の方向性

新プランに基づく算出方法では、放課後児童健全育成事業に対する利用希望数は令和4年度まで増加し、それをピークに減少していきます。

また、新プランには、「放課後児童クラブについて、令和3(2021)年度末までに待機児童の解消を図る。」とあることから、事業計画期間の中間年である令和4年度に量の見込みと確保の内容を一致することを目標として民設民営児童クラブの設置や児童クラブ施設の改修などさまざまな手段により定員拡大を図ります。

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭などが直面する「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進するため、令和元年度から5年間を対象として文部科学省と厚生労働省が策定したプランのこと。

(11) 病児・病後児保育事業

事業の内容

児童が発熱などの急な病気となった場合に、病院や保育園などに付設された専用スペースで看護師などが一時的に保育を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(年間延べ利用者数：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	参考・実績 (平成30年度)
量の見込み	832	832	832	832	832	603
確保の内容	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	

量の見込みの考え方

量の見込みは、年間延べ利用者数の実績を用いて算出しました。

確保の内容の考え方

現在の取組

市内の東・西・中央の3か所に施設を配置し、年間利用可能数として3,480人の受入れを可能としていますが、平成30年度の利用実績は603人で、施設の稼働率は約17%となっています。

今後の方向性

平成30年度実績における施設の稼働率が定員に対し、約17%となっていることから、量の見込みに大きな増加が生じなければ、令和2年度を目途に、現状の施設数を維持することで受入枠を確保します。今後は、3施設の稼働率が上がることであれば、施設の定員増など検討する必要があります。また、病後児保育については病児保育より利用者が少ないことから、今後は必要に応じて病児保育への移行も検討します。



(12) ファミリー・サポート・センター事業

事業の内容

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と援助を行いたい方を組織化し、地域での相互援助活動を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(年間利用件数：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	参考・実績 (平成30年度)
量の見込み	17,820	17,640	17,280	17,100	16,920	16,286
確保の内容	18,000	17,836	17,664	17,484	17,575	

量の見込みの考え方

量の見込みは、利用者数及び利用回数の実績と今後の利用者数の推移を考慮して算出しました。

確保の内容の考え方

現在の取組

育児の援助を受けたい方(利用会員...市内在住・在勤で0～12歳の子どもを養育している方)と、育児の援助を行いたい方(援助会員...市内在住で20歳以上の方。講習会の受講が必須)を組織化し、地域での相互援助活動を行っています。ファミリー・サポート・センター事業は、委託により実施し、センターが利用会員の希望する援助内容(保育施設等への送迎や一時的な預かりなど)に応じて、条件に合致する援助会員を紹介します。

今後の方向性

援助会員の中心となっている60歳代の就労が増加しているため、援助会員の確保が難しくなっていることから、今後も引き続き事業に関する広報活動を行い援助会員の確保に努めるとともに、援助会員を対象とした講習会の充実を図ることで、援助会員の平均援助回数を増やし、利用会員が利用したいときにいつでも利用できるような環境を整えます。



第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

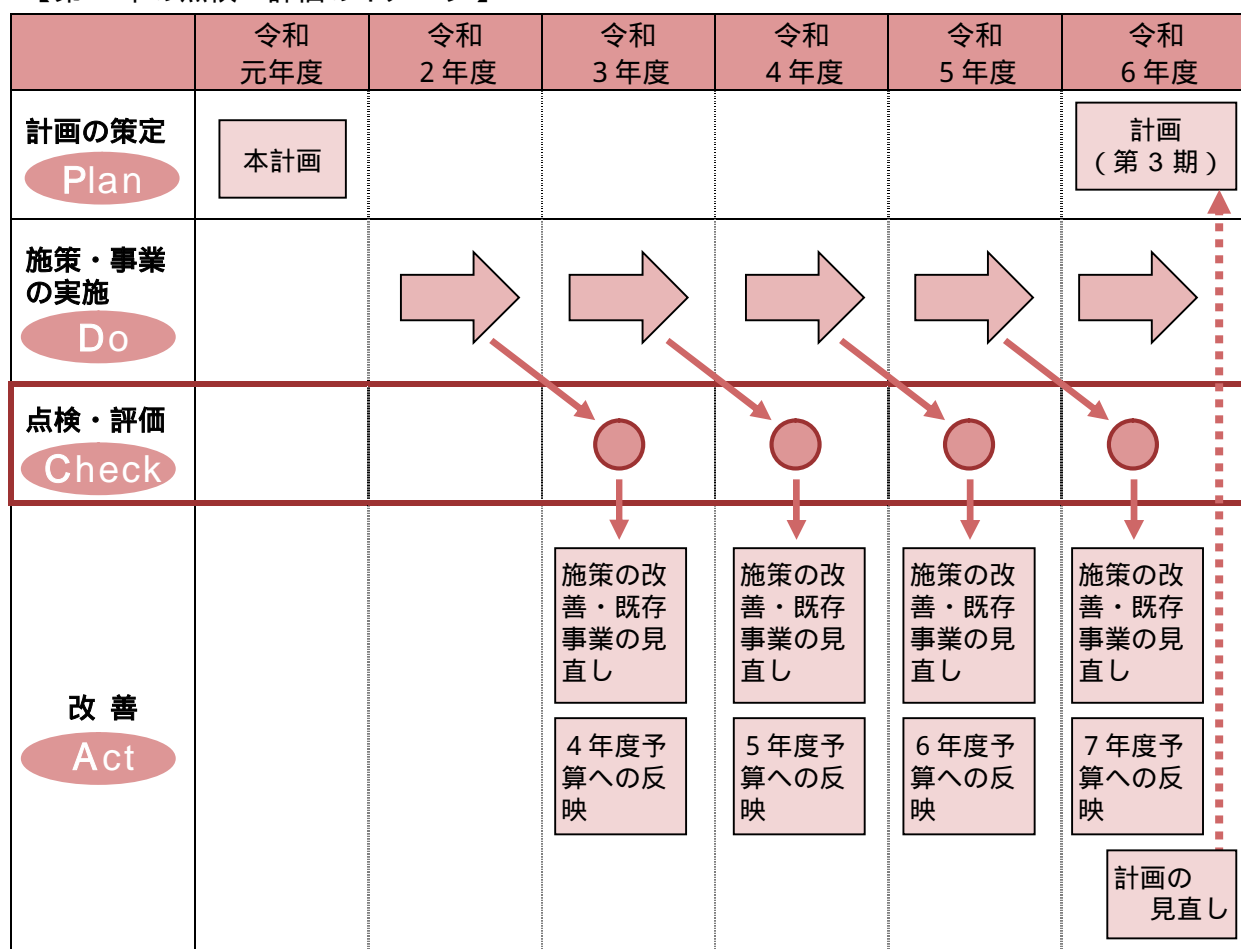
計画を着実に推進していくため、毎年度計画の進捗状況を確認し、各事業の点検・評価を行います。

計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルを確保し、計画に基づく施策・事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要です。

特に、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業について、子ども・子育て会議で、進捗状況の確認、点検・評価を行います。必要に応じて計画の見直しを行い、施策の改善、既存事業の見直し、予算への反映なども検討します。

以上のように、進行管理を行い、また財政状況を考慮して、本計画の着実な実施や推進を図っていきます。

【第4章の点検・評価のイメージ】



2 計画の推進体制

(1) 関係機関の連携強化

すべての家庭に対する総合的な子育て支援を行っていくためには、市内外の関係機関や住民組織との協働による情報の共有化と連絡調整が重要となります。

国・県・他市町村はもとより、自治会や子育て支援に関わる住民組織、児童相談所、医療機関、保健所、教育機関、警察などとの連携を強化することで、本計画の実効性の向上を図ります。

(2) 情報公開・提供の充実

広報紙や市ホームページ等の多様な広報媒体を活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への浸透を図ります。また、市役所の担当部署における情報の共有化をすすめることで、より効率的に本計画の推進を図ります。

(3) 庁内点検体制の充実

本計画に係る部署を中心に、計画の進捗状況の定期的なフォローアップが必要であり、施策の実施状況や実施にかかる費用の使途実績などについて各年度において点検・評価を実施し、本計画の着実な実施や推進を図ります。

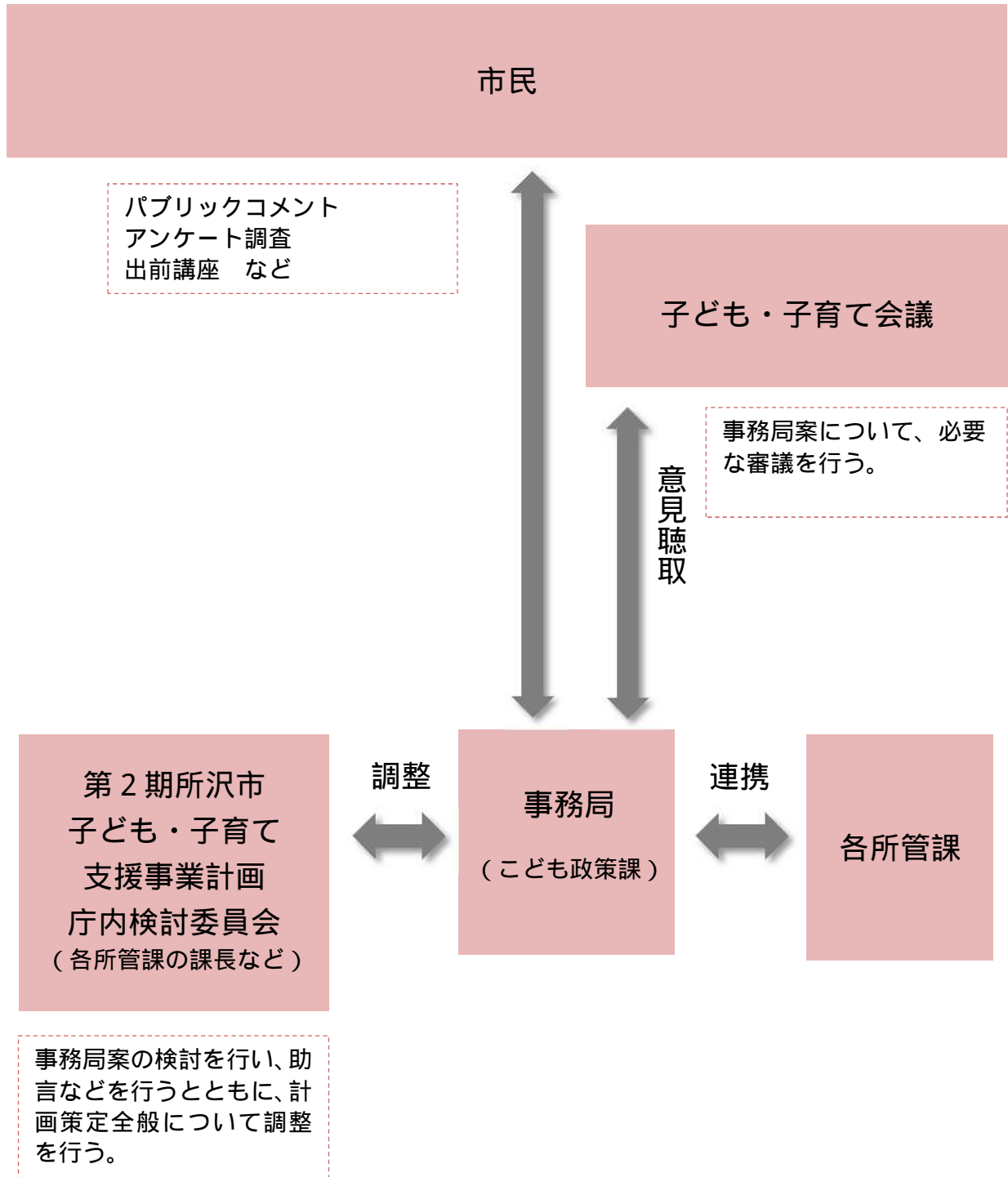


資料編

資料編

1 策定体制

第2期計画の策定体制



2 策定経過

年月日		会議名、主な検討・報告内容など
平成30年度	5月29日	第1回子ども・子育て会議 ・各事業の進捗状況 ・教育・保育施設等の利用定員等 ・アンケート調査の概要
	10月16日	第2回子ども・子育て会議 ・教育・保育施設等の利用定員等 ・アンケート調査票案
	11月9日 ~12月28日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査（郵送配布・回収） ・就学前児童2,500人、小学生1,500人
	2月5日	第3回子ども・子育て会議 ・第1期計画平成30年度見直し案 ・アンケート調査結果速報 ・第2期計画策定方針案 など
令和元年度	5月13日	第1回第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会 ・子ども・子育て支援事業計画の概要 ・庁内検討委員会の役割 ・第2期計画全体構成・骨子案
	5月28日	第1回子ども・子育て会議 ・各事業の進捗状況 ・教育・保育施設等の利用定員等 ・第2期計画全体構成・骨子案
	7月5日	第2回第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会 ・教育・保育の量の見込みと確保の内容
	7月31日	第2回子ども・子育て会議 ・教育・保育の「量の見込み」と「確保の内容」 ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」
	8月22日	第3回第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会 ・第2期計画 第3章 ・第2期計画イメージ案
	8月26日	第3回子ども・子育て会議 ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」 ・第2期計画素々案
	10月11日	第4回第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会 ・第2期計画素案
	10月29日	第4回子ども・子育て会議 ・第2期計画素案
	11月30日 ~12月20日	パブリックコメント ・市ホームページへの掲載、市役所窓口での閲覧・配布
	2月3日	第5回子ども・子育て会議 ・第2期計画最終案

3 所沢市子ども・子育て会議 委員名簿

任期：平成29年9月1日～令和元年8月31日

(敬称略・順不同)

No.	氏名	所属
1	豊泉 尚美	学校法人 秋草学園 秋草学園短期大学
2	市川 奈緒子	学校法人 白梅学園 白梅学園大学
3	西川 達男 (前任) 遠藤 和幸 (後任) 令和元年5月1日から	埼玉県所沢児童相談所
4	横須賀 邦子	所沢市立小中学校校長会
5	三上 明男	所沢市民生委員・児童委員連合会
6	粕谷 治彦 (前々任) 上野 勝久 (前任) 平成30年7月1日から 星野 貴志 (後任) 令和元年7月1日から	所沢市PTA連合会
7	小沢 貞泰	所沢市放課後児童対策協議会
8	藤澤 拓也	所沢市私立幼稚園協会
9	喜多濃 定人 (前任) 川口 貴史 (後任) 令和元年5月15日から	埼玉県保育協議会
10	藺田 公斗	地域型保育事業運営団体
11	小松 君恵	地域子育て支援拠点事業運営団体
12	水野 良司	放課後児童健全育成事業運営団体
13	森田 純子	所沢商工会議所
14	渡辺 良雄	所沢地区労働組合協議会
15	當眞 昭子	子ども・子育て支援関係者
16	渡邊 雄太	市民公募
17	大橋 ちづる	市民公募
18	島田 桂子	市民公募
19	中村 好恵	市民公募
20	関 順子	市民公募

任期：令和元年9月1日～令和3年8月31日

(敬称略・順不同)

No.	氏名	所属
1	秋山 展子	学校法人 秋草学園 秋草学園短期大学
2	宮田 まり子	学校法人 白梅学園 白梅学園大学
3	遠藤 和幸	埼玉県所沢児童相談所
4	横須賀 邦子	所沢市立小中学校校長会
5	三上 明男 (前任) 佐々木 弘子 (後任) 令和2年1月15日から	所沢市民生委員・児童委員連合会
6	小沢 貞泰	所沢市放課後児童対策協議会
7	渡辺 由美子	所沢市私立幼稚園協会
8	川口 貴史	埼玉県保育協議会
9	藺田 公斗	地域型保育事業運営団体
10	小松 君恵	地域子育て支援拠点事業運営団体
11	水野 良司	放課後児童健全育成事業運営団体
12	森田 純子	所沢商工会議所
13	渡辺 良雄	所沢地区労働組合協議会
14	秋葉 文子	子ども・子育て支援関係者
15	田口 眞弓	子ども・子育て支援関係者
16	大庭 久美波	市民公募
17	若松 冬美	市民公募
18	石橋 恵 (前任) 鈴木 千穂 (後任) 令和元年12月1日から	市民公募
19	菅沼 佳久	市民公募
20	城戸 妙子	市民公募

職名	所属・職名	氏名
委員長	こども未来部次長	町田 真治
委員	こども政策課長	瀧澤 恵
委員	こども支援担当参事	市來 広美
委員	こども福祉課長	小川 和彦
委員	青少年課長	森田 茂明
委員	保育幼稚園課長	小山 貴之
委員	保育幼稚園課主幹	新井 恵美子
委員	健康づくり支援課長	野上 進
委員	健康づくり支援課主幹	松本 加代子
委員	教育総務課長	安田 幸雄
委員	学校教育部次長	戸村 達男
委員	生活福祉担当参事	荻野 亨

5 所沢市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、所沢市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務(同項第4号に掲げる事務にあつては、法律又は他の条例に基づき市が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。)を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(次号において「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子

ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。
(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 4 3 年条例第 1 4 号)
の一部を次のように改正する。

別表第 1 市民医療センター運営委員会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	”	7 , 9 0 0 円
-------------	---	-------------

6 子ども・子育て支援法（抄）

（平成24年8月22日法律第65号）

最終改正：令和元年5月17日法律第7号

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 子ども・子育て支援給付

第1節 通則（第8条）

第2節 子どものための現金給付（第9条・第10条）

第3節 子どものための教育・保育給付

第1款 通則（第11条—第18条）

第2款 教育・保育給付認定等（第19条—第26条）

第3款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第27条—第30条）

第4節 子育てのための施設等利用給付

第1款 通則（第30条の2・第30条の3）

第2款 施設等利用給付認定等（第30条の4—第30条の10）

第3款 施設等利用費の支給（第30条の11）

第3章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

第1節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第1款 特定教育・保育施設（第31条—第42条）

第2款 特定地域型保育事業者（第43条—第54条）

第3款 業務管理体制の整備等（第55条—第57条）

第4款 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第58条）

第2節 特定子ども・子育て支援施設等（第58条の2—第58条の12）

第4章 地域子ども・子育て支援事業（第59条）

第4章の2 仕事・子育て両立支援事業（第59条の2）

第5章 子ども・子育て支援事業計画（第60条—第64条）

第6章 費用等（第65条—第71条）

第7章 子ども・子育て会議等（第72条—第77条）

第8章 雑則（第78条—第82条）

第9章 罰則（第83条—第87条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することがで

きる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第3条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

(2) 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

(3) 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第5条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(定義)

第6条 この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第7条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満3歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育をいう。

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。

5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。

7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。

8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。

9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。

10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。

(1) 認定こども園(保育所等(認定こども園法第2条第5項に規定する保育所等をいう。第5号において同じ。))であるもの及び第27条第1項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第30条の11第1項第1号、第58条の4第1項第11号、第58条の10第1項第2号、第59条第3号口及び第6章において同じ。)

(2) 幼稚園(第27条第1項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第30条の11第1項第2号、第3章第2節(第58条の9第6項第3号口を除く。))第59条第3号口及び第6章において同じ。)

(3) 特別支援学校(学校教育法第1条に規定する特別支援学校をいい、同法第76条第

2 項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。)

- (4) 児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。)のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
 - イ 認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けたもの
 - ロ 認定こども園法第 3 条第 1 項の規定による公示がされたもの
 - ハ 第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの
- (5) 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育(教育又は保育をいう。以下同じ。)であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの
 - イ 認定こども園(保育所等であるものを除く。) 幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間
 - ロ 認定こども園(保育所等であるものに限る。) イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間
- (6) 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業(前号に掲げる事業に該当するものを除く。)
- (7) 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 3 項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
- (8) 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 4 項に規定する子育て援助活動支援事業(同項第 1 号に掲げる援助を行うものに限る。)のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

第 5 章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第 60 条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- (2) 次条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第 62 条第 1 項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

- (3) 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - (4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第72条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (市町村子ども・子育て支援事業計画)
- 第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - (2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - (3) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - (4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - (2) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第4項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

- 第62条 都道府県は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - (2) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - (3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村と

の連携に関する事項

- (4) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - (5) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
 - (6) 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- (1) 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - (2) 教育・保育情報の公表に関する事項
 - (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第108条第1項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第17条第2項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第4項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

- 第63条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(国の援助)

- 第64条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第7章 子ども・子育て会議等

(設置)

- 第72条 内閣府に、子ども・子育て会議(以下この章において「会議」という。)を置く。

(権限)

- 第73条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理する

ほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

(会議の組織及び運営)

第74条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第75条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第76条 第72条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。

(2) 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進

に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第2条第4項、第12条(第31条の規定による第27条第1項の確認の手續(第77条第1項の審議会その他の合議制の機関(以下この号及び次号において「市町村合議制機関」という。)の意見を聴く部分に限る。)、第43条の規定による第29条第1項の確認の手續(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))、第61条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))及び第62条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備(第77条第4項の審議会その他の合議制の機関(次号において「都道府県合議制機関」という。)の意見を聴く部分に限る。))に係る部分を除く。))及び第13条の規定 公布の日

- (2) 第7章の規定並びに附則第4条、第11条及び第12条(第31条の規定による第27条第1項の確認の手續(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))、第43条の規定による第29条第1項の確認の手續(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))、第61条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))及び第62条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備(都道府県合議制機関の意見を聴く部分に限る。))に係る部分に限る。))の規定 平成25年4月1日

- (3) 附則第10条の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日

- (4) 附則第7条ただし書及び附則第8条ただし書の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」という。))前の政令で定める日

(検討等)

第2条 政府は、総合的な子ども・子育て支援の実施を図る観点から、出産及び育児休業に係る給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 3 政府は、この法律の公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果

に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、前3項に定める事項のほか、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第2条の2 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。

(財源の確保)

第3条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

(保育の需要及び供給の状況の把握)

第4条 国及び地方公共団体は、施行日の前日までの間、子ども・子育て支援の推進を図るための基礎資料として、内閣府令で定めるところにより、保育の需要及び供給の状況の把握に努めなければならない。

7 次世代育成支援対策推進法（抄）

（平成15年7月16日法律第120号）

最終改正：平成29年3月31日法律第14号

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針（第7条）

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第8条—第11条）

第3節 一般事業主行動計画（第12条—第18条）

第4節 特定事業主行動計画（第19条）

第5節 次世代育成支援対策推進センター（第20条）

第3章 次世代育成支援対策地域協議会（第21条）

第4章 雑則（第22条・第23条）

第5章 罰則（第24条—第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第7条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第5条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第6条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針

第7条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画並びに第12条第1項の一般事業主行動計画及び第19条第1項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- (2) 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- (3) その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- (2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね1年に1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定することができる。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - (2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - (3) 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね1年に1回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第10条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第11条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第22条第1項の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、第8条から第19条まで、第22条第2項、第23条から第25条まで、第26条第1号から第3号まで及び第27条の規定は平成17年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第20条第2項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第5項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

8 母子及び父子並びに寡婦福祉法（抄）

（昭和39年7月1日法律第129号）

最終改正：平成28年6月3日法律第63号

（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施等）
第10条の2 都道府県等は、母子家庭等及び寡婦が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画

～ ところっこ すくすく サポートプラン ～

令和2年3月

所沢市 こども未来部 こども政策課

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

TEL : 04-2998-9415 FAX : 04-2998-9035

Eメール : a9415@city.tokorozawa.lg.jp

<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>

